

2023年5月18日策定  
2023年7月10日改訂  
2024年2月8日改訂  
2024年4月16日改訂  
2024年6月28日改訂  
2024年11月12日改訂

—2024年度版—

省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書  
(特定事業者等)記入要領

2024年11月12日

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

## はじめに

本書は、定期報告書・中長期計画書の提出にあたって記入方法について取りまとめたものです。

### 対象者：特定事業者等

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和54年6月22日法律第49号。以下「旧省エネ法」という。）は、一定規模以上の事業者を特定事業者（特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を含む。以下「特定事業者等」という。）として指定を受けた特定事業者等（特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を含む。以下「特定事業者等」という。）

### 対象書類：①定期報告書

事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載した省エネ法第16条第1項、第28条第1項及び第40条第1項に基づく定期報告書（以下「定期報告書」という。）

### ②中長期計画書

事業者全体の取組等に関する計画を記載した省エネ法第15条第1項、第27条第1項及び第39条第1項に基づく中長期計画（以下「中長期計画書」という。）

提出期限：毎年度7月末日まで

### 前回改訂からの主な変更点

（6月28日改訂）

・上水道業の事業所管大臣を厚生労働大臣から国土交通大臣に変更

（11月12日改訂）

・定期報告書の提出先（省庁）の連絡先を修正

## ※重要※ 定期報告時の様式について

2024 年度報告より、中長期計画書、定期報告書の両方が改正省エネ法での様式となります。ご注意ください。

### ●2023 年度提出

定期報告書 ⇒ [旧省エネ法]

中長期計画書 ⇒ [改正省エネ法]

### ●2024 年度提出

定期報告書 ⇒ [改正省エネ法] ※2024 年度報告より、定期報告書も改正様式での報告が必要。

中長期計画書 ⇒ [改正省エネ法]

## 問い合わせ先

省エネ法、EEGS に関するお問い合わせ窓口を設置しています。ご不明点等ございましたら、以下までお問い合わせください。

### ・省エネ法ヘルプデスク

様式 43 の提出方法、定期報告書の書き方、省エネ法の内容等に関する各種お問い合わせに回答いたします。

お問い合わせフォーム: <https://taylori.com/f/sehd2024/>

電話番号 : 0570-000-291

※お問い合わせはできるだけフォームからお願いします。

### ・EEGS ヘルプデスク

EEGS の操作方法に関するお問い合わせに回答いたします。

E-Mail: g-eebs-support@sec.co.jp

電話番号 : 03-4446-6054

※お問い合わせはできるだけメールでお願いします。

## 【補足】中長期計画書提出および定期報告書提出の目的

2023 年 4 月施行の「改正省エネ法」では、「非化石エネルギーへの転換」に関する措置として、(エネルギー使用合理化の定期報告等の義務の対象となっている) 大規模需要家に対し、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画（2030 年度が目標年）及び定期報告の提出を義務化しています。

●国は、必要に応じて、指導・助言を行います。また、非化石エネルギーへの転換状況が著しく不十分である場合、関連する技術の水準等を勘案した上で、勧告や公表を行います。

●非化石エネルギーへの転換を促すインセンティブとして、優良な事業者の評価や、予算措置等による支援も今後検討予定です。



## 【参考】特定表・認定表・指定表 一覧表

事業者全体の報告部分	
<b>特定-第1表</b>	事業者の名称等
<b>特定-第2表</b>	事業者のエネルギーの使用量等
<b>特定-第3表</b>	事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等
<b>特定-第4表</b>	事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況
<b>特定-第5表</b>	エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由
<b>特定-第6表</b>	ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）
<b>特定-第7表</b>	判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報
<b>特定-第8表</b>	事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況
<b>特定-第9表</b>	その他事業者が実施した措置
<b>特定-第10表</b>	事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化工エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧
<b>特定-第11表</b>	現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化工エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石転換等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧
<b>特定-第12表</b>	事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等
事業者（認定管理統括事業者又は管理関係事業者）ごとの報告部分	
<b>認定-総括表</b>	認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧
<b>認定-第1表</b>	事業者の名称等
<b>認定-第2表</b>	事業者のエネルギーの使用量等
<b>認定-第3表</b>	事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化工エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧
<b>認定-第4表</b>	現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化工エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧
<b>認定-第5表</b>	事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等
個別の工場・事業場の報告部分	
<b>指定-第1表</b>	エネルギー管理指定工場等、連鎖化工エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等
<b>指定-第2表</b>	エネルギー管理指定工場等、連鎖化工エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

<b>指定-第 3 表</b>	エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況
<b>指定-第 4 表</b>	エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値
<b>指定-第 5 表</b>	エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況
<b>指定-第 6 表</b>	過去 5 年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況
<b>指定-第 7 表</b>	エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合の理由
<b>指定-第 8 表</b>	エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1 又は 2 のいずれかに記入すること。）
<b>指定-第 9 表</b>	その他実施した措置
<b>指定-第 10 表</b>	エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

## 目次

### 1. 一般事項

(1) 定期報告書の提出対象となる事業者 .....	P8
(2) 報告義務者及び罰則 .....	P8
(3) 定期報告書の提出期限、提出先及び提出部数 .....	P8
(4) オンライン提出のお願い .....	P8
(5) EEGS の利用開始方法 .....	P9
(6) 報告範囲 .....	P10
①事業者の報告範囲 .....	P10
②事業者の合併等の扱い .....	P11
(7) 報告するエネルギーの範囲 .....	P12
(8) 極めて小さな工場等におけるエネルギー使用量の扱いについて .....	P18
(9) テナントビル等、複数事業者がひとつの工場等に混在する場合の エネルギー使用量の算出方法 .....	P18
(10) 産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者の取扱い .....	P21
(11) 連携省エネルギー計画認定制度について .....	P23

### 2. 定期報告書（様式第9）について

#### I. 特定表

##### 【事業者単位の報告】

(1) 表紙 .....	P25
(2) 特定-第1表 .....	P27
(3) 特定-第2表 .....	P30
(4) 特定-第3表 .....	P56
(5) 特定-第4表 .....	P65
(6) 特定-第5表 .....	P71
(7) 特定-第6表 .....	P73
(8) 特定-第7表 .....	P78
(9) 特定-第8表 .....	P80
(10) 特定-第9表 .....	P85
(11) 特定-第10表 .....	P94
(12) 特定-第11表 .....	P96
(13) 特定-第12表の1 .....	P97
(14) 特定-第12表の2 .....	P100
(15) 特定-第12表の3 .....	P100
(16) 特定-第12表の4の1 .....	P100
(17) 特定-第12表の4の2 .....	P101
(18) 特定-第12表の5 .....	P103
(19) 特定-第12表の6の1 .....	P104
(20) 特定-第12表の6の2 .....	P105

<u>(21) 特定-第12表の6の3</u>	P106
<u>(22) 特定-第12表の6の4</u>	P107
<u>(23) 特定-第12表の7</u>	P108
<u>(24) 共同省エネルギー事業</u>	P109

## II. 指定表

### [エネルギー管理指定工場等単位の報告]

<u>(1) 指定-第1表</u>	P115
<u>(2) 指定-第2表</u>	P117
<u>(3) 指定-第3表</u>	P123
<u>(4) 指定-第4表</u>	P127
<u>(5) 指定-第5表</u>	P129
<u>(6) 指定-第6表</u>	P130
<u>(7) 指定-第7表</u>	P131
<u>(8) 指定-第8表</u>	P133
<u>(9) 指定-第9表</u>	P144
<u>(10) 指定-第10表の1</u>	P145
<u>(11) 指定-第10表の2</u>	P145
<u>(12) 指定-第10表の3</u>	P146
<u>(13) 指定-第10表の4</u>	P146
<u>(14) 指定-第10表の5</u>	P148

## III. 認定表（記載は認定管理統括事業者のみが該当）

### [認定管理統括事業者等の報告]

<u>概要</u>	P149
<u>総括表</u>	P150
<u>(3) 認定-第1表～第5表</u>	P151

<u>3. 中長期計画書（様式第8）について</u>	P153
<u>I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等</u>	P153
<u>II エネルギー使用量</u>	P156
<u>III エネルギーの使用の合理化に関する計画</u>	P156
<u>IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画</u>	P160

<u>別添資料1 定期報告書の提出先について</u>	P169
<u>別添資料2 都市ガス供給事業者（旧一般ガス事業者）の供給熱量一覧</u>	P182
<u>別添資料3 自営線または自己託送制度を用いて供給された電気の評価方法について</u>	P193
<u>別添資料4 未利用熱に関する覚書</u>	P195
<u>別添資料5 非化石燃料の熱量換算係数の根拠となる資料（作成例）</u>	P196
<u>別添資料6 自然界に存する熱等の測定方法について</u>	P198

<u>別添資料 7 各措置における電気の一次換算係数について</u>	P200
<u>別添資料 8 電気の需要の最適化について</u>	P201
<u>別添資料 9 証書等による非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法等について</u>	P205
<u>別添資料 10 生産数量等の記入単位について</u>	P210
<u>別添資料 11 業務用ビルにおける生産数量等の記入単位について</u>	P212
<u>別添資料 12 特定－第7表2 電力供給業及び石炭火力電力供給業の ベンチマークの算出に関する事項（記載例）</u>	P213
<u>別添資料 13 特定－第9表6 新設した発電専用設備に関する事項（記載例）</u>	P214
<u>別添資料 14 特定－第9表7 バイオマス混焼を行う発電設備に関する事項（記載例）</u>	P216
<u>別添資料 15 中長期計画書の提出頻度の軽減について</u>	P218
<u>別添資料 16 改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について</u>	P219
<u>別添資料 17 事業者クラス分け評価制度（S A B C評価制度）について</u>	P222
<u>別添資料 18 ベンチマーク制度対象事業と日本標準産業分類の対比表</u>	P225
<u>【参考1】様式第43について</u>	P226
<u>【参考2】関係URL</u>	P228

【別冊1】目安設定5業種の非化石エネルギーへの転換に関する計画及び報告について

【別冊2】ベンチマーク制度に関する報告について

## 1. 一般事項

### (1) 定期報告書・中長期計画書の提出対象となる事業者

定期報告書の提出対象は、省エネ法第7条の規定に基づく「特定事業者」、第19条の規定に基づく「特定連鎖化事業者」及び第31条の規定に基づく「認定管理統括事業者」に指定された事業者です（原則、法人格単位）。特定事業者等が設置する全ての工場及び事業場（以下「工場等」という。）で使用するエネルギーが報告の対象となります。また、報告対象の事業者には、営利企業だけでなく国や地方公共団体、公益法人も含まれます。

なお、工場等とは、一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行が行われる一定の場所であれば、営利的事業か非営利的事業であるかを問いません。したがって、本社、工場、支店、営業所、店舗等およそ継続的に一定の経済活動を行う事業所であれば、全ての工場等に含まれます。ただし、社宅や社員寮等、住居の用に供する施設は「工場等」には該当しません。

### (2) 報告義務者及び罰則

報告義務者：原則、事業者を代表する者（例：法人の場合は代表取締役社長等）

事業者を代表する者以外の者が、省エネ法に係る諸手続を行なうことについて、事業者を代表する者から委任を受けることができます。

罰則：報告を怠った場合（未報告）、虚偽の報告をした場合（虚偽報告）は、行為者及び法人等に対し  
50万円以下の罰金（省エネ法第175条）

### (3) 定期報告書・中長期計画書の提出期限、提出先及び提出部数

・提出期限：毎年7月末日（休日の場合は、休日の翌日）

・提出先：主務大臣（経済産業大臣及び当該事業者が行う全ての工場等に係る事業を所管する大臣）

※経済産業大臣への提出については、事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長宛て。

※主たる事務所が複数あり、その所在地を管轄する経済産業局が異なる場合は、資源エネルギー庁省エネルギー課までご相談ください。

※事業所管大臣については、別添資料「事業所管大臣の一覧」を参照して下さい（**別添資料1**）

・提出部数：紙提出の場合：各一部提出

電子報告システムでの提出の場合：提出先を複数選択することで自動的に提出されます

### (4) オンライン提出のお願い

定期報告にあたっては、定期報告書、中長期計画書等の作成、提出を一体的に行える電子報告システム「E E G S（イーグス）」の利用が可能です。定期報告書の提出に当たっては、可能な限りE E G Sによるオンライン提出をお願いしております。

なお、令和5年度まで配信しておりました定期報告書作成支援ツール（エクセル版、アプリ版）は令和5年度をもって廃止いたします。令和6年度からは、原則E E G Sにて定期報告書の作成、提出をして頂くようお願いいたします。

・E E G S：<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

・e-Gov：<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

## (5) E E G S の利用開始方法

オンライン提出の開始に当たっては、事前に ID、パスワードの取得が必要です。初回のみ「電子情報処理組織使用届（様式第43）」を所管の経済産業局に郵送でご提出ください。各経済産業局にて受理後、折り返し「E E G S」用のアクセスキー及び「e-Gov」用のID・パスワード等をお知らせします。

必要書類を受理してからシステムへの登録・変更等が完了するまで1か月程度必要となりますので、あらかじめ定期報告書の提出期限を考慮して、時間的な余裕を持った手続をお願いいたします。オンライン提出の詳細や、初回手続等については、資源エネルギー庁HPをご覧ください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/#aa01](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/#aa01)

なお、「E E G S」及び「e-Gov」のID・パスワードを忘れた場合も、所管の経済産業局までお問合せください。

オンライン提出手続に必要な書類

名称	概要
電子情報処理組織使用届出書 (様式第43)※	オンライン提出を利用しようとする場合(初回のみ) 受理後、ID・パスワードを付与
電子情報処理組織使用変更届出書 (様式第44)	使用届出書の内容のうち「事業者名」に変更が生じた場合
電子情報処理組織使用廃止届出書 (様式第45)	オンライン提出の利用を廃止しようとする場合

※定期報告書のほか、省エネ法の中長期計画書やその他各種届出・報告、特定事業者等以外の輸送事業者等としての各種届出・報告書等や温対法様式についてもE E G S等でご提出いただけるようになります。

## (6) 報告範囲

### ①事業者の報告範囲

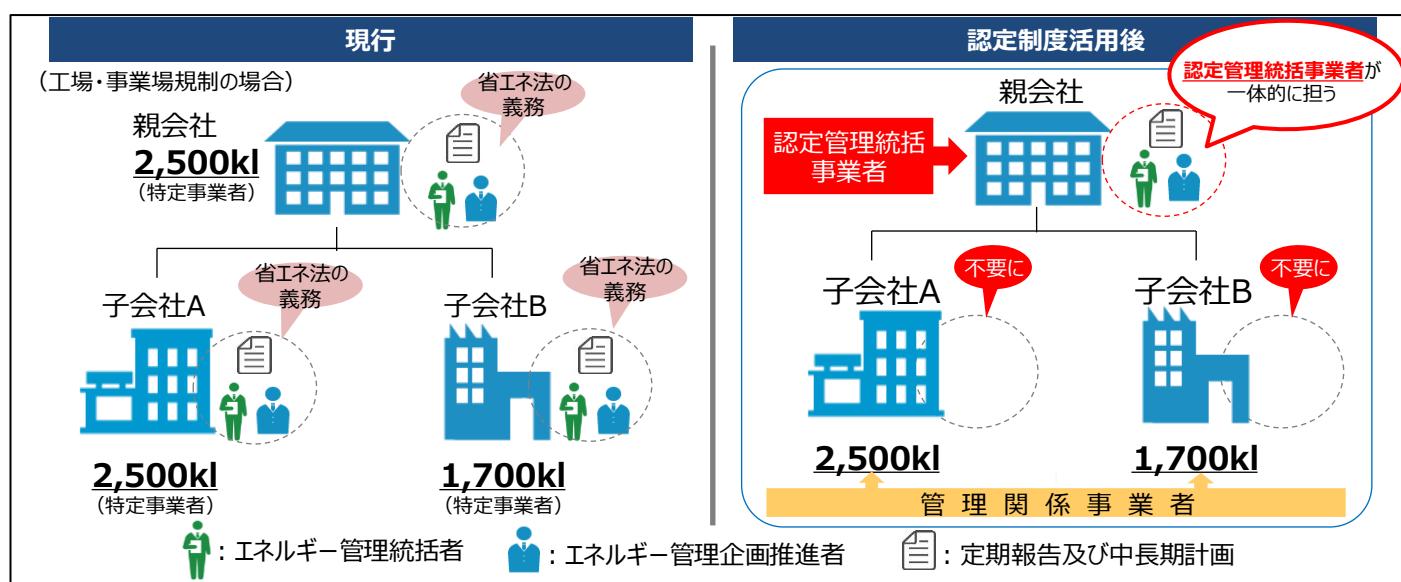
定期報告書は、特定表、認定表、指定表から成り立っています。それぞれ、事業者単位（認定管理統括事業者の場合は、認定を受けたグループ単位）の報告を行う特定表、認定管理統括事業者が事業者単位の報告を行う認定表、指定工場等単位の報告を行う指定表と報告範囲が分かれており、事業者の事業形態や「認定管理統括事業者の認定制度」の認定の取得の有無によって、報告範囲が異なります。認定表は、認定管理統括事業者以外は、提出不要です。詳しくは、下記の表をご参照ください。

	特定表	認定表	指定表
特定事業者／特定連鎖化事業者	○	×	○
認定管理統括事業者	○ (グループ単位)	○ (事業者単位)	○
管理関係事業者	×	○ (事業者単位)	○

### ※認定管理統括事業者の認定制度について

#### ・制度の概要

一定の資本関係等の密接性を有しており、一体的に省エネ取組を行っている企業グループの親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、当該親会社等が定期報告等の義務を一体的に履行することを認めています。

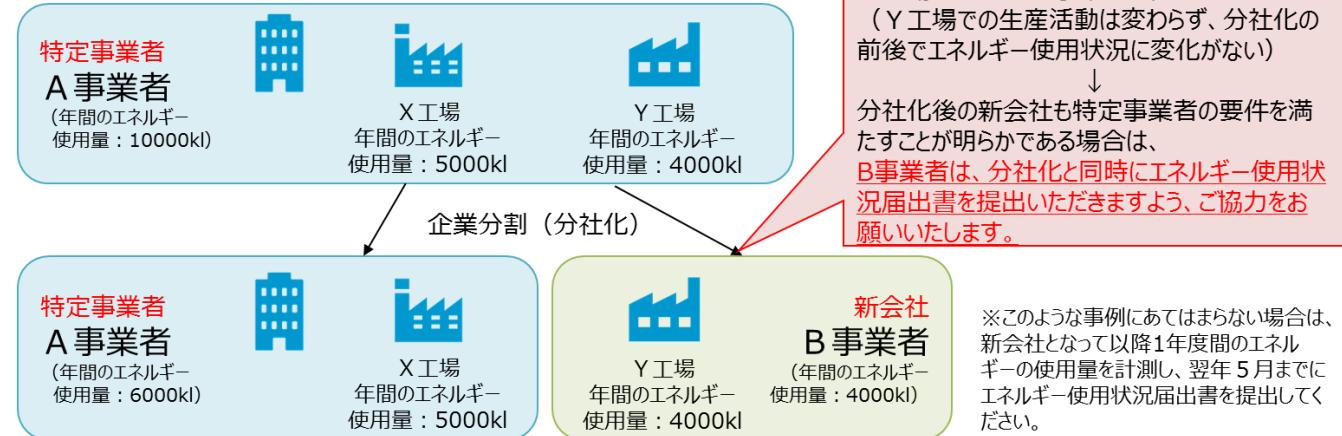


## ②事業者の合併等の扱い

事業の他企業への移管、企業合併、分割、統合などが行われた後、事業者において明らかに年間 1500kl 以上のエネルギーを使用する事業活動が行われることが見込まれる場合は、事業移管等と同時に、エネルギー使用状況届出書の提出をお願いいたします。

この措置の対象となるのは、事業の他企業への移管、企業合併、分割、統合などであって、当該事業の生産場所や生産活動等に継続性があり、事業移管等の前後で当該事業のエネルギー使用量やエネルギー使用状況に変化がないことが見込まれる場合です（例：ホールディングス化に伴い一部事業をそのまま子会社化する場合など）。

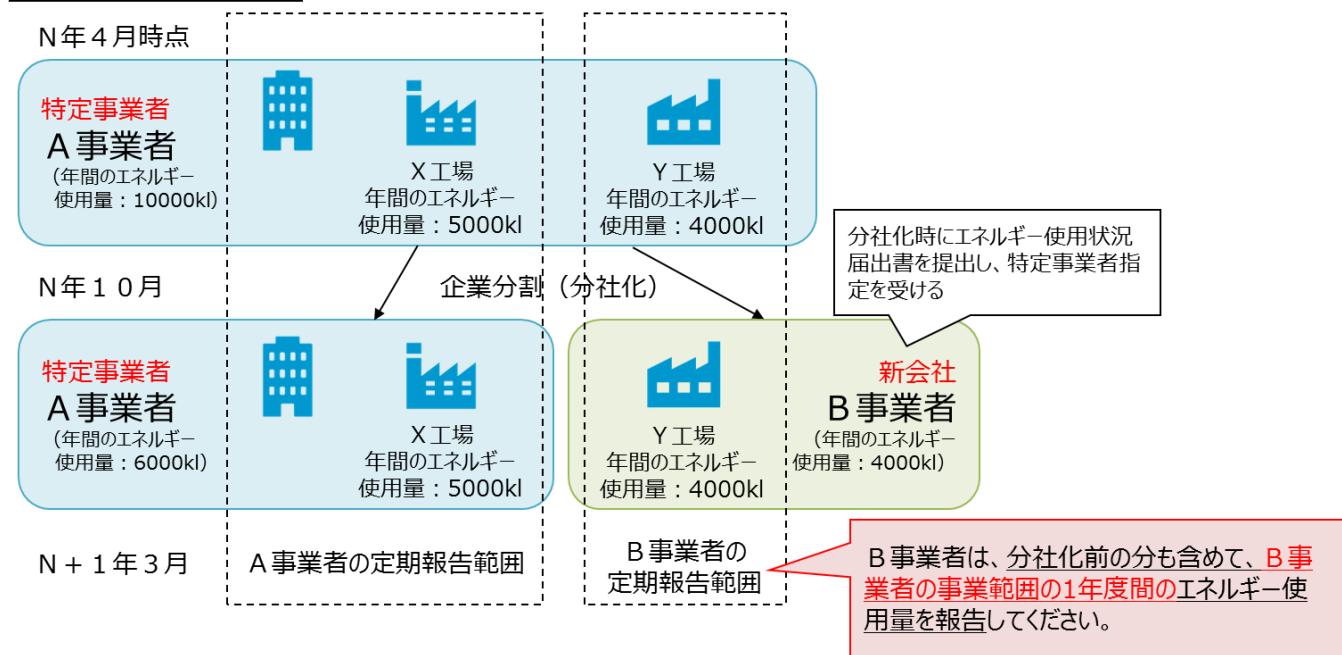
### 企業分割を行った際の例



事業者の合併等の定期報告の範囲：移管等の形態によらず、移管等が行われた後の事業者が、移管等前の分も含めてエネルギー使用量を計算し、報告することとしてください。

### 企業分割を行った際の例

※定期報告を行う範囲は、4月1日時点の事業者の事業範囲で判断してください。



## (7) 報告するエネルギーの範囲

報告するエネルギーの範囲は、省エネ法及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（以下単に「施行規則」という。）に定める燃料・熱・電気です（下表参照）。**2024年度報告**からは、**非化石エネルギー（黒液、木材、水素、アンモニア等の非化石燃料の他、非化石熱、非化石電気、合成メタン（e-メタン）、アルミ灰、アセチレン、木質チップ等）**が報告の対象に加わります。

報告対象か判断に迷うものがございましたら、問い合わせ先までご連絡をお願いします。

なお、主要なエネルギーの種類及び単位は、定期報告書の様式に既に記入されていますので、これらに従って記入してください。

また、以下のエネルギーの定義に該当しない副生物（石油製品、石炭製品等）を燃料として使用している場合、その燃料の使用量等については、最も近い定義の種類のエネルギーに含め、適切な熱量換算が行えるよう使用量に計上して記入してください。

### 【報告対象エネルギーとその定義】

原油（コンデンセートを除く）	原油とは、天然に産出し、我が国において精製原料又はエネルギー源として用いられる鉱物油。タールサンド、オイルサンド及びこれらの抽出油等も含まれる。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上すること。
原油のうちコンデンセート	コンデンセートとは、天然ガスの採取・精製の過程で得られる常温・常圧で液体の炭化水素油をいう。一般的な原油より軽質でナフサに近い性状を有し発熱量も原油と異なり（原油 1kL : 38.2 GJ、コンデンセート 1kL : 35.3 GJ）、硫黄分が殆ど含まれていないため、必ずしも原油と同様に扱うのは好ましくない。その大半が石油、化学原料に用いられているが、定期報告書の記入に当たっては自家発電、産業用蒸気等の燃料として使用したものを計上すること。
揮発油	揮発油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、30～200°Cの留分として得られる軽質液体留分。ガソリンと同義。定期報告書の記入に当たっては、工場等内のみで使用する自動車用等の燃料として使用したものを計上すること。
ナフサ	ナフサとは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、30～240°Cの留分として得られる最も軽質な液体留分。ナフサは、主として石油化学基礎製品の原材料としてエチレン等を得るために利用されているが、定期報告書の記入に当たっては、発電用等に燃料として使用したものを計上すること。
ジェット燃料油	ジェット燃料油とは、石油製品のうち、軟質液体留分であってジェットエンジンに使用される燃料として特別の規格・基準に従って製造、調整されたものをいう。定期報告書の記入に当たっては、工場等内のみで使用するジェットエンジンの燃料として使用したものを計上すること。
灯油	灯油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、150～300°Cの留分として得られる軽質液体留分。定期報告書の記入に当たっては、汎用内燃機関、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上すること。
軽油	軽油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、200～350°Cの留分として得られる中質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留し得られる同様の中質液体留分。定期報告書の記入に当たっては、工場等内のみで使用する自動車等のディーゼル機関、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上すること。
重油 イ A重油 ロ B・C重油	重油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、300°C以上の留分として得られる中質・重質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留して得られる同様の重質液体留分。定期報告書の記入に当たっては、ボイラー用又はガスタービン用等に燃料として使用したものを計上すること。 A重油とは、重油のうち、引火点60°C以上、動粘度20mm <sup>2</sup> /s以下、残留炭素分4%以下、硫黄分2.0%以下の性状を有するもの。

	<p>B重油とは、重油のうち、引火点60°C以上、動粘度50mm<sup>2</sup>/s以下、残留炭素分8%以下、硫黄分3.0%以下の性状を有するもの。</p> <p>C重油とは、重油のうち、引火点70°C以上、動粘度50mm<sup>2</sup>/s以上、硫黄分3.0%以上の性状を有するもの。</p>
石油アスファルト	アスファルトとは、常圧蒸留残油や減圧蒸留残油等の重質油から揮発性成分や潤滑油成分等の液状～ゲル状成分を除去して得られる半固体の物質。アスファルトは道路舗装材や防水材等の原材料として大半が利用されているが、定期報告書の記入に当たっては、重油の代替物として加熱して流動化させ燃料として利用したものを計上すること。
石油コークス	石油コークスとは、常圧蒸留残油や減圧蒸留残油等の重質油を熱分解や接触分解し軽質留分を得る際、残留物として生成する固体の物質。定期報告書の記入に当たっては、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。
石油ガス イ 液化石油ガス(LPG) ロ 石油系炭化水素ガス	液化石油ガスとは、石油精製・化学工場における原油や石油製品の処理過程において発生するガスの成分中から回収したプロパン、ブタン等を主成分とするガス及び可燃性天然ガスから得られた物質。石油系炭化水素ガスとは、液化石油ガス(LPG)以外の石油系のガスをいう。定期報告書の記入に当たっては、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上すること。
可燃性天然ガス イ 液化天然ガス(窒素、水分その他の不純物を分離して、液化したものをいう。) ロ その他可燃性天然ガス	天然ガスとは、地下から産出される鉱物性可燃性ガスであって、コンデンセートを除去したもの。天然ガスには輸入天然ガス(LNG)及び国産天然ガスが含まれる。定期報告書の記入に当たっては、輸入天然ガス(LNG)は液化天然ガスに、国産天然ガスはその他可燃性天然ガスに計上すること。 輸入天然ガス(LNG)とは海外で産出される天然ガスであって我が国に輸入されて使用されるガス。輸入天然ガスは液化天然ガス(LNG)の形態で輸入されているが、将来的に国際パイプライン網で気体のまま海外から供給する形態が生じた場合も液化天然ガスに含む。輸入天然ガス(LNG)の主成分はメタンであり、発電用燃料の他、加熱炉用燃料として気化した上で使用されている。 国産天然ガスとは、国内及び経済水域内で産出されるガス。国産天然ガスの主成分はメタンであるが、LNGと異なり一般に液化による精製過程を伴わないため、エタン、プロパン等の成分を比較的多く含んでいる。国産天然ガスには、ガス田又は油田で採掘されるガス田・随伴ガスと、坑内堀炭坑等炭田で回収される炭坑ガスがある。国産天然ガスを液化して輸送・使用する場合であっても、その他可燃性天然ガスに計上すること。
石炭 イ 原料炭 (1) 輸入原料炭 (2) コークス用原料炭 (3) 吹込み用原料炭 ロ 一般炭 (1) 輸入一般炭 (2) 国産一般炭 ハ 輸入無煙炭	原料炭とは、石炭のうち原料として用いられる石炭をいう。このうち、コークスを製造するための原料として用いられるものをコークス用原料炭、高炉製鉄において微粉炭吹込み用石炭として用いられ、高炉ガス、転炉ガスにその成分の一部が転換される原料となる石炭を吹込み用原料炭という。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用した原料炭のうち、コークス用原料炭はコークス用原料炭に、吹込み用原料炭は吹込み用原料炭に、それ以外のものを輸入原料炭に計上すること。 一般炭とは、発電・蒸気発生・材料加熱等の目的で直接燃焼して用いられる石炭であって、無煙炭、亜炭でないものをいう。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用した一般炭のうち、輸入されたものを輸入一般炭、国内で産出したものを国産一般炭に計上すること。 輸入無煙炭とは、炭化度が最も進み有水有灰状態で測定した揮発分を10wt%以下しか含有しない石炭をいう。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを輸入無煙炭に計上すること。
石炭コークス	コークスとは、コークス用原料炭をコークス炉で乾留して得られる固体のエネルギー源をいう。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上すること。
コールタール	コールタールとは、コークス用原料炭等をコークス炉で乾留した際に、コークス用原料炭中の揮発分等から得られる重質な液体状の炭化水素製品をいう。定期報告書の記入に当たっては、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを

	計上すること。
コークス炉ガス	コークス炉ガスとは、コークス用原料炭をコークス炉で乾留する際に、コークス用原料炭中の揮発分が分解して生成したガス。コークス用原料炭の揮発成分中、分子量が大きい部分は乾留時にコールタールとなるため、コークス炉ガスの成分の約50%は水素、約30%がメタンとなっている。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上すること。
高炉ガス	高炉ガスとは、製銑用高炉において投入されたコークスや吹込用原料炭が、炉下部から吹込まれた高温空気と反応して分解・部分酸化して一酸化炭素となり酸化鉄を還元する際に、炉頂部から回収されるガスをいう。高炉ガスの成分の大半はコークスや吹込用原料炭の炭素分が部分酸化して生成したCO、CO <sub>2</sub> 及び高温空気からのN <sub>2</sub> であり、少量のCH <sub>4</sub> 、吹込用原料炭の分解によるH <sub>2</sub> 等が含まれる。定期報告書の記入に当たっては、自家発電、産業用蒸気等にはん用燃料として使用されたものを計上すること。
発電用高炉ガス	発電用高炉ガスとは、発熱量を安定させるために純粋な高炉ガスにコークス炉ガスや転炉ガスを添加し、発電用燃料としたものをいう。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電等に燃料として使用されたものを計上すること。
転炉ガス	転炉ガスとは、高炉で生成された銑鉄には過剰の炭素分や少量の水素分等の不純物が含まれ、そのままでは鋼にできないため、転炉で酸素を吹込み、銑鉄中の過剰炭素分や不純物を酸化して転炉ガスや転炉スラグにすることにより除去するが、この際に回収されるガスをいう。その成分の大半はCOである。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー用又は直接加熱用等に燃料として使用したものを計上すること。
その他の燃料 都市ガス	都市ガスとは、地域の家庭や企業に対して専用の施設及び配管網により、天然ガスやLPG等を混合・希釈・調整し、地域のガス事業者から配送されるガス。なお、LPGをそのままボンベで供給する事業や、特定の建物等に大型ガスボンベと簡単な配管により供給する「簡易ガス事業」による需給量は、都市ガスには含まずLPGに計上する。また、LNGを専用の導管で購入している場合はLNGに計上すること。
黒液	黒液とは、製紙工程において、チップをクラフトパルプに加工する際にリグニンなどの「樹脂」成分として発生、回収したものをいう。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。
木材	木材とは、森林由来、工場残材由来および建築廃材由来等の木質原料から作られた燃料製品のことをいう。なお、工場において発生する木質原料を起源とする廃棄物は木材には含まず木質廃材に計上する。 定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。  (例) 木質チップ、木質ペレット(ホワイトペレット、全木ペレット、バークペレット、ブラックペレット等)、薪、木質ブリケット燃料、オガライト、木炭、ヤシ殻等
木質廃材	木質廃材とは、工場において発生する木質原料を起源とする廃棄物等のことをいう。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。  (例) 木くず、おがくず、表皮(バーク)、分枝、パルプ製造時の残滓等
バイオエタノール	バイオエタノールとは、植物や動物などバイオマス由來の資源から作られ、ガソリンを代替する液体燃料をいう。定期報告書の記入に当たっては、工場等内のみで使用する自動車用等の燃料として使用したものを計上すること。
バイオディーゼル	バイオディーゼルとは、廃食用油などバイオマス由來の資源から作られ、軽油を代替する液体燃料をいう。定期報告書の記入に当たっては、工場等内のみで使用する自動車等のディーゼル機関、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上すること。

バイオガス	バイオガスとは、家畜排泄物、生ごみ、食品残渣、下水処理場等から発生するバイオマス由来の資源から作られたガスを回収し、燃料製品としたものをいう。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。
その他バイオマス	その他バイオマスとは、植物や動物などバイオマス由来の資源から作られた主に固体の燃料等で、原料や利用形態が特定できないもの等をいう。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。  (例) 紙くず、古紙粕、パルプ粕、ペーパースラッジ、畳、乾燥有機汚泥（下水汚泥、活性汚泥等）、肉骨粉、油脂ピッチ、脂肪酸ピッチ、食品加工時に発生する再利用できない副生廃棄物（コーヒー粕、バガス等）
RDF	RDF とは、一般廃棄物、産業廃棄物のうち金属等の不燃分や水分を除去、分離し、可燃物を精製固化し添加物を加え、発熱量を調整して燃料製品としたものをいう。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。
RPF	RPF とは、廃プラスチックや再生利用困難な古紙等を混合、成型し、発熱量を調整して燃料製品としたものをいう。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。
廃タイヤ	廃タイヤとは、一般廃棄物や産業廃棄物から分別された使用済タイヤを燃料として使用するものをいい、破碎品、カット品等を含む。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。
廃プラスチック	廃プラスチックとは、再生利用しない使用済プラスチックをいう。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。  (例) 自動車破碎残渣（ASR）等
廃油	廃油とは、廃棄物から分別され、焼却処分される油脂及び油脂等に分離処理等を施し燃料製品としたもののうちバイオマス由来以外のものをいう。定期報告書の記入に当たっては、ボイラー用又はディーゼル機関等に燃料として使用したものとを計上すること。  (例) 再生重油等
廃棄物ガス	廃棄物ガスとは、一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立処分場等において副生するメタン等の可燃性ガスのうち、バイオマスのみを由来としたガスか否かが明らかでないものを回収し、燃料製品としたものをいう。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものとを計上すること。
混合廃材	混合廃材とは、バイオマス由来のみでない固体状の廃材、又は複数の廃材等が混在するものをいう（有価物を含む）。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。  (例) 布、廃白土、蓄糞たい肥化燃料、含油汚泥、未燃灰、繊維くず等、CPF（フラフ燃料）等
水素	定期報告書の記入に当たっては、工場等内のみで使用する自動車、事業用発電、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上すること。  なお、苛性ソーダ製造工程から生じる副生水素を燃料として使用する場合も水素に計上すること。
アンモニア	定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上すること。
産業用蒸気	産業用蒸気とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であって、専ら事務所その他これに類する用途以外の工場等から供給された蒸気をいう。定期報告書の記入に当たっては、他の事業者から受け入れた量を計上すること。

産業用以外の蒸気 温水・冷水	産業用以外の蒸気、冷水・温水とは、産業用蒸気以外の熱で、熱供給事業者（加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を導管により供給する事業を行う者）等から受け入れた熱をいう。定期報告書の記入に当たっては、当該事業者から受け入れた量を計上すること。
-------------------	--

電気事業者からの買電	一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気(オフサイト型PPA(重み付けあり／なし)及び自己託送(非燃料由来の非化石電気／上記以外)を用いたものを除く。)をいう。定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上すること。 なお、2024年度の定期報告書においては、電気需要平準化評価原単位と電気需要最適化評価原単位の評価の接続性を担保するため、これまで通り昼間／夜間に分けて買電量を把握する必要がある。	
オフサイト型PPA (重み付けあり／なし)	オフサイト型PPAとは、事業所の敷地外に設置した第三者保有の太陽光発電所等で発電した電気を、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気をいう。 ただし、FTT/FIP制度対象外で、かつ特定の需要家の電気の需要を満たすことを目的に設置された非燃料由来の電気を発電する電源(※)である場合は、「オフサイト型PPA(重み付けあり)」にその使用量を計上すること。その際、重み付けありのオフサイトPPAと重み付けなしのオフサイトPPAは、どちらかの内数とはせず、個別に使用量を計上すること。  ※電源の運転開始時から、特定事業者等と小売電気事業者の間で、特定された電源の電気を供給する旨の契約が存在すること。	
自己託送電気 (非燃料由来の非化石電気／上記以外)	自己託送とは、発電用又は蓄電用の自家用電気工作物(以下「自家用電気工作物」という。)を設置する者が、当該自家用電気工作物を用いて発電又は放電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用電気工作物を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスをいう。定期報告書の記入に当たっては、この供給を受けた電力量を計上すること。 なお、自己託送により供給を受けた電気のうち、燃料を投じて発電されたもの以外の非化石電気については、「自己託送(非燃料由来の非化石電気)」に計上し、それ以外は「上記以外の自己託送」に計上すること。	
自家 発 電 ※	太陽光 風力 地熱 水力	太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する方法により発電した電気の使用量を計上すること。 風車により風の持つ運動エネルギーを電力に直接変換する方式により発電した電気の使用量を計上すること。 地球内部の熱を利用して発電した電力の使用量を計上すること。 水の位置エネルギーをエネルギー源として利用する発電方式により発電した電気の使用量を計上すること。

※自家発電とは、自らの事業所内においてエネルギーを投入し電気を発生させることをいう。定期報告書では以下の通り記入すること。

- 燃料や熱を投入し発生させた電気を「自家発電 その他(燃料)」「自家発電 その他(熱)」に計上すること。なお、その発電量のうち自ら使用した量を「使用量」の「数値」「熱量(GJ)」の欄に、他者に販売した量を「販売した副生エネルギーの量」の「数値」「熱量(GJ)」の欄に計上すること。
- 太陽光、風力等により発生させた電気は「自家発電(太陽光)」「自家発電(風力)」等に計上すること。  
また、燃料に該当しない廃棄物を焼却し発生した熱を利用して発生させた電気等は「自家発電 その他(非燃料由来の非化石)」に計上すること。なお、その発電量のうち自ら使用した量を「使用量」の「数値」

「熱量（GJ）」の欄に計上すること。

### 【改正前の省エネ法に基づく報告対象エネルギー\*とその定義】

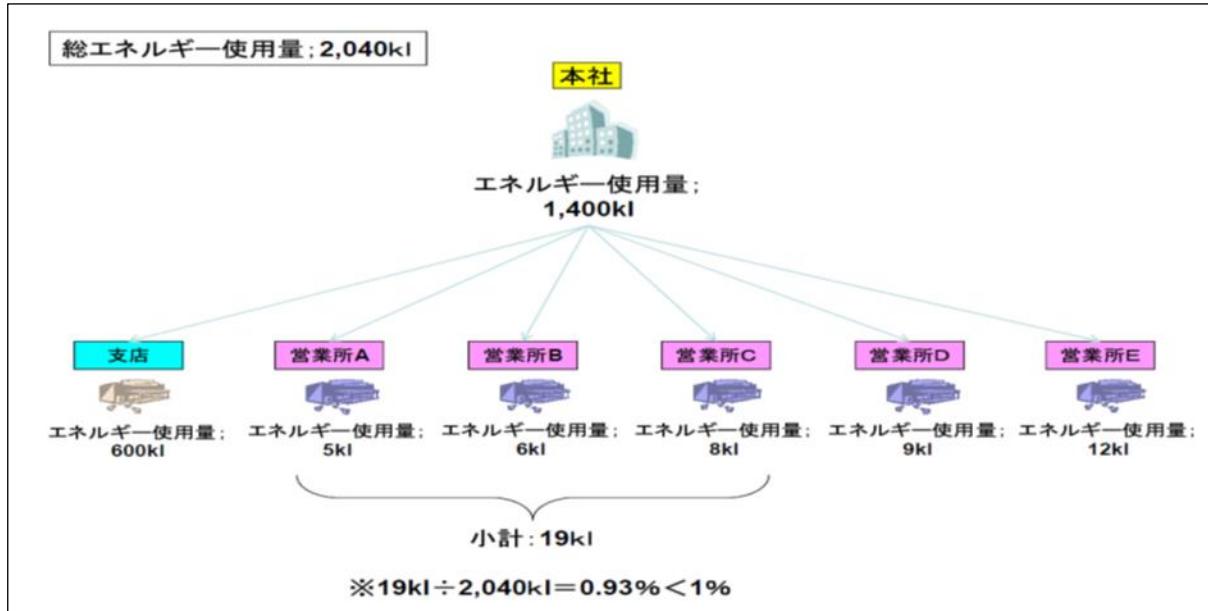
昼間買電	昼間買電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気（自己託送制度を用いたものを除く。）で8時から22時までに使用した電力量をいう。定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上すること。
夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	夏期・冬期における電気需要平準化時間帯とは、昼間買電のうち7月1日～9月30日まで及び12月1日～3月31日までの8～22時までに使用した電力量をいう。定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上すること。
夜間買電	夜間買電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気（自己託送制度を用いたものを除く。）で22時から翌日8時までに使用した電力量をいう。定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上すること。 ※昼間買電、夜間買電とは、単に時間的な区分（昼間：8時～22時、夜間：22時～8時）を意味している。電力会社からの請求書等の夜間電力には、日曜、祝祭日が終日含まれているため使用できない。電力会社の検針票等の「力率測定用有効電力量」が昼間買電に当たり、夜間買電は全使用電力量から力率測定用有効電力量を引いて算出する。昼夜間の区別ができない場合は、全ての使用量を昼間の使用量として計上すること。
上記以外の買電	上記以外の買電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気以外の電気及び自己託送制度を用いて供給を受ける電気で使用した電力をいう。 定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上すること。

※評価の継続性を担保するため、2024年度報告については、引き続き「昼間買電」、「夏季・冬季における電気需要平準化時間帯の売電量」及び「夜間買電」を計上すること。EEGSでは「夜間買電」、「夏季・冬季における電気需要平準化時間帯の売電量」及び「昼間買電」の欄に入力すること。

(8) 極めて小さな工場等におけるエネルギー使用量の扱いについて

エネルギー使用量が 15kI/年未満の工場等であり、かつ、事業者全体の総エネルギー使用量の 1%未満の範囲の工場等については、“国にエネルギー使用量を報告する際に用いた計測等の結果に基づく値（一度、エネルギー使用状況届出書又は定期報告書で国に提出した値）”と同じ値をそれ以降のエネルギー使用量として報告することができます。

図 1：エネルギー使用量が15kI/年未満であり、総エネルギー使用量の 1%未満の範囲の工場等を設置している事業者



【備考】図 1 のような事業者の場合、営業所 A、営業所 B、営業所 C については、“国にエネルギー使用量を報告する際に用いた計測等の結果に基づく値（一度、エネルギー使用状況届出書又は定期報告書で国に提出した値）”と同じ値をそれ以降のエネルギー使用量として報告することができます。ただし、上述の条件に合致しない範囲である本社、支店、営業所 D、営業所 E については、毎年度、計測等の結果に基づく報告が必要となります。

(9) テナントビル等、複数事業者がひとつの工場等に混在する場合のエネルギー使用量の算出方法

テナントビル等、複数事業者がひとつの工場等に混在する場合において、賃借事業者（以下「テナント」という。）にエネルギー管理権原がある場合、賃貸事業者（以下「オーナー」という。）のエネルギー使用量は、全体のエネルギー使用量から、当該テナントにエネルギー管理権原がある設備のエネルギー使用量を差し引いて計上してください※1。

テナントにエネルギー管理権原がある場合とは、エネルギー使用設備（空調設備、照明、OA機器等）の設置及び更新権限がテナントにあり、そのエネルギー使用量が計量器等により特定できる場合を意味します。したがって、オーナーのエネルギー使用量からテナントのエネルギー使用量を差し引く場合には、テナントに設置・更新権限のある設備のエネルギー使用量を、計量器等により明確に把握していることが必要です。

テナントは、テナントが設置及び更新権原のある設備を有する場合、空調設備等のエネルギー管理権原の有無にかかわらず、テナント専用部におけるエネルギー使用量を報告してください（図 2 参照）。その際、オーナーからテナントにテナント専用部のエネルギー使用量を伝えることが必要となりますので、オーナーは「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示

第66号。以下「判断基準」という。) の項目I-2 2-1 (8) <sup>※2</sup>の規定に基づき情報提供に努めてください。テナント専用部のエネルギー使用量が計量されていない場合は、オーナーにおいて合理的な手法により推計を用いてテナント側に情報提供を行ってください。また、オーナーからテナントに情報提供がない場合は、テナントが推計してエネルギー使用量を算出してください。

データセンターについては、事業形態にかかわらず、エネルギー使用量はデータセンターのオーナーが算入することとなっていましたが、令和5年度の定期報告より、上記に従い、データセンターにおいては、オーナーはテナント持込機器以外の全てのエネルギー使用量を算入し報告、テナント<sup>※3</sup>は自分が専有している部分のエネルギー使用量を算入し報告する必要があります(図3参照)。

※1 貸事務所業におけるベンチマーク指標の状況(特定—第6表)の報告においては、事業者間の公平性の観点から、オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告すること。これに伴い、事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位等の変化状況(特定—第4表1)の報告においても、オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告してもよい。但し、テナントに係るエネルギー使用量の算入方法を変更する場合には、その理由と、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧算入方法による生産数量等の対比表を特定—第4表1の欄外又は別紙に記入すること。

※2 判断基準 I-2 2-1 (8) その他エネルギーの使用的合理化に関する事項

事業場の居室等を賃貸している事業者(以下「賃貸事業者」という。)と事業場の居室等を賃借している事業者(以下「賃借事業者」という。)は、共同してエネルギーの使用的合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用的合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。

#### 判断基準 II エネルギーの使用的合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

(略) 賃貸事業者と賃借事業者は、共同してエネルギーの使用的合理化に関する活動を推進するとともに、エネルギーの使用的合理化の適切かつ有効な実施を促すため、エネルギーの使用及び使用的合理化に係る費用の負担方法にその成果が反映される仕組み等を構築するように努めるものとする。

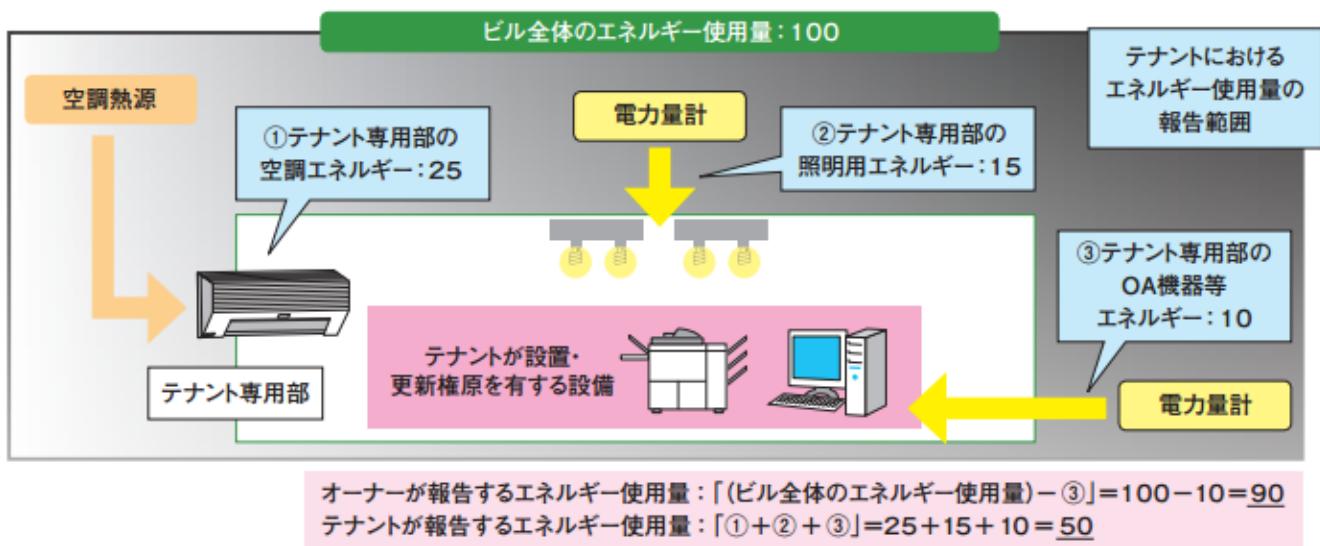
※3 データセンターにおける「テナント」とは、データセンター内で専有する部分を有し、付帯設備やIT機器等の持ち込みを行っている事業者を指します。ただし、「ラック借り」に限り、ラック借りしている部分はテナント事業者のエネルギー使用量の算入の対象外とします。「ラック借り」部分のエネルギー使用量は、テナントではなく、引き続きIT機器の所有者であるオーナーが算入し報告してください。「ラック借り」とは、データセンター内の居室・フロアにある一部のラックにテナントがIT機器を持ち込み専有利用していることを指します(図4参照)。

なお、ホスティング事業者又はクラウド事業者(以下「ホスティング事業者等」という。)が付帯設備及びIT機器を有し、それらのエネルギー管理権原を有している場合、そのIT機器等の利用者(ユーザー)はテナントとみなされず、エネルギー使用量の算入は不要です。ホスティング事業者等が、IT機器のエネルギー使用量を含め、データセンターにおけるエネルギー使用量を報告してください(図5参照)。

データセンターにおけるエネルギー使用量の算入方法及び定期報告書の記入方法の詳細は、以下を確認してください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/faq/pdf/a1-18.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/faq/pdf/a1-18.pdf)

図2：テナントビルにおける報告対象のイメージ



※③については、テナントが設置・更新権原を有する設備のため、オーナーが報告するエネルギー使用量から除く。

図3：データセンターにおけるテナントのエネルギー使用量の算入対象

ハウジング事業者等が備付設備に関するエネルギー管理権原を有し、テナント事業者がIT機器等を持ち込んでいる場合

エネルギー管理権原の有無	賃貸事業者（ハウジング事業者等）			賃借事業者（テナント事業者）		
	付帯設備		サーバスペースのIT機器	付帯設備		サーバスペースのIT機器
	備付設備（空調・照明）	テナント持込設備（空調・照明）		テナント専有部の備付設備（空調・照明）	テナント持込設備（空調・照明）	
○	×	×	×	○	○	○
（要算入）	（要算入）	（要算入）	（要算入）	（要算入）	（要算入）	（要算入）

ハウジング事業者等がエネルギー使用量を算入

テナント事業者がエネルギー使用量を算入  
※エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専有部の全てのエネルギー使用量を算出し報告を行う

図4：テナント類型ごとのエネルギー使用量の算入の要否

テナント類型	テナント類型に関する説明	エネルギー使用量の算入	
		算入要否	算入の範囲
一棟借り	DC一棟に自社（テナント事業者）のIT機器を持ち込み専有	必要	DC全体の付帯設備及びIT機器等のエネルギー使用量
居室・フロア借り（スペース借りを含む）	DC内部の居室・フロアに自社（テナント事業者）のIT機器を持ち込み専有（DC自体は他の事業者と共有）		テナント専有部（専有居室・フロア）の付帯設備及びIT機器等のエネルギー使用量
ラック借り	DC内の居室・フロアにある一部のラックに自社（テナント）のIT機器を持ち込み専有（居室・フロア自体は他の事業者と共有）	不要	-

■ : テナント専有部

## 図5：ホスティング事業者等及びその利用者（ユーザー）のエネルギー使用量の算入対象

ホスティング事業者又はクラウド事業者が付帯設備及びIT機器と、それらのエネルギー管理権原を有し、ホスティング事業者又はクラウド事業者のIT機器等の機能を利用者（ユーザー）が使用している場合

エネルギー管理権原の有無	付帯設備及びIT機器のエネルギー管理権原を有している ホスティング事業者又はクラウド事業者		利用者（ユーザー）	
	付帯設備	サーバ スペースの IT機器	付帯設備	ユーザー使用部分の 備付設備 (空調・照明) の IT機器
	備付設備 (空調・照明)		ユーザー使用部分の 備付設備 (空調・照明)	
○	○	○	×	×
○ <u>（要算入）</u>	○ <u>（要算入）</u>		×	×

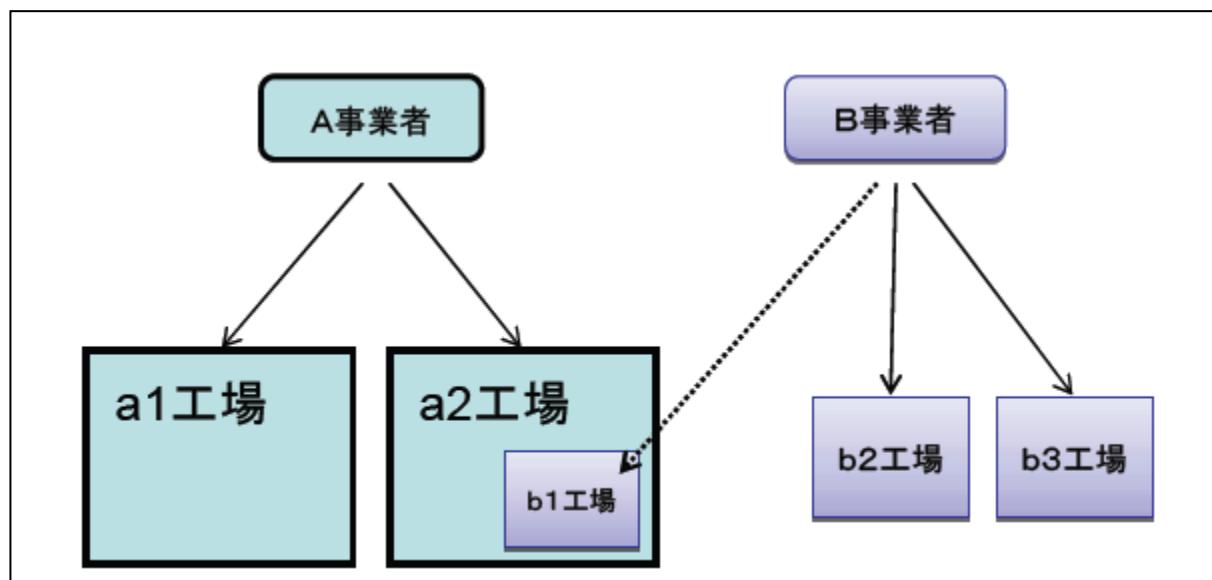
ホスティング事業者又はクラウド事業者がエネルギー使用量を算入  
※付帯設備及びIT機器の管理権原を有している事業者が一括してエネルギー使用量を算入し報告を行います。

## (10) 産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者の取扱い

図3におけるA事業者のa2工場の同一敷地内又は隣接した敷地に、B事業者の工場（b1工場）が立地し、かつ、a2工場とb1工場との間にエネルギー管理上の結びつきのある場合（地縁的一体性が認められる場合）においても、事業者単位で管理するという原則に基づき、事業者単位でエネルギー使用量を分け、それぞれの事業者から報告してください。その際、A事業者とB事業者との間に賃貸借関係がある場合には、前項（5）のオーナーとテナントの考え方に基づき整理してください。

ただし、A事業者とB事業者との間にA事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うことについて合意がある等、以下の条件を満たす場合には、b1工場のエネルギー使用量をa2工場のエネルギー使用量とみなし、A事業者がb1工場の省エネ法上のエネルギー管理義務<sup>※1</sup>を負います。このような取扱いをした場合、b1工場のエネルギー使用量はB事業者のエネルギー使用量として算入する必要はありません。

## 図3：産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者



## 【条件】

- ①双方の工場に地縁的一体性<sup>※2</sup>が認められること。
- ②A事業者の総エネルギー使用量が1,500kI／年以上であること。
- ③「A事業者が b1 工場の省エネ法上の義務を負うこと」について A事業者、B事業者の両者が合意していること（覚書等の書面をもって合意することが必要です。覚書は国へ提出する必要はありませんが、事業者両者で保管しておく必要があります）。
- ④A事業者は a2 工場にその合計値が該当する区分に応じた人数のエネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任すること。

※1 b1 工場のエネルギーの使用的合理化に努めるとともに、省エネ法の定期報告等も行う。

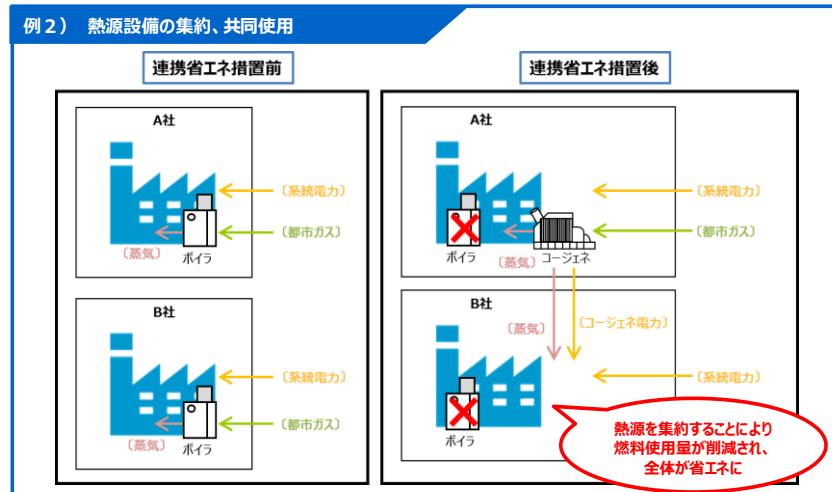
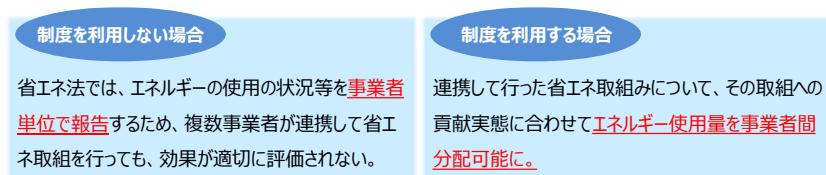
※2 「双方の工場に地縁的一体性が認められる」とは、「同一敷地内又は隣接した敷地に両工場が設置され、かつ、両工場にエネルギー管理上の結びつきがある」状態を指す。

## (11) 連携省エネルギー計画認定制度について

### ・制度の概要

連携省エネルギー計画の認定制度とは、複数の事業者が連携して省エネルギー取組を実施した場合に、省エネ法の定期報告において、連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することができる制度です。

制度を利用するためには、連携省エネルギー計画を作成の上、経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、認定を受ける必要があります。



### ・定期報告書への記載箇所

連携省エネルギー計画の認定を受けた特定事業者等は、連携により分配したエネルギー使用量等を記入する必要があるため、連携省エネルギー関係部分（連携分、連携省エネ、連携省エネルギー措置等）に記載が必要になります。

連携省エネルギー計画の認定を受けていない特定事業者等は、連携省エネルギー関係部分の記載は不要となります。

### ・定期報告書の主な連携省エネルギー関係部分

- 特定-第2表1-1(連携省エネルギー措置を踏まえた使用量)、2-1~3
- 特定-第3表1-2、2-2
- 特定-第4表1及び2の下段(連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位／電気需要最適評価原単位)

- 特定-第5表
- 認定-第2表 1－1(連携省エネルギー措置を踏まえた使用量)、2－1～3

※本書では、連携省エネルギー計画認定制度の認定を受けた事業者のみが記載する箇所は、紫色で記載しています。一般の特定事業者等は記載の必要はありません。

## 2. 定期報告書（様式第9）について

### I. 特定表

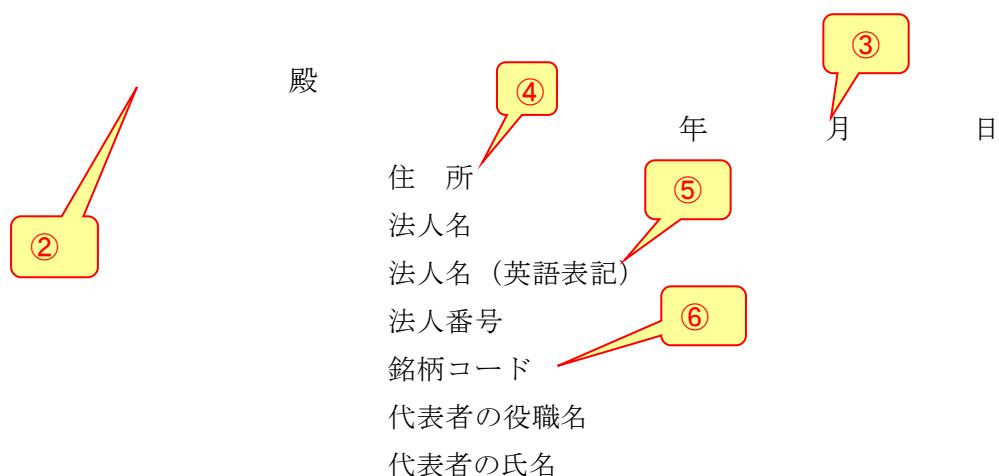
#### [事業者単位の報告]

##### (1) 表紙

様式第9（第36条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

## 定期報告書



エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第16条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- ①冒頭にある右上の欄の※印を付した「受理年月日」及び「処理年月日」欄は記入しないでください。
  - ②左上の欄には「提出先」を記入してください。経済産業大臣への提出に当たっては、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長としてください。  
また、当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁（特定-第3表及び特定-第12表の産業分類毎に確認してください。）にも必ず提出してください。提出先については、別添資料1を参照してください。なお、経済産業局は1つのみ記入することとし、複数経済産業局の併記はしないでください。
  - ③「年月日」の欄には提出年月日を記入してください。提出期限は7月末日までとなります。
  - ④「住所」の欄には主たる事務所（通常は本社）の所在地、「法人名」の欄には企業名、「法人番号」の欄には13桁の法人番号、「代表者の役職名」の欄には企業代表者の役職名（代表取締役等）、「代表者の氏名」の欄には企業代表者氏名を記入してください。
- ※省エネ法に係る諸手続のための権限について、事業者の代表者（代表取締役等）以外の者が、省エネ法に係る諸手続について、事業者を代表する者から委任を受けている場合は、委任状を定期報告書に添付（様式は任意。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。）し、「住所」欄には委任を受けた者が所属する

工場等の所在地を記入し、「氏名」欄には企業名並びに代表者及び委任された者の役職名及び氏名を記入して下さい。

⑤法人名（英語表記）欄には、単に社名をローマ字表記するのではなく“～Corporation”のように記載してください。英語名を所有していない場合は記載不要です。（任意入力）

⑥上場企業の場合は、銘柄コード欄に、株式銘柄に個別付与された4桁の数字コードを記載してください。（任意入力）

(2) 特定-第1表

**特定 - 第1表 事業者の名称等**

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号									①	
特定排出者番号									②	
事業者の名称									③	
主たる事務所の所在地	〒								④	
主たる事業									⑤	
細分類番号						⑥				
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名								⑦	
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話 (        -        -        ) FAX (        -        -        ) メールアドレス								⑧	
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合 変更前の事業者の名称 :									有・無	⑨
変更前の事業者の所在地 :										

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

- ①「特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号」の欄には、経済産業局から通知された7桁の指定番号を記入してください。
- ②「特定排出者番号」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」のホームページ上（P226 の参考リンク参照）から、「特定排出者コード検索」により事業者ごとの番号を確認の上、9桁の番号を記入してください。
- ③「事業者の名称」の欄には、企業名等の正式名称を略さず記入してください。
- ④「主たる事務所の所在地」の欄には、本社又は本社機能を有する事務所の郵便番号、住所（都道府県名から記入）を記入してください。本社機能を有する事務所とは、必ずしも登記簿上の本社ではなく、実際に本社

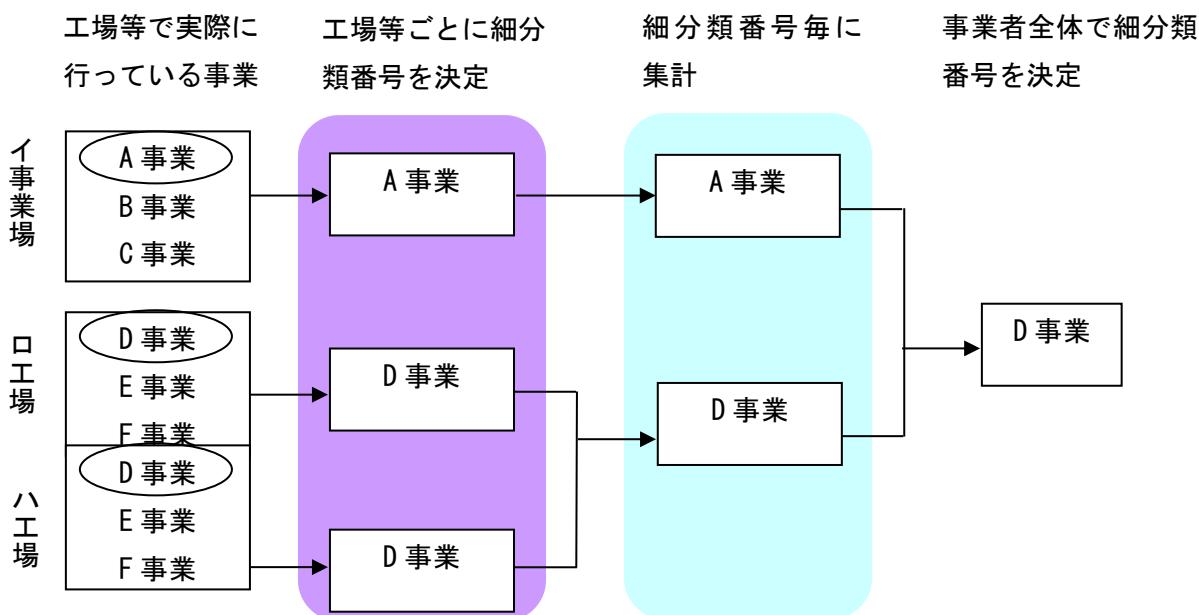
として機能している事務所のことを指します。

なお、本社機能が分散（例；東京本社と大阪本社）している場合は、「主たる事務所」は一箇所に限定してください。

- ⑤「主たる事業」は、特定事業者等が設置する工場等で行っている主な事業を記載してください。ただし、特定事業者等において業種分類の異なる複数の事業を行っている場合には、主たる事業を選んで記入してください。この場合の主たる事業とは、生産高、販売額等、適切な指標によって決定（日本標準産業分類の決定方法に準拠）してください。

なお、各工場等の主たる事業を判断するに当たって、事業が分類できる場合には、工場等の規模に関わらず、原則として、当該事業分類ごとにエネルギー使用量を集計することになりますが、地方公共団体のうち知事部局等が特定事業者となっている場合であって、当該事業者が設置する事業所のエネルギー使用量が年間1,500kL未満の事業所について、当該事業所の主たる事業を判断することが困難である場合は、当該事業所の事業分類を「都道府県機関（日本標準産業分類細分類番号9811）」又は「市町村機関（同9821）」とすることも可能です。

なお、教育委員会が特定事業者となっている場合は、当該事業者が設置する事業所の「事業分類」に関わらず「都道府県機関（日本標準産業分類細分類番号9811）」又は「市町村機関（同9821）」としてください。



- ⑥「細分類番号」は、⑤主たる事業の日本標準産業分類(4桁)とします。

- ⑦「エネルギー管理統括者の職名・氏名」の欄には、該当する職名・氏名を記入してください。エネルギー管理統括者は、特定事業者等の指定を受けた後に遅滞なく選任し、様式第4による届出が必要となります。

また、選任をしなかった場合は100万円以下の、届出を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合は、50万円以下の罰金の対象となります。

- ⑧「エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先」の欄には、該当する項目及びエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号を記入してください。「連絡先」は、定期報告書の内容に関する問合せのほか、クラス分け判定結果や執行上の注意事項等の連絡のために使用いたします。勤務する事務所の代表電話番号ではなく、エネルギー企画推進者につながる電話番号及びメールアドレスを記入してください。

エネルギー管理企画推進者は、特定事業者等に指定後6ヶ月以内に選任し、次の7月末までに様式第4による届出が必要となります。

また、選任をしなかった場合は100万円以下の、届出を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合は、50万円以下の罰金の対象となります。

なお、定期報告書提出時点でエネルギー管理企画推進者が未選任の場合には、当該定期報告書の作成実務者の職名・氏名・勤務地・連絡先を記入してください。この場合、氏名の後ろに“(作成実務者)”と付記してください。また、「エネルギー管理士免状番号又は講習修了者番号」欄には「選任中」と記入してください。(エネルギー管理講習の受講予定がある場合はその旨もあわせて記載することが望ましい)。

- ⑨「前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無」の欄には、有・無の該当する箇所に○印を付け、変更が“有”の場合は、変更前の名称・所在地を記入してください。

なお、所在地の変更が経済産業局の管轄を超えた場合や、合併等の名称変更の場合については、提出前に所轄の経済産業局に相談してください。

(3) 特定-第2表

特定-第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏ましたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	使用量		販売した副生エネルギーの量	購入した未利用熱の量	年度		連携省エネルギー措置を踏ました使用量					
		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量				①		連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量			
		数値	熱量 GJ			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ		
原油（コンデンセートを除く。）	kL												
原油のうちコンデンセート（NGL）	kL												
揮発油	kL												
ナフサ	kL												
ジェット燃料油	kL												
灯油	kL												
軽油	kL												
A重油	kL												
B・C重油	kL												
石油 アスファルト	t												
石油コークス	t												
石油 ガス ガス	液化石油ガス (LPG) 石油系炭化 水素ガス	t  千m <sup>3</sup>											
可燃性 天然 ガス	液化天然ガス (LNG)	t											
その他可燃性 天然ガス	千m <sup>3</sup>												
石炭	輸入原料炭 コークス用 原料炭 吹込み用 原料炭 輸入一般炭 国産一般炭 輸入無煙炭 石炭コークス	t  t  t  t  t  t											

ガス	コールタール	t												
	コークス炉ガス	千m <sup>3</sup>												
	高炉ガス	千m <sup>3</sup>												
	発電用高炉ガス	千m <sup>3</sup>												
	転炉ガス	千m <sup>3</sup>												
	都市ガス	千m <sup>3</sup>												
	その他( )	千m <sup>3</sup>												
	小計	GJ												
非化石燃料	黒液	t												
	木材	t												
	木質廃材	t												
	バイオエタノール	kL												
	バイオディーゼル	kL												
	バイオガス	千m <sup>3</sup>												
	その他バイオマス	t												
	RDF	t												
	RPF	t												
	廃タイヤ	t												
	廃プラスチック	t												
	廃油	kL												
	廃棄物ガス	千m <sup>3</sup>												
	混合廃材	t												
	水素	t												
その他	アンモニア	t												
	( )	GJ												
	( )	GJ												
	小計	GJ												
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ											
		うち 非化石	GJ											
		産業用以外の蒸 気	GJ											
		うち 非化石	GJ											
		温水	GJ											

	うち 非化石	GJ			(12)																				
	冷水	GJ																							
	うち 非化石	GJ																							
その 他	( )	GJ																							
	うち 非化石	GJ																							
その 他	地熱	GJ			(13)																				
	温泉熱	GJ																							
	太陽熱	GJ																							
	雪氷熱	GJ																							
その 他	( )	GJ																							
	( )	GJ																							
	小計	GJ			(22)																				
	うち非化石	GJ																							
電 気 事 業 者 か ら の 買 電	電気事業者	千 kWh			(14)																				
	うち非化石	千 kWh																							
電 気	オフサイト型PPA (重み付けなし)	千 kWh			(15)																				
	オフサイト型PPA (重み付けあり)	千 kWh																							
	自己託送 (非燃料由来の 非化石電気)	千 kWh			(16)																				
上 記 以 外 の 買 電	上記以外の 自己託送	千 kWh																							
	うち非化石	千 kWh																							
	重み付け 非化石	千 kWh																							
	( )	千 kWh			(17), (18)																				
	うち非化石	千 kWh																							
	重み付け 非化石	千 kW			(20)																				
自家	太陽光	千 kWh																							

発電		kW																								
	風力	千kWh																								
		kW																								
	地熱	千kWh																								
		kW																								
	水力	千kWh																								
		kW																								
	その他	( )	千kWh																							
			kW																							
	非燃科由來の非化石	( )	千kWh																							
その他 燃料	化石	千kWh		※1																	※1			※1		
	非化石	千kWh		※1																	※1			※1		
	化石	千kWh		※1																	※1			※1		
	非化石	千kWh		※1																	※1			※1		
小計			千kWh																							
うち非化石			千kWh																							
重み付け			千kWh																							
非化石			千kWh																							
合計 GJ																										
うち非化石 GJ																										
原油換算 k1				⑤-1																	⑦		⑦'		⑤-2	
うち非化石 k1																										
前年度原油換算 k1																										
対前年度比 (%)																										

- 備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
- 2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

## 1－2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携分を除いた エネルギー使用量		連携省エネルギー一分の エネルギー使用量	
		数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1
月別	4月	千 kWh					
	5月	千 kWh					
	6月	千 kWh					
	7月	千 kWh					
	8月	千 kWh	(33)	(34)			
	9月	千 kWh					
	10月	千 kWh					
	12月	千 kWh					
	1月	千 kWh					
	2月	千 kWh					
	3月	千 kWh					
時間 帯別	出力制御 時間帯	千 kWh					
	需給が厳しい 時間帯	千 kWh	(35)	(36)			
	その他の時間帯	千 kWh					
合計							

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 k1 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

## 1－3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	(37)	日
------------------------	------	---

- 備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
- 2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

#### 1－4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	(38) クレジット特定番号等	(39)	無効化及び償却日又は移転日	(40)	非化石エネルギー量	(41)
<input type="checkbox"/> 热					GJ・kWh	
<input type="checkbox"/> 電気						
<input type="checkbox"/> 热					GJ・kWh	
<input type="checkbox"/> 電気						
<input type="checkbox"/> 热					GJ・kWh	
<input type="checkbox"/> 電気						

備考 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。

2 算定用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。

4 热・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。

5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。

6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。

7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

#### 1－5 热・電気供給事業者から購入した热・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	(42) メニュー名	(43)	使 用 量	(44)	熱・電気供給事業者から購入した热・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 热	1.		GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 電気					
<input type="checkbox"/> 热	2.		GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 電気					
<input type="checkbox"/> 热	3.		GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 電気					

(45)

①「年度」の欄には、該当する年度（報告の対象となる年度、すなわち報告日の前年度を指す。以下同じ。）を記入してください。

②「使用量」の欄は、事業者が1年度間に使用した全てのエネルギーを、種類ごとに全ての工場等について合計し、指定された単位を用いて記入してください（「使用量」には、他者に売る電気を作るために自家発電に使用したエネルギー、及び他者に売る熱を作るために使用したエネルギーも含まれます）。

エネルギーの種類ごとに記入する「数値」の欄は、1年度間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数第1位を四捨五入して整数值で記入してください。四捨五入の方法としては、工場等ごとの各エネルギー使用量を四捨五入し、その結果を事業者全体で合算するのではなく、まず、工場等ごとの各エネルギー使用量を事業者全体で合算し、その結果を四捨五入する方法が望られます。

「うち非化石」の欄があるエネルギーについては、一番上の行に化石分と非化石分を合計した全体の使用量を記入し、「うち非化石」の行にその内数として非化石分の使用量を記入してください。

使用量が極めて少ないため、小数第1位を四捨五入することによって「0」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量GJの欄を「空欄」（「-」や斜線等を記入しない）してください。

また、エネルギーの使用量は、換算係数を用いて熱量換算を行ってください。熱量換算については、③の表に掲げるエネルギーにあっては、各表の中欄に掲げる数量の単位当たりの同表の右欄に掲げる熱量を用いて換算（原油を2キロリットル使用した場合； $38.3\text{GJ}/\text{kL} \times 2\text{kL} = 76.6\text{GJ}$ ）した値を記入してください。「熱量GJ」の欄は、エネルギーの種類ごとに熱量換算した結果を、原則小数第1位を四捨五入して整数值Fで記入してください。

③改正省エネ法に基づく報告の初年度にあたる2024年度報告においては、5年度間平均原単位変化の評価の継続性を担保するため、旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値の両方を報告する必要があります（詳細は特定-第4表1の説明をご参照ください）。記入に当たっては、下記記入例のとおり、旧省エネ法に基づく数値を（ ）書きで記入するようお願いいたします。

**※EEGSでは、使用量（数値）を入力すれば、旧法・改正法に基づく熱量GJは自動計算されます。**

(記入例)		使用量		他者に供給する 熱・電気を発生さ せるために使用し た燃料の使用量		販売した ルギ	
エネルギーの種類		単位	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値
原油（コンデンセ ートを除く。）	kL	1,000	38,300	(38,200)			
原油のうちコンデ							

旧省エネ法に基づく数値  
を（ ）書きで記入

なお、電気需要平準化に資する措置が、電気需要最適化に資する措置に変更されたことを受けて、「昼間買電」、「夏季・冬季における電気需要平準化時間帯の売電量」及び「夜間買電」に関する記載項目が第2表の1-1（旧省エネ法における第2表の1）から削除されています。**ただし、評価の継続性を担保するため、2024**

年度報告については、引き続き「昼間買電」、「夏季・冬季における電気需要平準化時間帯の売電量」及び「夜間買電」をご報告頂く必要がございます。EEGSには「夜間買電」、「夏季・冬季における電気需要平準化時間帯の売電量」及び「昼間買電」を入力する欄が設けられますので、こちらに記入をお願いします。

④ 燃料の使用量を熱量換算する際は、下表に従って熱量換算し、自らが使用した燃焼及び燃料電池による発電に供した燃料の量を計上してください。

また、工場等内で使用した原料から発生した副生物が燃料に該当する場合は、燃料の種類ごとに指定された単位で、1年度間の使用量、販売量を記入し、下表に従って熱量換算してください。但し、使用したエネルギーから発生した副生物については、記入する必要はありません。

もし、下表の燃料の定義に該当しない副生物等を燃料として使用している場合、その燃料の使用量等については、最も近い定義の種類のエネルギーに含め、適切な熱量換算が行えるよう使用量に計上して記入してください。

なお、熱量の値について必要な場合は、GJ（ギガジュール）をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができますが、その際には用いた単位を明記してください。（TJ、PJを用いる場合は、4桁以上の値で熱量を記入してください。）

表（燃料の熱量換算）

種類	使用量の単位	熱量換算係数
原油（コンデンセートを除く）	1キロリットル	38.3ギガジュール
原油のうちコンデンセート	1キロリットル	34.8ギガジュール
揮発油（ガソリン含）	1キロリットル	33.4ギガジュール
ナフサ	1キロリットル	33.3ギガジュール
ジェット燃料油	1キロリットル	36.3ギガジュール
灯油	1キロリットル	36.5ギガジュール
軽油	1キロリットル	38.0ギガジュール
重油		
イ A 重油	1キロリットル	38.9ギガジュール
ロ B・C重油	1キロリットル	41.8ギガジュール
石油アスファルト	1トン	40.0ギガジュール
石油コークス	1トン	34.1ギガジュール
石油ガス		
イ 液化石油ガス（LPG）	1トン	50.1ギガジュール
ロ 石油系炭化水素ガス	千立方メートル (SATP)	46.1ギガジュール
可燃性天然ガス		
イ 液化天然ガス(窒素、水分その他の不純物を分離して、液化したもの)をいう。)	1トン 千立方メートル (SATP)	54.7ギガジュール 38.4ギガジュール
ロ その他可燃性天然ガス		
石炭	1トン	
イ 原料炭		
(1) 輸入原料炭		28.7ギガジュール
(2) コークス用原料炭		28.9ギガジュール

(3) 吹込用原料炭		28. 3ギガジュール
口 一般炭		26. 1ギガジュール
(1) 輸入一般炭		24. 2ギガジュール
(2) 国産一般炭		27. 8ギガジュール
ハ 輸入無煙炭		
石炭コークス	1トン	29. 0ギガジュール
コールタール	1トン	37. 3ギガジュール
コークス炉ガス	千立方メートル (SATP)	18. 4ギガジュール
高炉ガス	千立方メートル (SATP)	3. 23ギガジュール
発電用高炉ガス	千立方メートル (SATP)	3. 45ギガジュール
転炉ガス	千立方メートル (SATP)	7. 53ギガジュール
その他の化石燃料	千立方メートル (SATP)	実測値等
黒液	1トン（絶乾）	13. 6ギガジュール
木材	1トン（絶乾）	13. 2ギガジュール
木質廃材	1トン（絶乾）	17. 1ギガジュール
バイオエタノール	1キロリットル	23. 4ギガジュール
バイオディーゼル	1キロリットル	35. 6ギガジュール
バイオガス	千立方メートル (SATP)	21. 2ギガジュール
その他バイオマス	1トン	13. 2ギガジュール
RDF	1トン	18. 0ギガジュール
RPF	1トン	26. 9ギガジュール
廃タイヤ	1トン	33. 2ギガジュール
廃プラスチック	1トン	29. 3ギガジュール
廃油	1キロリットル	40. 2ギガジュール
廃棄物ガス	千立方メートル (SATP)	21. 2ギガジュール
混合廃材	1トン	17. 1ギガジュール
水素	1トン	14. 2ギガジュール
アンモニア	1トン	22. 5ギガジュール
その他の非化石燃料		実測値等

※単位に SATP と記載されている気体燃料については、標準環境状態 (25°C、1 bar) の状態の使用量を示しています。

※「バイオ燃料混合油 (B5 軽油等)」の取扱いについて、植物油等を混合したバイオ燃料を使用した場合は、使用量 (kl) を化石燃料相当量 (kl) とバイオマス燃料相当量 (kl) に分けて記載してください。

- ⑤ 「他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量」の欄には、他社に供給した熱、電気を生産するために使用した燃料の1年度間の使用量を、②「使用量」で記入した値の内数となるように、燃料の種類ごとに指定された単位で記入してください。

なお、熱供給事業法上の熱供給事業者（※）に該当し、熱供給事業を行う事業所として登録を受けている工場等または、電気事業法上の発電事業者（※）に該当し、発電事業を行う事業所として届け出ている工場等のみ、「他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量」の欄に記入してください。

⑥ 「販売した副生エネルギーの量」の欄は、他者に供給したエネルギーの1年度間の数量をエネルギーの種類ごとに指定された単位で記入してください。

なお、熱供給事業法上の熱供給事業者（※）に該当し、熱供給事業を行う事業所として登録を受けている工場等において生産された熱は、副生エネルギーに該当するとはいえないため、「販売した副生エネルギー」には含めません。同様に電気事業法上の発電事業者（※）に該当し、発電事業を行う事業所として届け出ている工場等において、生産された電気は、副生エネルギーに該当するとはいえないため、「販売した副生エネルギー」には含めません。

※熱供給事業者 : 热供給事業法第2条第3項に規定する熱供給事業者

発電事業者 : 電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者

⑦ LPGの供給事業者からの使用量が帳票類において立方メートルで表示されている場合には、LPGの供給事業者に、立方メートル当たりのトンへの換算係数を確認してください。供給事業者への確認が困難な場合は、以下の数値を用いてトンに換算してください。

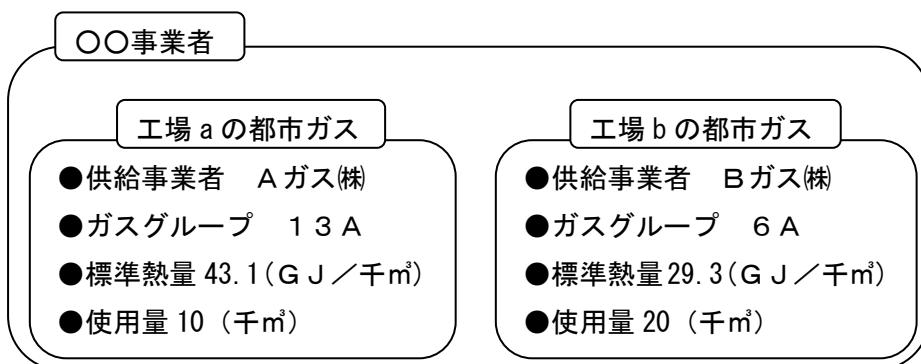
なお、異なる種類のLPGを使用している場合は、トンに換算したものを合算し、それに熱量換算係数（50.1ギガジュール/トン）を掛けて熱量を算出してください

種類	1立方メートル当たりのトンへの換算係数
プロパン	1／502 トン
ブタン	1／355 トン
プロパン・ブタンの混合	1／458 トン

⑧都市ガス供給事業者にガスのガスグループ（例：13A）及び単位当たりの発熱量（換算係数）を確認してください。

都市ガス供給事業者に確認できない場合は、参考までに都市ガス供給事業者ごとの単位当たりの発熱量（換算係数）を巻末の**別添資料2**に示しますので、当該資料に掲載されている各事業者の「標準熱量(GJ／千m<sup>3</sup>)（換算係数）」を換算係数として使用することもできます。その際、小数第2位を四捨五入する（例：15.06978→15.1）ことも可能です。同じ都市ガス供給事業者であっても、供給地域によって発熱量が異なる場合がありますので、注意してください。

各工場等で使用する都市ガスの供給事業者や地域、ガスグループ等が違っている場合は、それぞれの都市ガスごとに計算する必要があります。計算方法の例を、以下のとおり示します。



#### ○○事業者の都市ガス使用量の計算例

使用量	熱量(GJ)
【工場 a】 10 (千m <sup>3</sup> ) × 43.1 (GJ／千m <sup>3</sup> )	= 431 (GJ)
【工場 b】 20 (千m <sup>3</sup> ) × 29.3 (GJ／千m <sup>3</sup> )	= 586 (GJ)
事業者全体 30 (千m <sup>3</sup> )	計 1,017 (GJ)

このように各工場等で使用した都市ガスの供給事業者等が違っている場合、「都市ガス」の欄には、供給事業者等ごとに分けて記入する必要はなく、都市ガス全ての値を合算し、ひとつの欄に記入してください。すなわち、上記の場合、「都市ガス」における「使用量」の「数値」の欄には30(千m<sup>3</sup>)と記入、「熱量 GJ」の欄には1,017(GJ)と記入します。

なお、**特定-第2表**については、燃料の単位当たりの発熱量（換算係数）を欄外に記入する必要はありません。

⑨「化石燃料 その他」の( )欄には、**特定-第2表**のエネルギーの種類の欄に掲げられていない燃料を使用している場合に、その燃料の種類を記入した上で、1年間の使用量の合計を熱量換算して記入してください。また、「化石燃料 その他」に複数の種類を記入するときは、新たに記入欄を追加してください。

なお、テナントビル等で合理的な推計手法によって推計値を算出した場合は、エネルギー種別が特定できれば該当するエネルギーの欄に記入し、特定できなければ「化石燃料 その他」の( )欄に記入（名称例：推計値）してください。「他の燃料」に記入する場合、「使用量」及び「熱量 G J」の両方の欄に、熱量 G J の値を記入してください。

なお、**特定-第2表**については、燃料の単位当たりの発熱量（換算係数）を欄外に記入する必要はありません。

⑩ 非化石燃料の使用量等の報告にあたっては、以下の使用量等の計算や熱量換算係数に留意して記入してください。

#### ●絶乾による報告について

黒液、木材、木質廃材について表（燃料の熱量換算）に従って熱量換算する場合は、次の計算方法に従って絶乾換算した使用量等を記入してください。

#### ○絶乾換算の計算方法

$$\text{絶乾重量(t)} = \text{乾燥前燃料重量(t)} \times (1 - \text{ウェットベース含水率(\%)} / 100)$$

※乾燥前燃料重量や含水量については、到着ベースの燃料の重量、含水量を用いるなど、計算にあたって適切な数値を用いてください。

なお、計算に使用する木材、木質廃材の含水率（ウェットベース）については、JIS Z 2101（木材の試験方法）の「含水率の測定」を参考に、年間の燃料使用の実態に応じた測定試料の抽出と測定頻度により測定を行ってください。自社、外部機関のどちらにより測定してもかまいません。また、使用した木質チップ、木質ペレット等に品質表示、品質規格、仕様書等があり、含水率（ウェットベース）を求めることができるとときは、測定に代えて当該数値を用いることができます。

※黒液、木材、木質廃材については、総合エネルギー統計の標準発熱量が絶乾状態における値であることから、この標準発熱量を参考とする黒液、木材、木質廃材の熱量換算係数（表（燃料の熱量換算）によって熱量換算する場合は、燃料使用量を絶乾状態に換算する必要があります。

#### ●独自の熱量換算係数による報告について

黒液、木材、木質廃材、その他バイオマス、廃タイヤ、廃プラスチック、廃油、混合廃材については、実測等により、使用した燃料の発熱量を算定するうえで適切と認められる熱量換算係数を求めることができます。必要に応じて、③に掲げている表（燃料の熱量換算）の換算係数に代えて、当該係数を用いることができます。その場合は、「非化石燃料 その他」の（ ）の欄に、**特定-第2表**のエネルギーの種類の欄に掲げられている非化石燃料のうち該当の燃料の種類を記入したうえで、一年間の使用量の合計を熱量換算して記入し、併せて別添資料5「非化石燃料の熱量換算係数の根拠となる資料」を定期報告書に添付し提出してください。「非化石燃料の熱量換算係数の根拠となる資料」は、任意の様式で作成し、「燃料の種類」、「熱量換算係数」、「使用した測定方法等」、「熱量換算係数の算出方法」を記載してください。

添付できる資料数に上限がございますので、添付する資料は可能な範囲で1つにまとめて報告してください。なお、添付できるファイルの容量の上限は10MBとなっております。

使用する燃料の高位発熱量が一定ではない場合は、複数の試料を測定しその測定の結果得られた単位当たりの高位発熱量の値を平均したり、使用する燃料の高位発熱量が調達先や時期等によって変化する場合は、調達先や時期ごとに測定しその測定で得られた単位当たりの高位発熱量を燃料の使用量で加重平均したりするなど、燃料の使用の実態に応じた測定試料の抽出と測定頻度により燃料の高位発熱量を測定し、一年間の使用量に対する燃料の単位当たりの換算係数を算出してください。また、独自の熱量換算係数による報告に

当たっては、使用する燃料の含水率を用いて計算を行うことも可能です。

独自の熱量換算係数による報告に当たっては、利用した高位発熱量や含水率など、計算や報告に用いた数値及びその計算方法について「非化石燃料の熱量換算係数の根拠となる資料」に記載して報告してください。

実測による熱量換算については、以下の測定方法に準拠した方法で測定を行ってください。

○燃料の発熱量の測定方法

JIS K 2279 : 2003 (原油及び石油製品 発熱量試験方法及び計算による推定方法)

JIS M 8814 : 2003 (石炭類及びコークス類 ボンブ熱量計による総発熱量の測定方法及び真発熱量の計算方法)

JIS Z 7302-2:1999 (廃棄物固化化燃料-第2部：発熱量試験方法)

その他の規格 (ISO 規格や DIN 規格等)

実測による熱量換算により報告する場合、「非化石燃料の熱量換算係数の根拠となる資料」に記載する内容は以下のとおりとなります。

「燃料の種類」:

  使用した燃料の名称

「熱量換算係数」:

  表（燃料の熱量換算）の換算係数に代えて用いた換算係数の値

「使用した測定方法等」:

  使用した測定方法が準拠している (JIS 規格、ISO 規格、DIN 規格等)

  又は、使用した測定機器の名称、メーカー、型番

「熱量換算係数の算出方法」:

  測定結果から当該係数を算出して用いた場合、その計算式及びその計算に使用した値

  (計算に利用した燃料の各使用量や各測定結果等)

※当該係数の根拠となる資料の作成例を、巻末の別添資料5に示しますので参考にしてください。

また、使用した燃料に品質表示又は仕様書等があり、単位当たりの高位発熱量（換算係数）を求めることができるときは、その係数を用いることが可能です。

品質表示又は仕様書等から求めた熱量換算により報告する場合、「非化石燃料の熱量換算係数の根拠となる資料」に記載する内容は以下のとおりとなります。

「燃料の種類」:

  使用した燃料の名称

「熱量換算係数」:

  表（燃料の熱量換算）の換算係数に代えて用いた換算係数の値

「使用した測定方法等」:

  品質表示又は仕様書の写しの添付

  (添付に代えて品質表示の内容を記載することができます。)

「熱量換算係数の算出方法」:

  品質表示、仕様書等から当該係数を算出して用いた場合、その計算式及びその計算に使用した値

  (計算に利用した燃料の各使用量や各測定結果等)

※当該係数の根拠となる資料の作成例を、巻末の別添資料5に示しますので参考にしてください。

※燃料の品質規格の高位発熱量を用いて熱量換算する場合に関しては後日追記する予定です。

なお、熱量の値について必要な場合は、GJ（ギガジュール）をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができますが、その際には用いた単位を明記してください。（TJ、PJを用いる場合は、4桁以上の値で熱量を記入してください。）

⑪「非化石燃料 その他」の（ ）欄には、特定-第2表のエネルギーの種類の欄に掲げられていない非化石燃料を使用している場合に、その燃料の種類を記入したうえで、一年間の使用量の合計を熱量換算して記入してください。また、「非化石燃料 その他」に複数の種類を記入するときは、新たに記入欄を追加してください。

なお、特定-第2表については、燃料の単位当たりの発熱量（換算係数）を欄外に記入する必要はありません。

例えば、一酸化炭素や二酸化炭素と水素を合成して製造される液体又は気体の燃料である合成燃料（e-fuel）又は合成メタン（e-methane）は、「非化石燃料 その他」の欄に記入してください。工場等内のみで使用する自動車用等の燃料、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラ等に燃料として使用したものを見計上し、熱量換算に当たっては実測又は代替する燃料種の熱量換算係数を使用してください。

また、特定-第2表のエネルギーの種類の欄に掲げられている非化石燃料のうち、独自の換算係数の非化石燃料について実測等により熱量換算し報告する場合は、「非化石燃料 その他」の（ ）の欄に、その燃料の種類を記入したうえで、一年間の使用量の合計を熱量換算して記入し、併せて当該係数の根拠となる資料を添付してください。実測等により熱量換算する方法や、添付する根拠となる資料については⑩に記載しています。

⑫ 産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水、冷水の使用量については、それぞれ各工場等の外から受け入れて使用した量についてのみ記入してください（自らの工場等内において発生した分は含みません）。

なお、非化石燃料で発生した熱や、非燃料由来の集約された地熱等の再生可能エネルギーの熱で、その非化石分の使用量を特定できるものについては、化石分と非化石分を合計した全体の使用量を記入し、「うち非化石」の欄にその内数として非化石分の使用量を記入してください。

熱の使用量を熱量換算する際は、下表の換算係数を用いてください。

また、当該熱を発生させるために使用した燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるもの（熱供給事業者・供給区域ごとの換算係数等）を求めることができるときは、下表の換算係数に代えて、当該係数を用いることができます。その場合は、当該係数の根拠となる資料を添付してください。

種類	使用量の単位	熱量換算係数
産業用蒸気	1ギガジュール	1.17ギガジュール
産業用以外の蒸気	1ギガジュール	1.19ギガジュール
温水	1ギガジュール	1.19ギガジュール
冷水	1ギガジュール	1.19ギガジュール

⑬太陽熱、地熱、温泉熱、雪氷熱の使用量の計測方法等については別添資料6をご参照ください。

⑭「電気事業者からの買電」の欄は小売電気事業者等から購入した電気の使用量を、使用した電力量(千 kWh)に

8.64(GJ/千 kWh)を乗じて熱量換算して報告してください。また、「うち非化石」欄には、内数として非化石電気の使用量を記入してください。なお、小売電気事業者等から購入した電気については、**特定-第2表1-5**に、購入した電力メニュー別に、使用量及び非化石割合を記入する必要があります。非化石割合の算出方法等、詳細は**特定-第2表1-5**の説明をご参照ください。

なお、蓄電に供した電気のうち、自ら使用した電気及び自己放電した電気は報告の対象となります。他人に供給した電気は報告の対象となりませんので算入しないでください。

⑯「オフサイト型PPA」の欄には、オフサイト型PPAの契約によって供給されている非燃料由来の電気（事業所の敷地外に設置した第三者保有の太陽光発電所等で発電した電気を、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気）の使用量を、使用した電力量(千 kWh)に3.60(GJ/千 kWh)を乗じて熱量換算して報告してください。

なお、オフサイト型PPAの契約によって供給されている電気のうち、下記2つの条件を満たさないものについては、「オフサイト型PPA（重みづけなし）」欄にその使用量を記入し、下記2つの条件を満たすものについては、「オフサイト型PPA（重み付けあり）」欄にその使用量を記入してください。

（※「オフサイト型PPA（重み付けあり）」欄に記入された使用量は、**特定-第4表3**の非化石エネルギー使用状況の算出の際に重み付けして評価します。）

#### ＜重み付けの条件＞

イ. FIT/FIP制度対象外の電源であること

ロ. 特定の需要家の電気の需要を満たすことを目的に設定されていること（※）

（※）電源の運転開始時から、特定事業者等と小売電気事業者の間で、特定された電源の電気を供給する旨の契約が存在すること。

⑰「自己託送〔非燃料由來の非化石電気〕」の欄には、自己託送制度によって供給を受けた電気のうち、燃料を投じて発電された電気を除く非化石電気の使用量を、使用した電力量(千 kWh)に3.60(GJ/千 kWh)を乗じて熱量換算して報告してください。

「上記以外の自己託送」の欄には、自己託送制度によって供給を受けた電気のうち、燃料を投じて発電された電気の使用量を、使用した電力量(千 kWh)に8.64(GJ/千 kWh)を乗じて熱量換算して報告してください。

なお、この電気の使用量のうち、非化石燃料によって発電された非化石電気の使用量を特定できるものについては、「うち非化石」の欄に内数として非化石電気の使用量を記入してください。

⑱「上記以外の買電」の（ ）欄の（ ）に「自営線」と記入し、自営線を用いて他者から供給を受けている電気の使用量を、使用した電力量(千 kWh)に8.64(GJ/千 kWh)を乗じて熱量換算して報告してください。ただし、「太陽光」「風力」「地熱」「水力」などの再生可能エネルギーによって発電された電気の場合には、使用した電力量(千 kWh)に3.60(GJ/千 kWh)を乗じて熱量換算して報告してください。

なお、この電気の使用量のうち、非化石燃料等によって発電された非化石電気の使用量を特定できるものについては、「うち非化石」の欄に内数として非化石電気の使用量を記入してください。

⑩ 以下のような PPA 契約によって供給を受けている電気を使用している場合、「上記以外の買電」の（ ）の欄に以下のように記入してください。

○ オフサイト型 PPA の契約で燃料によって発電された電気（バイオマス発電電気等）の供給を受けている場合には、「上記以外の買電」の（ ）欄の（ ）に「オフサイト型 PPA（燃料）」と記入し、使用した電力量（千 kWh）に 8.64(GJ/千 kWh) を乗じて熱量換算して報告してください。

なお、この電気の使用量のうち、非化石燃料によって発電された非化石電気の使用量については、「うち非化石」の欄に内数として非化石電気の使用量を記入してください。

○ バーチャル PPA の契約で電気の供給を受けている場合には、「上記以外の買電」の（ ）欄の（ ）に「バーチャル PPA」と記入し、使用した電力量（千 kWh）に 8.64(GJ/千 kWh) を乗じて熱量換算して報告してください。

なお、この電気の使用量のうち、この契約において受領した非化石の環境価値については、「うち非化石」の欄に内数としてその電気の使用量分を報告してください。

また、こうした契約のうち環境価値を非化石証書で取引する場合には非化石電気として計上した上で、「証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報」にも証書の情報を記載してください。なお、「証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報」の欄には、「事業者のエネルギーの使用量等」の欄において非化石電気として計上済」と記載し、特定第4表3-1の「非化石電気の使用状況」の欄ではダブルカウントしないようにしてください。「非化石電気の使用状況」の欄では、当該電気の非化石評価の重み付けは行いません。

※ここでいうバーチャル PPA とは、環境価値だけを発電事業者と需要家のあいだで取引する契約を指します。

電力は従来の契約のまま小売電気事業者から購入することとなるため、発電事業者と需要家のあいだで電力の取引を伴わないことから、仮想の電力購入契約を意味するバーチャル PPA と呼びます。

⑪ 「自家発電」の欄は、事業者にエネルギー管理権原のある発電設備等で発電された電気のうち、工場等内で使用した全ての電気の1年間の使用量を、由来となったエネルギー等ごとに分けて報告してください。

なお、「太陽光」、「風力」等や「その他（非燃料由來の非化石）」によって発生させた電気については、他社に供給した電気の量は記入する必要はありません。

⑫ 自家発自家消費する太陽光発電等による非化石電気の年間使用量は、メーターを設置し、電力量を測定した数値を読み取って報告してください。なお、メーターの整備が困難である場合には、下記の式を用いて使用量を算出し、報告してください。

$$\text{年間使用量 (kWh)} = (\text{太陽光発電設備の定格出力}^{\ast 1} \times 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 時間}) \times 13.8\%^{\ast 2} \div 100$$

※1 太陽電池の合計出力とパワーコンディショナー（PCS）の出力のいずれか小さい方の出力とし、PCS を複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力と PCS の出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を用いてください。

※2 年間設備利用率の平均値は、調達価格等算定委員会「令和5年度以降の調達価格等に関する意見」に基づき 13.8% とします。

② その他（非燃料由来の非化石）については、「太陽光」「風力」「地熱」「水力」に該当しない非燃料由來の非化石エネルギーや再生可能エネルギー等によって発電された電気について、電気の由來となった非燃料の種類を（ ）の欄に記入し、発電量のうち自社で使用した電力量（千 kWh）と熱量（GJ）を報告してください。熱量の算出に当たっては、3.60 (GJ/千 kWh) または、その熱量の換算にあたって適切な係数を用いてください。特に、次に掲げるものは以下の記載の考え方方に従ってください。

○ 原子力発電所構内で使用される原子力発電由來電気

エネルギーの種類の欄に「原子力」と記入して、使用した電力量（千 kWh）と熱量（GJ）を報告してください。熱量の算出にあたっては、使用した電力量（千 kWh）に 10.9 (GJ/千 kWh) を乗じて熱量換算してください。

○ 廃棄物を焼却した際に発生した熱を利用して発電した電気を自社の事業所内で使用している場合の電気

エネルギーの種類の欄に「廃棄物」と記入して、使用した電力量（千 kWh）と熱量（GJ）を報告してください。熱量の算出にあたっては、焼却した廃棄物の熱量や、自社施設の発電効率等から定めた熱量換算係数を用いてください。

また、廃棄物を焼却した際に発生した熱を利用して発電した電気を、外部から調達する電気の代替として使用している場合には、代替されている電気の熱量換算係数を参考とするなど、蓋然性の高い値を熱量換算係数として用いることができます。

もし、上記の方法により適切と考えられる熱量換算係数を設定できない場合は、廃棄物発電の平均発電効率 14.22% から算出した係数 25.3 GJ/千 kWh を使用することも可能です。

なお、廃棄物を焼却する際に助燃材を使用している場合は、その助燃材の使用量は「燃料」として計上し、その助燃材から発電された分の電気については「自家発電 その他（燃料）」に計上することに留意してください。

助燃材から発電された分の電気の熱量（GJ）は、助燃材の熱量（GJ）にその焼却炉の発電効率を乗じて算出することができ、助燃材から発電された分の電気の使用量（千 kWh）は、助燃材から発電された分の電気の熱量（GJ）に上記で定めた電気の熱量換算係数を乗じて算出することができます。

② その他（燃料）、その他（熱）については、燃料や他社から購入した熱を投じて発電している場合、その発電した電気の使用量を記入してください。熱量の算出に当たっては使用した電力量（千 kWh）に 8.64 (GJ/千 kWh) を乗じて熱量換算してください。なお、投じた燃料・熱は、特定-第2表1-1の燃料、購入した熱の欄で既にエネルギー使用量に計上しているため、ここで算出したエネルギーは小計には含めないでください。  
※非化石電気の使用状況の算出の際に使用します。詳細は特定-第4表3-1の説明をご参照ください。

なお、電気事業法上の発電事業者に該当し、発電事業を行う事業所として届けられている工場等以外の工場等で、燃料や他社から購入した熱を投じて発電した電気を他者に販売している場合、その量を「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入してください。熱量の算出に当たっては、販売した電力量（千 kWh）に 8.64 (GJ/千 kWh) を乗じて熱量換算してください。

(参考) 電気の種類別 一次換算係数

電気の種類				一次換算係数 (GJ/千 kWh)
買電	系統電気	自己託送 以外	電気事業者 からの買電	化石分 8.64
			非化石分	8.64
		オフサイト PPA	非化石（重み付けなし）	3.6
			非化石（重み付けあり）	3.6
	自営線 (他事業者からの供給)	非燃料由来の非化石電気		3.6
		上記以外	化石分	8.64
			非化石分	8.64
		非燃料由来の非化石電気		3.6
自家発	直接使用・自営線 (自社内の供給含む)		化石分	8.64
	非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む)		非化石分	8.64
		上記以外	※投入した燃料・熱 でカウント	

※本表は、特定 - 第2表のエネルギー使用量の算出における係数を示したものです。特定 - 第4表におけるエネルギーの使用の合理化、非化石エネルギーへの転換、電気の需要の最適化の評価における重み付け等の各種係数については、特定 - 第4表及び別添資料7をご参照ください。

②使用量の小計欄については、熱量換算量の小計を記入してください。なお、小計欄についても、旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値の両方を記入してください。

燃料の燃焼等により発生した副生エネルギーのうち、他者に販売しなかった副生エネルギーについては、小計に含めないでください。

電気の使用量のうち、「自家発電 その他（燃料）」「自家発電 その他（熱）」に記入した使用量及び熱量換算値は小計に含めないでください。

燃料及び熱の「販売した副生エネルギーの量」の小計については、「販売された量」ごとに、熱量換算量の小計を記入してください。

電気の「販売した副生エネルギーの量」の小計については、「自家発電 その他（燃料）」「自家発電 その他（熱）」の熱量換算量の小計を記入してください。

④エネルギーの総使用量（使用量の「合計GJ」の欄）については、熱量に換算した「燃料及び熱の小計」欄と「電気の小計」欄の合計を記入してください。

販売した副生エネルギーの量の総量（「合計GJ」の欄）については、熱量に換算した「燃料及び熱の小計」欄と「電気の小計」欄の合計を記入してください。

合計欄についても、旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値の両方を記入してください。

⑯熱量換算したエネルギーの総使用量を原油換算（⑤欄）する場合には、国際標準の換算係数を用いて、発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算してください。また、原油換算量は、小数点以下を四捨五入して整数値で記入してください。

なお、原油換算を行う際は、原則として、工場等ごとのエネルギー使用量をそれぞれ原油換算し、合計する、という手順ではなく、事業者が設置する全ての工場等のエネルギー使用量を合計した上で、エネルギー種別ごとに熱量換算し、熱量換算した値を合計し原油換算する、という手順で行なうことが望されます。

熱量換算された販売した副生エネルギーの総量を原油換算（⑥欄）するに当たっては、国際標準の換算係数を用いて、発熱量1ギガジュールを0.0258キロリットルとして換算してください。また、原油換算量は、小数点以下を四捨五入して整数値で記入してください。

⑰「前年度原油換算k」の欄は、前年度に提出した定期報告書において記載した値を記入して下さい。

⑱「対前年度比」の欄は、前年度に提出した定期報告書において記載した値と「当該年度値」から算出したものを、小数点以下第2位を四捨五入し百分率（%）で表示してください。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{対前年度比 } (\%) = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100(\%)$$

ただし、指定後の最初の報告時は記入可能な場合に限り記入してください。記入できない場合は、「一（ハイフン）」を記入してください。

⑲「購入した未利用熱の量」の欄は、他者から購入した未利用熱の1年度間の数量を指定された単位で記入してください。

本制度における未利用熱とは、「自社内で用途がないため、他事業者へ提供しなければ、省エネ法判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず廃棄することが見込まれる熱」をいいます。

※未利用熱に温度による制限はございません。温水に限らず冷水であっても未利用熱の定義に該当するもの（未利用熱で製造された冷水等を含む）は、未利用熱となります。

※未利用熱の購入者は、「購入した未利用熱の量」欄に記入するとともに、「使用量」欄にも同量を記入（加算）してください。

※未利用熱の販売者は、「販売した副生エネルギーの量」欄に記入してください。

未利用熱を報告する場合は、当該熱量が未利用熱であることを証明する書類として**別添資料4 「未利用熱に関する覚書」**を定期報告書に添付してください。

<主な熱供給事例>

①廃熱回収

生産設備（ボイラ、発電設備等除く）から発生する廃熱は、生産を続ける限り発生を抑制することができないため未利用熱となります。

②直接供給

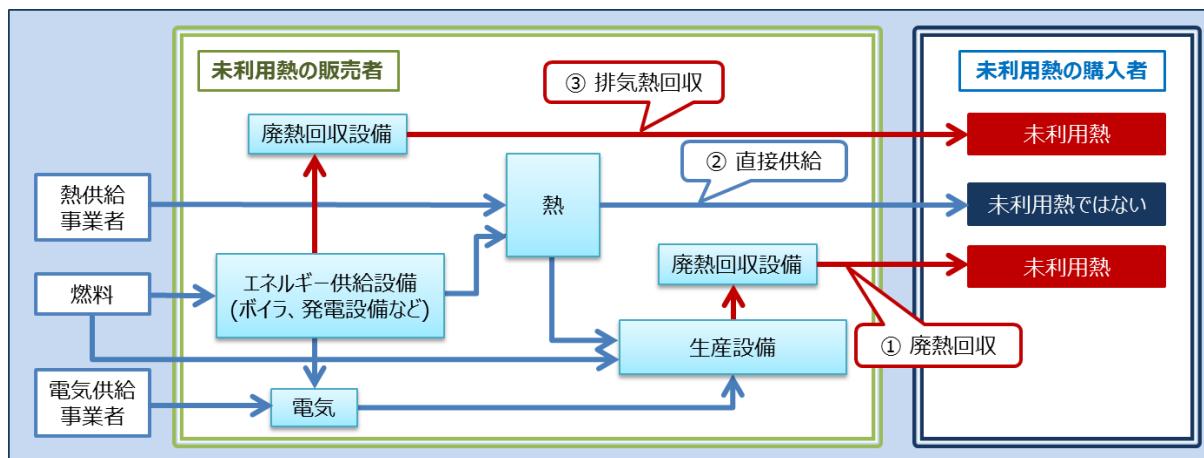
ボイラで生産する熱は、熱需要に応じてボイラの出力を任意に調整できるため、未利用熱ではありません。

③排気熱回収

ボイラの排気熱は、ボイラを稼働する限り発生を抑制することができないため、未利用熱となります。

#### ④コーチェネレーション

コーチェネレーションについては、一律に判断できないため、定義に沿って判断します。



⑨旧省エネ法様式ではエネルギー種毎に「連携分」を入力する行がありました。それらを削除し、最右列に連携分の入力列を新設しました。記入する内容は従来から変更ありません。

⑩「連携分を除いたエネルギー使用量」と「連携分のエネルギー使用量」の合計を記入してください。

⑪特定-第2表1-2の上段の「年度」の欄には、該当する年度（報告の対象となる年度、すなわち報告日の前年度を指す。以下同じ。）を記入してください。

⑫事業者単位で月別又は時間帯別のいずれか1つを選択して記入してください。なお、工場Aでは時間帯別、工場Bでは月別といったように分けることはできず、事業者単位でどちらかに統一する必要があります。

（電気需要最適化係数の設定、広域予備率の確認方法等の詳細な説明については、**別添資料8**を参照してください。）

（月別を選択した場合）

⑬「使用量」の「数値」欄は、電気事業者からの買電、オフサイトPPA（重み付けあり）、オフサイトPPA（重み付けなし）、「上記以外の買電」においてバーチャルPPA等の系統電気の使用量を計上している場合はバーチャルPPA等の系統電気の報告対象年度の使用量を月ごとに事業者で合算し、原則小数第1位を四捨五入して整数値で記入してください。四捨五入の方法としては、工場等ごとの各エネルギー使用量を四捨五入し、その結果を事業者全体で合算するのではなく、まず、工場等ごとの各エネルギー使用量を事業者全体で合算し、その結果を四捨五入する方法が望れます。

⑭「使用量」の「原油換算 kJ」欄は、電気事業者からの買電、オフサイトPPA（重み付けあり）、オフサイトPPA（重み付けなし）、「上記以外の買電」においてバーチャルPPA等の系統電気の使用量を計上している場合はバーチャルPPA等の系統電気の報告対象年度の月ごとの使用量に月別電気需要最適化係数を用いて熱量換算した値 (GJ) に 0.0258 kJ/GJ を乗じて算出した値 (kJ) を記入すること。なお、月別電気需要最適化係数は

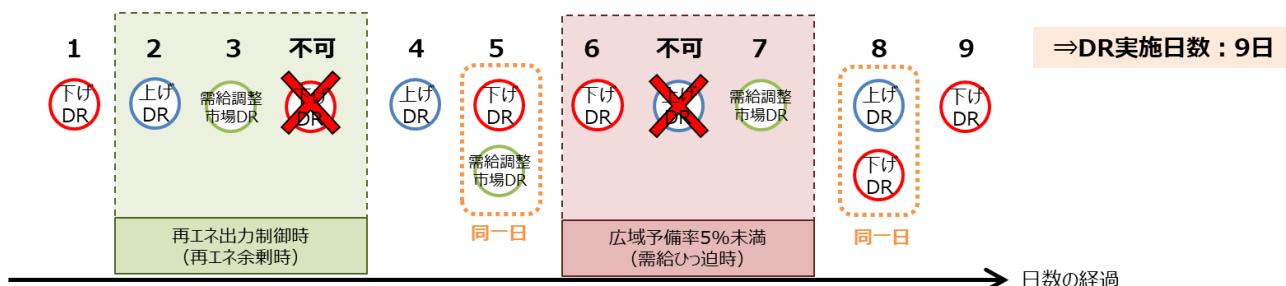




③特定-第2表1-3には、報告対象年度に電気の需要の最適化に資する措置（上げディマンドリスポンス（DR）、下げDR等）を実施した日数を記入すること。なお、複数の事業所を有する場合、事業所ごとに電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数をカウントし、設置する工場等のうち DR を実施した日数が最も多い事業所の日数を記入すること。また、DR を実施していない場合は「0日」と記入してください。（具体的なカウント方法は以下を参照。カウントの対象及び対象外となる DR 等の詳細な説明については、別添資料8を参照してください。）

＜考え方＞

- （様々なDRがあるが、種類を区別せず）DRを実施した「日数」をカウント
- 需給ひつ迫時の上げDR（需要増加）や再エネ余剰時の下げDR（需要抑制）はカウント不可



④特定-第2表1-4の熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択し、該当する方に「■」印又は「□」印を付してください。

※ 証書等の報告に係る詳細については、別添資料9をご参照ください。

[記入例]

1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
<input type="checkbox"/> 热 <input checked="" type="checkbox"/> 電気	KC-000-000-000-001～ 000-000-000-000-100 「事業者のエネルギーの使用量等」の欄において非化石電気として計上済み	令和5年○月○日	600 GJ・kWh
<input checked="" type="checkbox"/> 热 <input type="checkbox"/> 電気	非化石証書 KC-000-000-000-001～ 000-000-000-000-100	令和5年○月○日	-500 GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 热 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh

⑤クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載してください。「特定-第2表 事業者のエネルギーの使用量等 1-1」の欄において非化石電気として計上している場合（例えば、特定第2表1-1「電気」のうち「上記以外の買電」にお

いて計上するバーチャルPPAによる非化石電気使用量)には、「事業者のエネルギーの使用量等」の欄において非化石電気として計上済み」と記載してください。

(例) KC-000-000-000-000-001~000-000-000-000-100

⑩無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄としてください。

⑪非化石エネルギー量の欄には、当該証書等の非化石エネルギー相当量について、無効化や償却を行った場合は正の値、移転した場合は負の値で記載してください。また、熱証書等の場合はGJ、電力証書等の場合はkWhで記入し、該当する単位を丸で囲ってください。なお、本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を定期報告書に添付してください。

⑫特定-第2表1-5では、熱供給事業者又は電気供給事業者から熱又は電気を購入した場合に、そのメニュー名等を記載してください。熱・電気の別のうち該当する方に「■」印又は「□」印を付してください。

⑬購入した熱又は電気のメニュー名を記載してください。

(記入例)

- ・「○○電力(株)(メニューJ(残差))」
- ・「△△電力(株)(メニューA)」

⑭使用量の欄には、メニューごとのエネルギー使用量を記入してください。左欄については、熱はGJ、電気はkWhとして記入し、該当する単位を丸で囲ってください。また、右欄には原油換算係数を0.0258(kl/GJ)として使用量の原油換算値を算出し、記入してください。

※電気の場合は、電気の一次換算係数を8.64(GJ/千kWh)として熱量換算した上で、原油換算係数を乗じてください。

⑮熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合の欄には、メニューごとの非化石割合を記入します。なお、電力メニューごとの非化石割合の算出は以下のとおり行ってください。

【電気事業者から購入した非化石電気の使用量の算出方法】

$$\text{非化石電気の使用量(GJ)} = \frac{\text{電気の使用量(千 kWh)} \times 8.64(\text{GJ}/\text{千 kWh}) \times \text{電気事業者の非化石証書の使用状況}(\%)}{100}$$

$$+ (\text{電気の使用量(千 kWh)} - \text{電気の使用量(千 kWh)} \times \text{電気事業者の非化石証書の使用状況}(\%)/100) \times 8.64(\text{GJ}/\text{千 kWh}) \\ \times 13\%*/100$$

\*13% : FIT 売れ残り分

電気事業者の非化石証書の使用状況をA×100(%)とすると、

電力メニューごとの非化石割合は $\{A + (1-A) \times 0.13\} \times 100\%$ と表せます。本表の非化石割合欄には、この割合を記入してください。

例) 非化石証書の使用状況が20%の場合

$$\{0.2 + (1-0.2) \times 0.13\} \times 100 = \{0.2 + 0.13 - 0.13 \times 0.2\} \times 100 = 30.4\%$$

電気事業者の非化石証書の使用状況は、特定の電力メニュー契約等の場合には、当該メニューの非化石証書の使用状況を元に算定してください。非化石〇〇%メニューといった特定の電力メニュー契約等に関しては、当該割合を非化石証書の使用状況として計算してください。

通常の電力小売り契約（残差メニュー等）の場合には、当該電気事業者の特定の電力メニュー以外のメニューの非化石証書の使用状況（残差により作成した非化石証書の使用状況）を元に算定してください。非化石証書の使用状況については、小売電気事業者の HP で円グラフなどによってパーセンテージが示されています。一般送配電事業者が提供する最終保障供給による契約の場合には、当該電気の非化石証書の使用状況を 0 % として計算してください（上記の式に当てはめて計算を行うと当該電気の非化石割合は 13% となります。）

なおE E G Sでは、非化石証書の使用状況を入力すれば、当該電力メニューの非化石割合は自動計算します。また一部主要な電力メニューに関しては、システム上で非化石割合を保持する予定です。

※（参考）旧一般電気事業者の一般的な電力メニューにおける非化石証書の使用状況  
(非化石証書は2022年度実績)。

○北海道電力

非化石証書の使用状況 14%

[https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele\\_power.html](https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele_power.html)

○東北電力

非化石証書の使用状況 18%

<https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/energy/>

○東京電力

非化石証書の使用状況 20%

[https://www.tepco.co.jp/ep/power\\_supply/index-j.html](https://www.tepco.co.jp/ep/power_supply/index-j.html)

○北陸電力

非化石証書の使用状況 16%

<https://www.rikuden.co.jp/ryokinshikumi/dengen.html>

○中部電力

非化石証書の使用状況 5%

<https://miraiz.chuden.co.jp/company/supply/configuration/>

○関西電力

非化石証書の使用状況 14.6%

[https://kepco.jp/ryokin/power\\_supply/](https://kepco.jp/ryokin/power_supply/)

○中国電力

非化石証書の使用状況 11%

<https://www.energia.co.jp/elec/free/co2/index.html>

○四国電力

非化石証書の使用状況 19%

[https://www.yonden.co.jp/customer/composition\\_and\\_co2/index.html](https://www.yonden.co.jp/customer/composition_and_co2/index.html)

○九州電力

非化石証書の使用状況 20%

[https://www.kyuden.co.jp/rate\\_adj\\_power\\_composition\\_co2.html](https://www.kyuden.co.jp/rate_adj_power_composition_co2.html)

○沖縄電力

非化石証書の使用状況 0%

[https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s\\_and\\_d.pdf](https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s_and_d.pdf)

上記に無い電力メニュー非化石電気の使用量の算出方法はP52をご参照ください。

●特定-第3表

特定-第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

1-1 エネルギー消費原単位等

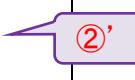
番号	事業分類 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px;">②</span>		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
			エネルギーの使用量 (原油換算 kJ) (Ⓐ-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 kJ) (Ⓐ-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 kJ) Ⓑ	購入した未利用熱の量 (原油換算 kJ) Ⓑ'	(Ⓒ-1) = (Ⓐ-1') - Ⓑ - Ⓑ'	(Ⓒ-1) の構成割合 (%) (Ⓓ-1) = (Ⓒ-1) / (Ⓓ-1) × 100 Ⓓ	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 (Ⓕ-1) = (Ⓒ-1) / Ⓑ	前年度のエネルギー消費原単位 (Ⓖ-1)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (Ⓗ-1) = (Ⓕ-1) / (Ⓖ-1) × 100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%) (Ⓘ-1) = (Ⓓ-1) × (Ⓗ-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称												<span style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px;">④</span>
	細分類番号												<span style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px;">⑤</span>
2	工場等に係る事業の名称												<span style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px;">(①-1)</span>
	細分類番号												<span style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px;">(②-1)</span>
3	工場等に係る事業の名称												<span style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px;">(③-1)</span>
	細分類番号												<span style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px;">(④-1)</span>
事業者全体			(Ⓐ-1) (合計)	(Ⓐ-1') (合計)	Ⓑ (合計)	Ⓑ' (合計)	(Ⓓ-1) (合計)	⓪	(Ⓗ-1) (合計)	(Ⓖ-1)	(Ⓗ-1) = (Ⓗ-1) / (Ⓖ-1) × 100		
								100%					<span style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px;">(⑦)</span>

1-2 連携省エネルギー措置を踏ましたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
			エネルギーの使用量 (原油換算 kJ)	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏ましたエネルギーの使用量 (原油換算 kJ)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 kJ)	購入した未利用熱の量 (原油換算 kJ)	$(\text{C}-2) = (\text{A}-2') - \text{B}$	$(\text{C}-2)$ の構成割合 (%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値	エネルギー消費原単位 (F-2) = (C-2) / E	前年度のエネルギー消費原単位 (G-2)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%)	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%)
1	工場等に係る事業の名称												
	細分類番号												
2	工場等に係る事業の名称												
	細分類番号												
3	工場等に係る事業の名称												
	細分類番号												
事業者全体			(S-2) (合計)	(S-2') (合計)	① (合計)	①' (合計)	(U-2) (合計)	100%	⑤	(W-2) (X-2)	(Y-2) = (W-2) / (X-2) × 100		
											(Z-2) = (1-2) + (2-2) + (3-2) + ...	(3)	



2-2 連携省エネルギー措置を踏ました電気需要最適化評価原単位

番 号	事業分類 		事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏ました電気需要最適化評価原単位等の計算									
			エネルギーの使用量(原油換算k1) (Ⓐ-2)	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏ましたエネルギーの使用量(原油換算k1) (Ⓐ'-2')	販売した副生エネルギーの量(原油換算k1) (Ⓑ)	購入した未利用熱の量(原油換算k1) (Ⓑ')	(Ⓒ'-2) = (Ⓐ'-2') × - (Ⓑ)- (Ⓑ') (Ⓓ'-2) = (Ⓒ'-2) / (Ⓓ'-2) × 100 の構成割合 (%) 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (Ⓔ)	電気需要最適化評価原単位 (Ⓕ'-2) = (Ⓒ'-2) / (Ⓔ) (Ⓖ'-2)	前年度の電気需要最適化評価原単位 (Ⓗ'-2)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (Ⓘ'-2) = (Ⓕ'-2) / (Ⓖ'-2) × 100 (Ⓛ'-2) = (Ⓐ'-2) × (Ⓗ'-2) / 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (Ⓜ'-2) = (Ⓓ'-2) × (Ⓛ'-2) / 100	
1	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											
	工場等に係る事業の名称											
2	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											
	工場等に係る事業の名称											
3	工場等に係る事業の名称											
	細分類番号											
	工場等に係る事業の名称											
事業者全体			(Ⓐ-2) (合計)	(Ⓐ'-2') (合計)	Ⓑ (合計)	Ⓑ' (合計)	(Ⓓ'-2) (合計)	⓫ 100%	(⓪) 100%	(⓪) (⓪) (⓪)		

①特定-第2表と同様に、特定-第3表についても、2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値の両方を記入してください。記入に当たっては、下記の記入例のとおり、旧省エネ法に基づく数値を（）書きで記入してください。

※前年度のエネルギー消費原単位以降の記入欄は旧省エネ法に基づく数値のみの記入となります。

(記入例)

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算									
		エネルギーの使用量 (原油換算k1) (Ⓐ-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算k1) (Ⓐ-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算k1) (Ⓑ)	購入した未利用熱の量 (原油換算k1) (Ⓒ-1) = (Ⓐ-1') - (Ⓑ)	(Ⓒ-1) の構成割合 (%) (Ⓓ-1) = (Ⓒ-1) / (Ⓐ-1') × 100 (Ⓔ)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (Ⓕ-1) = (Ⓒ-1) / (Ⓓ-1) × 100 (Ⓖ)	エネルギー消費原単位 (Ⓗ-1) = (Ⓒ-1) / (Ⓖ)	前年度のエネルギー消費原単位 (Ⓖ-1)	エネルギー消費原単位の前年度比 (%) (Ⓗ-1) = (Ⓗ-1) / (Ⓖ-1) × 100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%) (Ⓐ-1) = (Ⓓ-1) × (Ⓗ-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称 ○○製造業	3,500 (2,000)	3,300 (2,000)		3,300 (2,000)	82.3	50	66.00 (40.00)			(Ⓐ-1)
	細分類番号	*	*	*			(名称: 生产量) (単位: t)		(42.00)	(95.2)	(78.4)
	工場等に係る										(Ⓓ-1)

## ② 事業の分類、複数の事業・工場

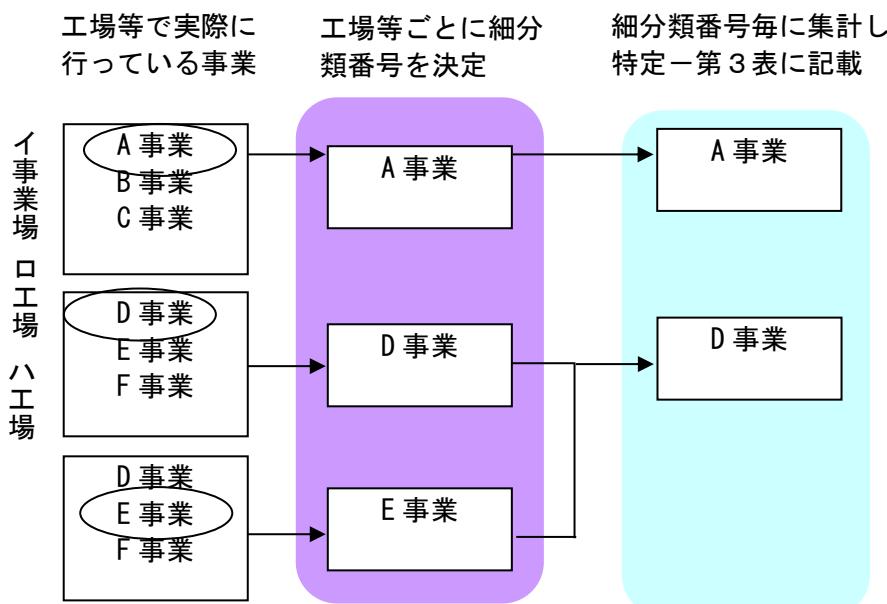
### a. 事業の分類

“特定事業者が設置する全ての工場等”、“特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等”又は“認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等”を、日本標準産業分類の細分類番号（4桁）（以後、「事業分類」という。）ごとに分類し、分類の名称、番号及び分類毎に合計した値をそれぞれ記入してください。日本標準産業分類については、【関係URL】を参照してください。

### b. 複数の事業（1つの工場）

ひとつの工場等を複数の事業分類で整理することはできません。ひとつの工場や事業場で業種分類の異なる複数の事業を行っている場合には、主たる事業を選んで記入してください。この場合の主たる事業とは、生産高、販売額等、適切な指標によって決定（日本標準産業分類の決定方法に準拠）してください。以下に決定方法のイメージを示します。

なお、各工場等の主たる事業を判断するに当たって、事業が分類できる場合には、工場等の規模に関わらず、原則として、当該事業分類ごとにエネルギー使用量を集計することになりますが、地方公共団体のうち知事部局等が特定事業者となっている場合であって、当該事業者が設置する事業所のエネルギー使用量が年間1,500kL未満の事業所について、当該事業所の主たる事業を判断することが困難である場合は、当該事業所の事業分類を「都道府県機関（日本標準産業分類細分類番号 9811）」又は「市町村機関（同 9821）」とすることも可能です。



### c. 複数の工場

なお、複数の工場等にかかる事業分類が同一であっても、事業の内容（密接な関係を持つ値⑤等）が異なる場合には、事業の内容ごとに整理し、2段以上の欄に分けて記入することができます。

事業分類が4つ以上となる場合は、新たに記入欄を設けて記入してください。

### d. その他留意事項

事業分類ごとの「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（⑥）」について検討してください。⑥がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の⑥に換算可能であり、事業者全体の原単位⑦が算出可能な場合は、②の方法により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出し、対前年度比⑧を算出します。⑥が事業分類ごとに異なり、事業者全体の原単位⑦が算出困難な場合は、③の方法により事業分類ごとのエネルギー使用に係る原単位を算出し、事業者全体としての対前年度比⑨を算出します。

③原単位の算出に当たっては、非化石燃料使用量に対して0.8を乗じて再計算したエネルギー使用量を用います。1-1、1-2、2-1、2-2それぞれについて以下のとおり補正を行った数値を記入してください。  
※1-2、2-2については連携省エネルギー措置を実施している事業者のみ記入してください。

1-1：非化石エネルギーの補正を考慮

1-2：非化石エネルギーの補正、連携省エネルギー措置を考慮

2-1：非化石エネルギーの補正、電気需要最適化係数を考慮

2-2：非化石エネルギーの補正、電気需要最適化係数、連携省エネルギー措置を考慮

④生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

#### a. エネルギーの使用量と密接な関係を持つ単位の選択

生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値⑥又は⑦（以下「生産数量等」という。）は、生産量、生産額、当該業務に供した施設の規模等のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記入し、（ ）内の名称の欄にその値の種類（例：延床面積、生産数量等）、単位の欄にその単位（m<sup>2</sup>、トン等）を記入してください。単位を式とする場合（例：m<sup>2</sup> × 時間）は、式を構成する内容（例：延床面積 × 営業時間）を、名称の欄に値の種類として記入してください。ある期間については生産量、その他の期間については生産額といった選択ではなく、1年間を通じて同一のものを選択してください。

なお、前年度以前に本報告をした場合には、原則として、その際に用いた単位を用いて記入してください。やむを得ない事情により単位を変更する場合には、その理由と、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧単位による生産数量等の対比表を欄外又は別紙に記入してください。

#### b. 生産数量等の記入

生産数量等の記入に当たっては、巻末の別添資料10に掲げる業種ごと又は別添資料11に掲げる事業用ビルの用途ごとの生産数量等の単位（補助単位として千又は百万等を使用）、換算方法等を参考に生産数量等を記入してください。その数値については、原則、最下位を四捨五入して、エネルギーの使用に係る原単位の変化率が「%（パーセンテージ）」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数（有効数字）4桁をもった数字（例、102,500トン、33,740m<sup>2</sup>）で記入してください。

なお、原単位の計算結果が小さな数値（例、0.001234等）になる場合は、密接な関係を持つ値を適宜桁上げ（例、m<sup>2</sup>→千m<sup>2</sup>等）してください。

また、ひとつの工場等において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場等における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場等全体の生産数量等として記入することができます。

なお、生産数量等の換算を行った場合（別添資料10に規定する換算を行った場合を除く。）には、その換算の考え方を余白又は別紙に記入してください。

生産数量の代わりに、生産額（付加価値生産額 [例：生産額-原料額]）を用いる場合は、単位として円（補助単位として千円又は百万円を使用）を記入してください。

上記の方法で記入を行うことが不適当又は困難と考えられる場合には、当該工場等の生産数量等を表す適當な方法で生産数量又は生産額（補助単位として千又は百万を使用）を記入してください。

#### c. 製造業以外の業種における生産数量等の記載

製造業等については生産数量又は生産額を記入する場合が多いと考えられますが、その他の業種については、生産数量又は生産額が適當ではない場合も多いため、生産数量又は生産額の代わりに、エネルギーの使用量と

密接な関係を持つ値、例えば、建物延床面積等のように、その業種・事業場に適したものを選択してください。例として、事業用ビルの用途ごとに別添資料11に掲げる単位を参考にしてください。また、より実態に即したものとするため、これらの項目を積の形や回帰式の形で使用しても構いません。

⑤「対前年度比」の欄は、小数点以下第2位を四捨五入し百分率(%)で表記してください。

⑥②事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位 $\textcircled{W}$ が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入することにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位 $\textcircled{W}$ を求めるとともに、対前年度比 $\textcircled{Y}$ を記入してください。 $\textcircled{W}$ については、原則、その変化率が「% (パーセンテージ)」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数(有効数字)4桁の値(例: 0.1848、26.10)をもって記入してください。なお、④⑤⑥⑦⑧欄は記入不要です。

(ア) エネルギーの使用量の合計(原油換算 kJ): 全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとのエネルギー使用量の合計値を記入・・・④

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算 kJ): 全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとの販売した副生エネルギーの合計値を記入・・・⑤

(ウ) 購入した未利用熱の量の合計(原油換算 kJ): 全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとの購入した未利用熱の合計値を記入・・・⑥

(エ) 工場等内で使用したエネルギー量の事業分類ごとの合計値・・・⑦ = ④ - ⑤ - ⑥

(オ) ④、⑤、⑥、⑦のそれぞれの合計値・・・⑧、⑨、⑩、⑪

※なお、⑧、⑨、⑩の値は、(特定第2表)の値と整合していることを確認してください。

(カ) 事業者全体の生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(記入に際しては、④を参照)・・・⑫

(キ) 事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位・・・ $\textcircled{W} = \textcircled{U} \div \textcircled{V}$

(ク) 事業者全体のエネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・⑬

事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)・・・ $\textcircled{Y} = \textcircled{W} \div \textcircled{X} \times 100$

②事業者全体としての電気需要最適化評価原単位 $\textcircled{W}'$ が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入することにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 $\textcircled{W}'$ を求めるとともに、対前年度比 $\textcircled{Y}'$ を記入してください。 $\textcircled{W}'$ については、原則、その変化率が「% (パーセンテージ)」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数(有効数字)4桁の値(例: 0.1848、26.10)をもって記入してください。なお、④⑤⑥⑦⑧欄は記入不要です。

(ア) エネルギーの使用量の合計(原油換算 kJ): 全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとのエネルギー使用量の合計値を記入(特定第3表1の④と同じ値を記入)・・・⑭

(イ) 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 kJ): 全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとの電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量の合計値(電気需要最適化を踏まえた電力使用量は特定第2表1-2と同じ値です。自家発電へ用いた非化石燃料については、別添資料7を参照してください。)を記入・・・⑮

(ウ) 販売した副生エネルギーの量の合計(原油換算 kJ): 全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとの販売した副生エネルギーの合計値を記入(特定第3表1の⑤と同じ値を記入)・・・⑯

(エ) 購入した未利用熱の量の合計(原油換算 kJ): 全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとの購入した未利用熱の合計値を記入(特定第3表1の⑥と同じ値を記入)・・・⑰

(オ) 工場等内で使用したエネルギー量の事業分類ごとの合計値・・・⑯' = ⑭ + ⑮ × (評価係数 - 1) - ⑯ - ⑰

※⑯'の評価係数はエネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数です。(電気需要最適化係数の設定等の詳細な説明については、別添資料8を参照してください。)

(カ) ④、⑤、⑥、⑦のそれぞれの合計値・・・⑧、⑨、⑩、⑪

(キ) 事業者全体の生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(特定第3表1の⑫と同じ値を記入)・・・⑯

(ク) 事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位・・・ $\textcircled{W}' = \textcircled{U}' \div \textcircled{V}$

(ケ) 事業者全体のエネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・⑬

(コ) 事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)・・・ $\textcircled{Y}' = \textcircled{W}' \div \textcircled{X}' \times 100$

⑦⑧が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位 $\textcircled{W}$ が算出困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比⑦を求めます。な

お、この場合⑦⑧⑨⑩の記入は不要です。

(ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算 kJ）：全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとのエネルギー使用量の合計値を記入・・・④

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kJ）：全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとの販売した副生エネルギーの合計値を記入・・・⑤

(ウ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kJ）：全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとの購入した未利用熱の合計値を記入・・・⑥

(エ) 工場等内で使用したエネルギー量の事業分類ごとの合計値・・・⑦=④-⑤-⑥

(オ) ④、⑤、⑥、⑦のそれぞれの合計値・・・⑧、⑨、⑩、⑪

(カ) 事業分類ごとの⑦の値、事業者全体の合計値⑪に対する構成割合 (%)・・・⑫=⑦÷⑪×100

※⑫の合計が 100%にならない場合は、⑦のうち構成割合が一番大きい値で調整することが望ましい。ただし、新たに事業分類を追加した場合は、その事業については構成割合には含めないで「- (ハイフン)」と記入してください。下記(サ)における①についても同様です。

(キ) 事業分類ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（記入に際しては、④を参照）・・・⑬

(ク) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位・・・⑭=⑦÷⑬

(ケ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・⑮

(コ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%)・・・⑯

(サ) ⑯を⑫によって重みづけした、原単位の対前年度比の変化率（寄与度）(%)・・・⑰=⑯×⑫÷100 (①②③・・・)

(シ) ①②③・・・を足し上げた、エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (%)・・・⑱

※②及び③について、指定後の最初に提出する定期報告書は、⑨⑩又は⑧⑯⑰⑱について記入可能な場合に限り記入してください。

③⑭が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位⑯' が算出困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比⑯' を求めます。なお、この場合⑦⑧⑨⑩⑯' の記入は不要です。

(ア) エネルギーの使用量の合計（原油換算 kJ）：全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとのエネルギー使用量の合計値を記入（特定第3表1の④と同じ値を記入）・・・④

(イ) 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kJ）：全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとの電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量の合計値（電気需要最適化を踏まえた電力使用量は特定第2表1-2と同じ値です。自家発電へ用いた非化石燃料については、別添資料7を参照してください。）を記入・・・④'

(ウ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kJ）：全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとの販売した副生エネルギーの合計値を記入（特定第3表1の⑤と同じ値を記入）・・・⑤

(エ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kJ）：全ての工場等を事業分類し、事業分類ごとの購入した未利用熱の合計値を記入（特定第3表1の⑥と同じ値を記入）・・・⑥

(オ) 工場等内で使用したエネルギー量の事業分類ごとの合計値・・・⑦'=④'+④'-⑤-⑥

※⑦' の評価係数はエネルギーの使用的合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数です。（電気需要最適化係数の設定等の詳細な説明については、別添資料8を参照してください。）

。

(カ) ④、⑤、⑥、⑦' のそれぞれの合計値・・・⑧、⑨、⑩、⑪'

(キ) 事業分類ごとの⑦'の値、事業者全体の合計値⑪に対する構成割合 (%)・・・(特定第3表1の⑫と同じ値を記入)

(ク) 事業分類ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（特定第3表1の⑬と同じ値を記入）・・・⑬

(ケ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位・・・⑭'=⑦'÷⑬

(コ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・⑮'

(サ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%)・・・⑯'

(シ) ⑯'を⑫によって重みづけした、原単位の対前年度比の変化率（寄与度）(%)・・・⑰'=⑯'×⑫÷100 (①②③・・・)

(ス) ①②③・・・を足し上げた、エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (%)・・・⑱'

※②' 及び③' について、指定後の最初に提出する定期報告書は、⑩' ⑪' 又は⑫' ⑬' ⑭' ⑮' ⑯' ⑰' については記入可能な場合に限り記入してください。

(5) 特定-第4表

①

特定-第4表 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

②

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)	③	①-1	⑩-1	⑪-1	⑯-1	⑤
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		⑪-2	⑩-2	⑪-2	⑯-2	

備考 特定-第3表1-1、1-2において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (⑦-1)、(⑦-2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

⑥

電気の使用量の集計区分	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)		⑪'-1	⑩'-1	⑪'-1	⑯'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)		⑪'-2	⑩'-2	⑪'-2	⑯'-2	

備考 特定-第3表2-1、2-2において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (⑦'-1)、(⑦'-2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入すること。

①特定-第4表1、2についても、旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値の両方を記載してください。記入例は下記をご参照ください。

(記入例)

1 エネルギー消費原単位

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(99.8)	(99.3)	(98.2)	(99.7)	98.5 (97.9)	
対前年度比 (%)		⑪-1 (99.5)	⑩-1 (98.9)	⑪-1 (101.5)	⑯-1 (98.2)	(99.5)
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						

なお、原単位の算出に当たり旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値の両方を記入いただくのは、法改正前後における評価の継続性を担保するため、経過措置として実施することとしております。経過措置については下記の図をご参照ください。

### 【経過措置のイメージ】

#### ■2024年度定期報告(2023年度実績)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	
対前年度比(%)		99.0	97.9	98.0	100.0	98.7

#### ■2025年度定期報告(2024年度実績)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	
対前年度比(%)		97.9	98.0	100	98.0	98.5

#### ■2026年度定期報告(2025年度実績)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	
対前年度比(%)		98.0	100	98.0	100	99.0

#### ■2027年度定期報告(2026年度実績)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	87.32	
対前年度比(%)		100	98.0	100	99	99.3

改正後の省エネ法に基づく原単位変化

- ③ 上段の「年度」には、当該年度を含む直近5年度間の年度を、当該年度が一番右の欄となるよう順に記入してください。原単位を5年度間把握していない場合には、把握している年度から順に右詰めで記入してください。
- ④ 「エネルギーの使用に係る原単位」、「対前年度比」の欄には、特定-第3表の方法により算定した直近5年度間の数値を記入してください。ただし、下記の場合に留意してください。

※1

特定-第3表において、「特定事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)②」、「特定事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%)②」」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入してください。

※2

「事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位⑩」「事業者全体としての電気需要平準化評価原単位⑩」」を求めた場合、その原単位については、原則、その変化率が「% (パーセンテージ)」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数（有効数字）4桁の値（例：0.1848、26.10）をもって記入してください。

- ④ 「エネルギーの使用に係る原単位」、「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、特定-第3表の方法により算定した直近5年度間の数値を記入してください。ただし、特定-第3表において、「特定事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比(%)②」、「特定事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比(%)②」」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入してください。「事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位⑩」「事業者全体としての電気需要最適化評価原単位⑩」」求めた場合、その原単位については、原則、その変化率が「% (パーセンテージ)」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数（有効数字）4桁の値（例：0.1848、26.10）をもって記入してください。

- ⑤ 「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を4乗根し、小数点以下第2位を四捨五入し百分率(%)で表示してください。算出方法は以下のとおりです。

＜エネルギーの使用に係る原単位＞

$$5\text{年度間平均原単位変化} (\%) = (\text{J} \times \text{K} \times \text{L} \times \text{M})^{1/4}$$

(電子式卓上計算機で算出する場合、J×K×L×Mを行い、「√」キーを2回押せば算出できます。)

＜電気需要平準化評価原単位＞

$$5\text{年度間平均原単位変化} (\%) = (\text{J}' \times \text{K}' \times \text{L}' \times \text{M}')^{1/4}$$

(電子式卓上計算機で算出する場合、J'×K'×L'×M'を行い、「√」キーを2回押せば算出できま

す。)

なお、直近5年度間の対前年度比の欄が満たされていない場合は、「5年度間平均原単位変化」の欄は記入する必要はありません。

※①、②及び③について、指定後の最初に提出する定期報告書では、指定以前の年度の値は記入可能な場合に限り記入してください。

⑥電気の使用量の集計区分（月別又は①時間帯別）について、該当するものに「■」印又は「□」印を付してください。

### 3 非化石エネルギーの使用状況

#### 3-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	非化石電気の使用状況					目標 年度
		年度	年度	年度	年度	年度	
使用電気全体に占める非化石電気の比率	②	⑤ %	%	%	%	%	④ %

#### 3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	指標の状況					定量目標の目安 年度	目標 年度
				年度	年度	年度	年度	年度		
		⑧							⑦	

#### 3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	指標の状況					目標 年度
		年度	年度	年度	年度	年度	
⑨							

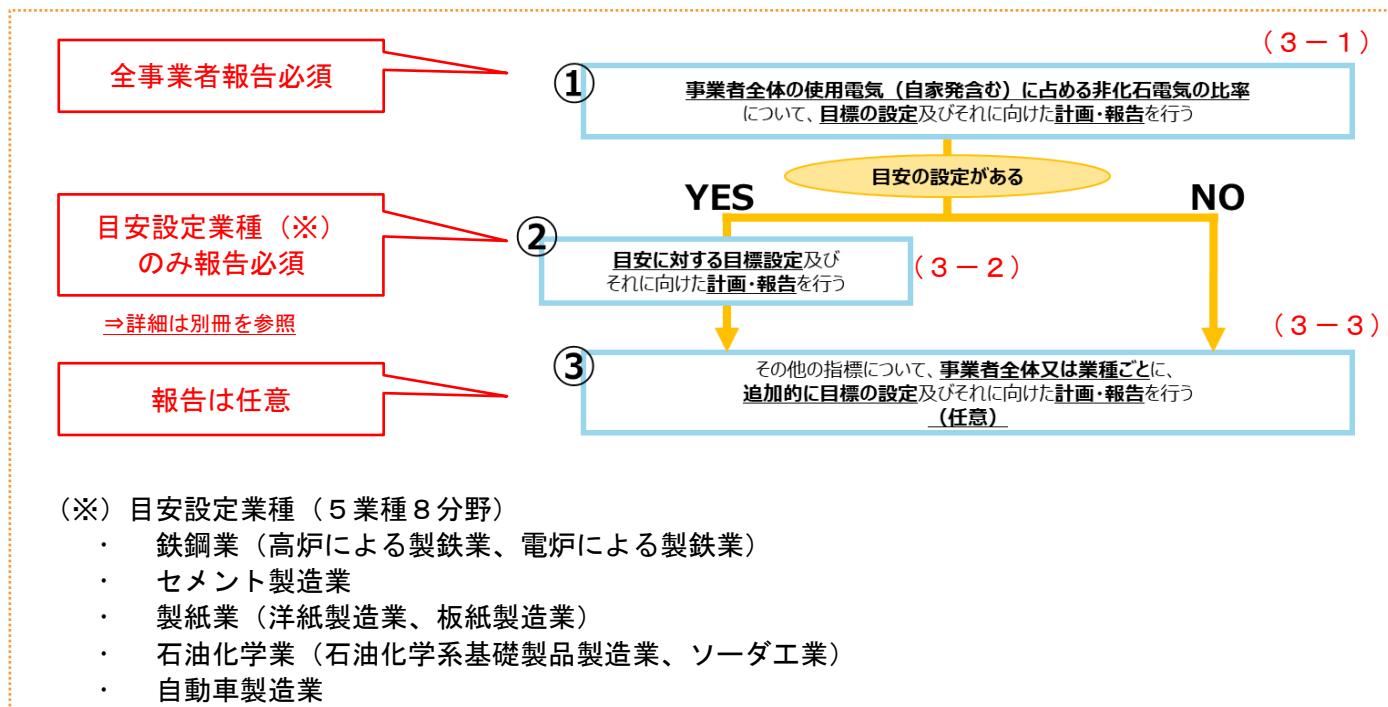
#### 3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

⑩
---

- 備考 1 3-1、3-2及び3-3では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
- 2 3-1、3-2及び3-3の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。
- ① 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
  - ② 「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
  - ③ 特定第2表1-4に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
- 3 3-1、3-2及び3-3の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量(原油換算 kJ)」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
- 4 3-2及び3-3において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

## 【注意事項】

特定-第4表の3では、非化石エネルギーの使用状況について実績等を報告いただきます。①非化石電気の使用状況（3-1）、②定量目標の目安に関する指標の状況（3-2）、その他の指標の状況（3-3）及び①～③の計算式等を記入する欄（3-4）で構成されており、下図のとおり業種によって報告時に記載が必要となる項目が異なります。



また、非化石エネルギーの使用状況の算出に当たっては、下記3点に留意する必要があります。

### I 「重み付け非化石」に該当する電気の使用量を1.2倍する

自家発太陽光や重み付けの条件を満たしたオフサイト型PPA等、「重み付け非化石」に該当する電気については、別添資料7の(b)に示すとおり、非化石エネルギーの使用状況を算出する際、その使用量に1.2を乗じて計算を行ってください。

※ただし、燃料を投じるものを除く再エネ自家発電（太陽光発電、風力発電、地熱発電等）については、下式のとおり熱量換算係数を8.64（全電源平均係数）として再計算した上で、1.2を乗じてください。

$$\text{非化石エネルギー使用状況の算出時に} \\ \text{おける再エネ自家発電気(※)の使用量} = \text{発電量(千 kWh)} \times 3.6(\text{GJ/千 kWh}) \times 8.64/3.6 \times 1.2$$

通常のエネルギー使用量    全電源平均係数  
で再計算

### II 証書等の非化石エネルギーみなし量を化石エネルギー使用量と置き換え

非化石エネルギー使用状況の算出の際、証書等の非化石エネルギーみなし使用量を化石エネルギー使用量と置き換えて計算してください。省エネ法で評価できる証書の種類等については別添資料9をご参照ください。

### III 他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量を分母・分子から控除

非化石エネルギー使用状況の算出の際、熱・電気供給の用に供するエネルギーを発生させるために使用した燃料の使用量は差し引いて計算をしてください。

上記I、II、IIIを踏まえ、非化石エネルギーの使用状況は下式のとおりとなります。

$$\text{非化石エネルギーの使用状況} = \frac{\text{非化石エネルギーの使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} + \text{II} - \text{III}}{\text{全エネルギー使用量(重み付け非化石 1.2 倍)} - \text{III}}$$

①特定-第4表3-1には、事業者全体の使用電気（自家発含む）に占める非化石電気の比率について実績等を

記入してください。事業者全体で使用した電気には、電気事業者から購入した電気や、燃料を投じて発電した自家発電気の使用量（※）も含みます。また、本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、いずれの電気の種類についても、使用量(千 kWh)に対して一次換算係数 8.64(GJ/千 kWh)を乗じて算出してください。また、「重み付け非化石」に該当する電気については、その使用量に 1.2 を乗じて算出してください（**別添資料7**の(b)参照）。なお、本表は全ての事業者が記入必須です。

※燃料を投じて発電した自家発電気の使用量は通常、投入燃料でエネルギーをカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。

②指標の範囲における全体エネルギー使用量の欄には、各指標に関する非化石エネルギー使用状況を算出するにあたり計算の対象となるエネルギー使用量を記入してください。3-1では、事業者全体の電気の使用量を記入してください。販売した電気は含みません。

③各指標に関する非化石エネルギー使用状況の実績値について、年度ごとに右詰めで記入してください。3-1～3-2共通

④各指標について、目標とする数値と目標年度を記入してください。3-3においては、必ずしも目標年度を2030年度とする必要はありませんが、3-1及び3-2は必ず2030年度に設定してください。また、直近に提出した中長期計画書に記入した内容と必ず一致させてください。

⑤**特定-第4表3-2**では、業種ごとに国が設定する定量目標の目安に関して、実績等を記入してください。**本表は目安の設定がある5業種（⑥参照）のみ記入必須です。※その他の事業者は記入しないでください。**

⑥下表を参考に、区分、対象となる事業、指標を記入してください。該当する事業が複数ある場合は、記入欄を増やして記入してください。なお、各指標の詳細な説明については別冊1をご参照ください。

#### 【定量目標の目安】

区分	対象となる事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業	2013年度比石炭の使用量に係る原単位削減割合	2%以上
1 B	電炉による製鉄業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	59%以上
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	28%以上
3 A	洋紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラがある場合 2013年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①30%以上 ⑤ 59%以上
3 B	板紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラがある場合 2013年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①30%以上 ⑥ 59%以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業	①主燃料を石炭とするボイラがある場合 2013年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①30%以上 ⑦ 59%以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラがある場合 2013年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①30%以上 ⑧ 59%以上
5	自動車製造業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	59%以上

⑦定量目標の目安の欄には、上表に記載されている「目安となる水準」をそのまま記載してください。また、

目標年度は2030年度としてください。

⑧特定-第4表3-3では、任意に設定した指標に関する実績等を記入してください。本表の記入は任意です。

⑨指標の設定に当たっては、事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標としてください。

※任意指標の例

- ・ 事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
- ・ 外部調達電気における非化石エネルギー割合
- ・ ○○製造工程における非化石エネルギー使用割合
- ・ 給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

⑩特定-第4表3-4には、3-1、3-2、3-3の計算式等、非化石エネルギーの使用状況の算出にあたり根拠となる情報を記入してください。

## (6) 特定-第5表

特定-第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

- 1 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。）が年平均1%以上改善できなかった場合  
(イ) 又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ) の理由

(ロ) の理由


備考 (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ) の理由

(ニ) の理由


備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

- 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由



- ① **特定-第5表**を記入するに当たって、「事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）」及び「事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）」とは、**特定-第4表**の5年度間平均原単位変化が99.0（%）を超えた場合が該当します。
- ② 「事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）」及び「事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）」とは、**特定-第4表**の対前年度比M又はM'が100.0%以上の場合が該当します。

5年度間平均原単位変化又は対前年度比が改善できなかった場合の理由として、下記を参考に改善できなかった原因を出来るだけ定量的に分析し、簡潔にまとめて記入してください。その際、原因となった工場等があればその名称も記入してください。

[改善できなかった理由等の事例]

- ・製品価格の低下、付加価値生産額の減少、出荷・販売金額の減少
- ・生産抑制、減産対策（生産重量、生産個数等の減少）
- ・生産設備の故障、トラブル
- ・生産設備の劣化、効率の低下
- ・生産構成の変動（工場間の生産品目移転、分社化、外注化、海外移転、自社製造化等）
- ・原材料等の構成の変動
- ・市場ニーズ対応（小ロット多品種化、高級化、高付加価値化等）
- ・環境対策（公害防止、地域環境対策、作業環境対策等）
- ・生産性向上対策（自動化、ロボット化、生産能率向上対策化等）
- ・資源保護対策（原材料の再使用、再利用等）
- ・生産空調（クリーンルーム、恒温室等）の増強
- ・気候異変（猛暑、厳寒、渇水等）
- ・試運転、試作品等の増加
- ・燃料等の構成の変動（燃料転換、廃棄物燃料等の割合の増減等）
- ・運転時間の変動
- ・蓄電池システムの導入など
- ・エネルギー種転換（熱↔電気）

- ③特定-第4表3-1、3-2、3-3において、前年度から非化石エネルギー使用状況が向上しなかった場合、その理由を記入してください。

(7) 特定-第6表

特定 - 第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値 (単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			
②	③	④			⑤			⑥	⑦	⑧

- 備考 1 「区分」の欄には、判断基準の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。  
 2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。  
 3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を記入すること。  

$$\text{達成率} = \frac{(① - ②)}{(① - ③)}$$
 ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の値、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとする。

**※重要※ 改正省エネ法におけるベンチマーク指標の計算について**

改正省エネ法におけるベンチマーク指標の計算に当たっては、引き続き **【旧省エネ法】におけるエネルギーの定義、熱量換算に基づき計算する必要があります。令和6年度に提出する中長期計画書、定期報告書のベンチマーク指標の計算に当たっては【旧省エネ法】におけるエネルギーの定義、熱量換算に基づき計算してください。**

旧省エネ法におけるエネルギーの定義、熱量換算に基づき計算し報告する数値は、「各年度のベンチマーク指標の値」、「ベンチマーク指標の算出に当たり、参考となる値」、「ベンチマーク指標の状況に関し、参考となる情報」、「電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報」、「各年度のベンチマーク指標の見込み」、「目標年度における目標値」等となります。

ベンチマーク指標の詳細な説明については、別冊2をご参照ください。

- ① 特定-第6表は、P74にある判断基準の別表第5（以下「別表第5」という。）に示すベンチマーク指標に掲げられた事業のみでエネルギーの年度（4月1日から翌年3月31日までをいう）の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500キロリットル以上である事業者のみ記入してください。これに該当しない事業者は、欄全体に斜線を引いてください。
  - ② 区分の欄は、別表第5の番号から選択して記入してください。
  - ③ 対象となる事業の名称には、当該のセクターごとに実施している事業の名称を記入してください。事業の名称は別表第5に示される事業の名称を記入してください（特定-第3表における事業名とは異なる場合があります）。複数の事業を行う事業者は該当する事業の名称を全て記入してください。
  - ④ 該当する事業者は、当該のセクターごとにエネルギー使用量を原油換算klの単位で記入してください。
  - ⑤ ベンチマーク指標の状況には、報告対象年度を含む過去5年度間の事業において、別表第5に示すベンチマーク指標の算定方法に従って算定した指標の数値と単位を記入してください。ベンチマーク指標が複数指定されている場合は、指定されている指標の数値と単位を全て記入してください。左側から年度順に記入してください（一番右側は、本定期報告書の報告対象年度の実績の数値となります）。
- ※2017年度以降にベンチマーク制度対象となった事業及びベンチマーク指標の算定方法に変更のあった事業については、その報告が開始された年度以降の実績値を記載してください。

- ⑥ ベンチマーク指標の見込みは、昨年度（提出免除の事業者は直近）に提出した中長期計画書に記載した報告対象年度のベンチマーク指標の見込みの数値を記入してください。当該中長期計画書で見込みの数値を記載していない場合は、（一）を記入してください。（「3. 中長期計画書（様式第8）について」の「ベンチマーク指標の見込み」記載方法を参照）
- ⑦ 達成率は、報告対象年度のベンチマーク指標の見込みに対する報告対象年度の実績の割合です。中長期計画書に記載した報告対象年度の計画値に対する、実績値の達成度合を示します。⑥でベンチマーク指標の見込みに（一）を記入している等により達成率が算出できない場合は、（一）を記入してください。  

$$(\text{報告対象前年度のベンチマーク指標の値} - \text{報告対象年度のベンチマーク指標の値}) \div (\text{報告対象前年度のベンチマーク指標の値} - \text{昨年度（提出免除の事業者は直近）に提出した中長期計画書に記載した報告対象年度のベンチマーク指標の見込み}) \times 100$$
- ⑧ 目標年度（2030年度）における目標値は、中長期計画書と同様に、目標年度におけるベンチマーク指標の見込みを記入してください。目標年度におけるベンチマーク指標の見込みが未定の場合は、（一）を記入してください。

#### 【記入例】

特定第一第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値 (単位)
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度			
3	セメント 製造業	500,000	4,100 MJ/t	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t	4,000 MJ/t	3,950 MJ/t	50%	3,739 MJ/t
6 A	石油化学系基礎 製品製造業	200,000	12.1 GJ/t	12.0 GJ/t	12.0 GJ/t	11.8 GJ/t	11.8 GJ/t	11.7 GJ/t	0%	11.9 GJ/t

2022年度の定期報告における達成率（%）の算出方法

$$\begin{aligned}
 &= (2021\text{年度実績} - 2022\text{年度実績}) \div (2021\text{年度実績} - \text{ベンチマーク指標の見込み}) \times 100 \\
 &= (4,050 - 4,000) \div (4,050 - 3,950) \times 100 = 50 \div 100 \times 100 = 50\%
 \end{aligned}$$

【ベンチマーク指標】(別表第5)

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1 A	高炉による製鉄業	粗鋼量当たりのエネルギー使用量	0.531kJ/t 以下
1 B	電炉による普通鋼製造業	炉外精錬工程通過の有無を補正した上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と 製造品種の違いを補正した下工程の原単位 (圧延量当たりのエネルギー使用量)の和	0.150kJ/t 以下
1 C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と 一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位 (出荷量当たりのエネルギー使用量)の和	0.360kJ/t 以下
2 A	電力供給業	火力発電効率A指標 火力発電効率B指標	A指標：1.00 以上 B指標：44.3 % 以上
2 B	石炭火力電力供給業	当該事業を行っている工場の石炭火力発電の効率	43.00%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量(出荷量)当たりのエネルギー使用量の和	3739MJ/t 以下
4 A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再エネ使用率 72%以上： 6626MJ/t 以下
			再エネ使用率 72%未満： (-23664 × (再エネ使用率) +23664) MJ/t 以下
4 B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量あたりのエネルギー使用量	4944MJ/t 以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量(当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和)当たりのエネルギー使用量	0.876 以下
6 A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等生産量当たりのエネルギー使用量	11.9 GJ/t 以下
6 B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出苛性ソーダ重量当たりのエネルギー使用量と 濃縮工程の液体苛性ソーダ重量当たりの蒸気使用量の和	3.00 GJ/t 以下
7 A	通常コンビニエンスストア	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量 を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	707kWh/百万円以下
7 B	小型コンビニエンスストア		308kWh/百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を 当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの 平均的なエネルギー使用量で除した値。	0.723 以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を 当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の	0.792 以下

		平均的なエネルギー使用量で除した値。	
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値。	0.799 以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305k1/m <sup>2</sup> 以下
12	貸事務所業	当該事業を行う事業所における延床面積当たりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値	1.00 以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ① 文系学部とその他学部の面積の合計に0.022を乗じた値 ② 理系学部と医系学部の面積の合計に0.047を乗じた値	0.555 以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ① 延床面積に0.061を乗じた値 ② ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.061を乗じた値 ③ 回胴式遊技機台数に年間営業時間1/1000を乗じた値に0.076を乗じた値	0.695 以下
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①から③までの合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ① 電算室部分の面積に0.2744を乗じ、96.743を加えた値 ② 電算室部分以外の面積に0.023を乗じた値 ③ 職員数に0.191を乗じた値	0.700 以下
16	データセンター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を 当該事業を行っている事業所における I T 機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値	1.4 以下
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG 冷熱利用事業者： 0.077k1/千 N m <sup>3</sup> 以下 その他の事業者： 0.157k1/千 N m <sup>3</sup> 以下

(8) 特定-第7表

特定 - 第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1－1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

- 備考 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり補正係数を用いる場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。
- 2 洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
- 3 貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第5 備考6に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第5 備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1－2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

①**特定-第7表 1－1 及び 特定-第7表 1－2**は、別表第5に示される事業を実施している事業者のみ記入することができます。対象事業を行っていない場合には、斜線を引いてください。

②電炉による普通鋼製造業、電炉による特殊鋼製造業、洋紙製造業、板紙製造業、貸事務所業及び圧縮ガス・液化ガス製造業のいずれかに該当する事業者は、ベンチマーク指標等の算出に当たり根拠となる情報を**特定-第7表 1－1**に記入してください。

③**特定-第7表 1－2**には、ベンチマーク指標の状況に関し、ベンチマーク指標の当該年度の状況を別表第5に示されている目指すべき水準と比較する等の分析を行い、対象となる事業所名、未達の理由及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を記入してください。

## 2 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び 都市ガスによる火力 発電		
石油その他の燃料に よる火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオマスのみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量 (千 kWh)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)	
設備に投入したエネルギー量 (GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量 (GJ)	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量 (GJ)	
設備に投入した水素のエネルギー量 (GJ)	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量 (GJ)	

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

**改正省エネ法における特定-第7表 2の「電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報」の記載に当たっては、引き続き【旧省エネ法】におけるエネルギーの定義、熱量換算に基づき計算してください。**

- ① **特定-第7表 2**は、電力供給業又は石炭火力電力供給業に該当する事業者のみ記入ください。
- ② 1つ目の表において、電力供給業に該当する事業者は、燃料種別の火力発電方式ごとに「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入してください。
- ③ 2つ目の表において、電力供給業又は石炭火力電力供給業に該当する事業者は、副生物若しくはバイオマス、水素、アンモニアを投入した発電設備又は熱電併給型動力発生装置について記入してください。

※別添資料12記載例参照

## 特定 - 第7表

### 3 電力供給業のベンチマーク指標の向上に関する共同で実施した措置に関し、参考となる情報


- ① 電力供給業又は石炭火力供給業のベンチマーク制度の対象事業者同士で、ベンチマーク指標の向上に向けた

共同取組を実施している場合は記入してください。

- ② 共同取組を行った事業者は共同取組の内容、共同する相手などを記入してください。

(9) 特定-第8表

特定-第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

I エネルギーの使用の合理化の基準	
I-1 全ての事業者が取り組むべき事項	
(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	<input type="checkbox"/> 全て含めている <input type="checkbox"/> 大半含めている <input type="checkbox"/> 一部含めている <input type="checkbox"/> 含めていない
(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない (整備完了予定期限 年度)
(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	<input type="checkbox"/> 配置済み <input type="checkbox"/> 一部配置している <input type="checkbox"/> 配置していない
①エネルギー管理統括者の責務 ア. 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
イ. 取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
ウ. 取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員との間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
③現場実務を管理する者の責務 ア. 設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
イ. 取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
ウ. ア. のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない

(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(7) 取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない

I - 2 1 工場等単位、設備単位での基本的実施事項	
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない (整備予定年 年度)
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先とともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(6) 休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
IS050001 の活用状況	<input type="checkbox"/> 認証取得している <input type="checkbox"/> 認証取得を検討している (取得予定年 年度) <input type="checkbox"/> 検討していない

① I 及び II の各項目について、該当するものに「■」印又は「□」印を付して、年度を記載する項目については、整備完了・整備する予定年度を記入してください。選択肢の中に、「大半含めている/大半で実施している/大半の工場等で実施している」と「一部含めている/一部実施している/一部の工場等で実施している」については、それぞれの事項について全てが定量的に判断できるものではなく、例えば定量的に判断する場合は、対応が過半数に達して場合は「大半で実施している等」を、そうでない場合は「一部実施している等」を選択し、定量的に判断が困難な場合は、事業者の取組状況等を総合的に勘案して判断してください。

②各項目については、以下に従って記入してください。

## I エネルギーの使用の合理化の基準

### I-1 全ての事業者が取り組むべき事項

#### ・1-1(1)取組方針の策定

「エネルギーの使用の合理化の取組方針（中長期的な計画を含む。）」については、省エネの目標、省エネ設備の新設・更新等に関する事項を明確にしている場合には「整備している」の項目に「■」印又は「□」印を付してください。例えば、取組方針はエネルギーの使用に係る原単位、電気需要最適化評価原単位や中長期計画書の内容をベースに設定する方法もあります。

取組方針を「策定していない」を選択した場合、1-1(3)①イ、ウ、③イ、(5)から(8)は「実施していない」を選択してください。

#### ・1-1(2)管理体制の整備

全体として効率的かつ効果的な管理体制とは、例えば、本社事務所にエネルギー管理統括者を中心とした体制（委員会など）を整え、省エネのためのP D C Aを回すための体制が整備されていることなどがあげられます。

#### ・1-1(3)責任者等の配置等

「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」又は「エネルギー管理員」が「選任中」（選任すべき事由が生じた日から六月以内）の場合には、定期報告書の作成実務者（作成実務者）を当該「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」又は「エネルギー管理員」が「配置済み」とみなしてください。

①～③についても、「選任中」の場合に作成実務者等が実務をこなしている場合は、「配置済み」とみなしてください。

③現場実務を管理する者の責務は、指定工場等を持たない工場・事業場も対象となり、全ての事業者が報告する必要があります。

#### ・1-1(4)資金・人材の確保

エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金及び人材を確保している場合には、「実施している」の項目に「■」印又は「□」印を付してください。例えば、省エネ設備投資のための予算確保等、省エネに関する資格取得を推進すること等があります。

#### ・1-1(5)従業員への周知・教育

設置している工場等又は加盟している工場等における従業員への取組方針の周知の実施状況及びエネルギーの使用の合理化に関する教育を実施している場合は「実施している」の項目に「■」印又は「□」印を付してください。例えば、取組方針を社内掲示板やインターネットを活用して周知を図ること、社内研修や講習会等を通じて省エネに関する教育を図ること等があります。

#### ・1-1(6)取組方針の遵守状況の確認等

取組方針の遵守状況の確認・評価、改善指示を実施している場合には、「実施している」の項目に「■」印又は「□」印を付してください。省エネのためのP D C Aサイクルを回すための重要な項目で取組方針の実施状況として、その達成度や問題点を把握し、改善していくことを求めているものです。

#### ・1-1(7)取組方針の精査等

策定された取組方針とその評価方法の定期的なチェックがなされ、（必要に応じ）改正がなされている場合には、「実施している」の項目に「■」印又は「□」印を付してください。

- ・ 1-1(8)文書管理による状況把握

書面を電子化した場合には、必ずしも書面で保管しておく必要はありません。作成・更新・保管をしている場合は「実施している」の項目に「■」印又は「□」印を付してください。例えば、社内規程や報告書として保存していることなどがあります。

- ・ I -2

- ・ 1 工場等単位、設備単位での基本的実施事項

(1)から(6)の基本的実施事項を行うにあたり、取組方針や工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）などを参考に実施状況について該当する項目に「■」印又は「□」印を付してください。

- ・ II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

ISO50001を認証取得している場合は「実施している」の項目に「■」印又は「□」印を付してください（事業所単位で認証取得している場合も含む）。

(10) 特定-第9表

特定-第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要
①

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要
①

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要
②

- ① 当該年度において、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入してください。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、該当する工場等の名称も付記してください。

[記入例]

- ・省エネルギー推進組織の新設又は整備若しくは活動
- ・エネルギー診断担当業務組織の新設又は整備若しくは活動

- ・省エネルギー活動計画の策定及び実施の状況
- ・エネルギー効率向上のための基準の策定、改廃の状況
- ・エネルギー効率向上のための設備等の整備
- ・共同省エネルギー事業の実施

②非化石エネルギーへの転換に関して、取り組んだ事項について、定性的な取組も含めて記載をしてください。なお、非化石エネルギーへの転換に関して国が定める目安がある5業種8分野に該当する場合は、以下の「定性目標の目安となる水準」も参考にしてください。

**【定性目標の目安となる水準】**

区分	事業	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 高炉を用いた水素還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。            (2) 水素による直接還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。            (3) 製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成燃料等の非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p><u>2 電気に関する事項</u></p> <p>(1) 高級鋼材の製造に対応した大型電炉の実用化を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。</p>
1 B	電炉による製鉄業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 電気炉において、バイオコークス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。            (2) 電気炉において、通常燃料としての利用が困難である廃タイヤ、廃プラスチック及びアルミドロス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。            (3) 加熱炉等において、水素バーナー及びアンモニアバーナー等の非化石燃料を使用するバーナーの導入を進めること。</p> <p><u>2 電気に関する事項</u></p> <p>(1) 加熱炉等において、電気により加熱を行う設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。</p>
2	セメント製造業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 焼成工程において、バイオマス、廃棄物、水素及びアンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。            (2) 燃焼残渣も原料の一部として活用できる特徴を生かし、通常燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、利用技術の研究開発及び実証実験を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。            (3) 製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。</p>
3 A	洋紙製造業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス燃料の使用割合を向上すること。            (2) ホワイトペレット及びブラックペレット等の木質ペレットの製造や混焼に関する技術開発及び実証実験を進めること。            (3) 黒液の燃焼を行うボイラーで発生する蒸気を高温高圧化することにより、製造工程で発生する黒液を最大限に利用すること。</p>
3 B	板紙製造業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス燃料の使用割合を</p>

		<p>向上すること。</p> <p>(2) ホワイトペレット及びブラックペレット等の木質ペレットの製造や混焼に関する技術開発及び実証実験を進めること。</p>
4 A	石油化学系基礎 製品製造業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) ナフサ分解によるエチレン等の製造設備において、アンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p>(2) 燃料により加熱を行うエチレン等の製造設備（ナフサ分解によるエチレン等の製造設備を除く。）の導入を進めるとともに、非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p><u>2 電気に関する事項</u></p> <p>(1) 電気により加熱を行うエチレン等の製造設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。</p>
4 B	ソーダ工業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 苛性ソーダ製造過程で生じる水素の活用を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p>(2) 発電設備におけるバイオマスの混焼率を向上させる研究開発及び実証実験を進めること。</p>
5	自動車製造業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 製造工程において、水素バーナーの導入を目指し、他の事業者と連携して実証実験を進めること。</p> <p>(2) 固体酸化物形燃料電池及びバイオマス発電設備等の発電設備の導入により、非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p><u>2 電気に関する事項</u></p> <p>(1) 太陽光発電設備及び風力発電設備等の発電設備の導入にあわせて、自動車に搭載されていた蓄電池等を導入することで、発電する非化石電気を最大限に使用すること。</p>

#### 4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況
		①		②

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

## 5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況
		①		②

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

① 昨年度（提出免除の事業者は直近）に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記してください。なお、中長期計画書に記載がないものについてもここに記載することは可能です。その場合、「中長期計画書記載の有無」は「無」、それ以外の場合は「有」と記載してください。

② 記載した各計画内容の実施状況を記載してください。なお、複数年度にわたって実施する事項については、報告対象年度に実施予定であった部分の実施状況を記載してください。

○：予定通り実施

△：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施

×：未実施

—：中長期計画書に記載なし

## 6 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

①

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	②
設計効率(発電端・HHV)(%)	③
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	④
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	⑤
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
- 2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
- 3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
- 4 バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
- 5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

① 当該年度において、運転を開始した火力発電専用設備（電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供するもの）について記入してください。（ただし、離島に設置したものは除く）

※別添資料13の記載例参照

② 「燃料種ごとの基本情報」欄には、新設時に想定する項目を下記の通り記入してください。

[記載例]

- ・①石炭、②200,000t、③92%、④—
- ・①木材チップ、②40,000t、③5%、④日本
- ・①パーム椰子殻、②10,000t、③3%、④マレーシア

③ 「設計効率（発電端・HHV）」欄には、新設時に想定する定格の発電効率を下記の例に従って記入してください。

下記⑤に掲げる配慮事項に該当せず、かつ、バイオマス燃料・副生物を石炭と混焼する場合は、バイオマス燃料等の代わりに石炭の化石燃料を使用することを想定した設計効率を判断基準別表第2の2に掲げる基準発電効率と照らして評価します。

[記載例]

48.4%

【バイオマス燃料を混焼する場合又はバイオマス燃料・副生物を石炭と混焼する場合】

バイオマス燃料等の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料等を使用する場合の設計効率を記入してください。

37.9% (41.3%)

④ 発電効率の算出に用いた、新設時に想定する年間のエネルギー量を記入してください。

⑤ 「発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項」の欄には、判断基準別表2の2に掲げる基準発電効率を満たさない設備容量が20万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の場合、判断基準別表第2の2備考3に掲げる条件を満たしていることを記載してください。その他、配慮事項として勘案すべき事例である場合、下記の事例等に照らし妥当な事項を、配慮の対象となる新設基準の施行時点（平成28年4月1日又は平成31年4月1日）を明らかにした上で記入してください。

[配慮事項として勘案すべきと考えられる主な事例]

I. 火力電源入札応札に伴い新設する発電専用設備

火力電源入札（電気事業者が、電事法第29条に基づいて安定供給の確保等に向けた供給計画を作成した上で、その供給計画に含まれる電源の調達のために、中立的機関の確認を経た入札要綱に基づいて実施する入札）の応札に伴って新設する発電専用設備については、新設基準の施行時点（平成28年4月1日又は平成31年4月1日）より前に、当該入札の募集が開始されていた場合。

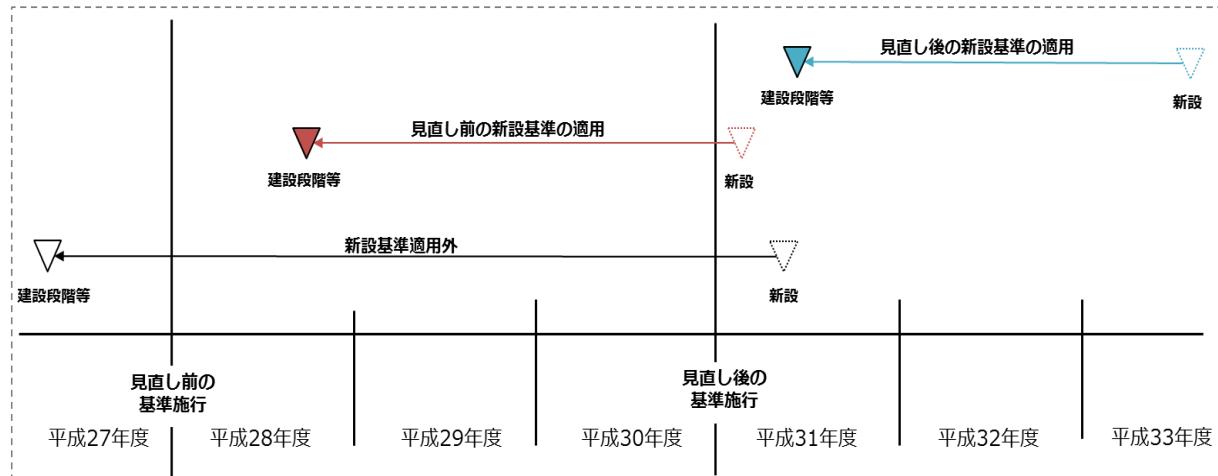
II. 環境影響調査（環境アセスメント）の実施を伴う発電専用設備

環境アセスメントの実施を伴う発電専用設備については、新設基準の施行時点（平成28年4月1日又は平成31年4月1日）より前に、環境アセスメント手続が開始されていた場合。

### III. その他の発電専用設備

改正後の新設基準の施行時点（平成28年4月1日又は平成31年4月1日）より前に、発電専用設備の主要部分（ボイラ、タービン、エンジン等）の発注を含む契約が行われていた場合（契約書等により客観的に証明することができる場合に限る）。

#### ＜平成31年4月1日以降に新設される発電所と、配慮事項適用のイメージ＞



【別表第2の2】基準発電効率 (I I-2 2-2 (4-1) ④イ. 関係) (判断基準より抜粋)

発電方式	基準発電効率 (単位: %)
石炭による火力発電	42.0
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5
石油その他の燃料による火力発電	39.0

#### (備考)

- この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。
- この表に掲げる基準発電効率の値は、離島（電気事業法第2条第1項第8号イに規定する離島をいう。別表第6において同じ。）に設置するものについては適用しない。
- この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が20万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。
  - 発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分15%以上の出力変化が可能であること。
  - 定格時の高位発熱量基準による発電端効率が44.5%以上であること。

## 7 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

①

報告対象年度													
設備の名称													
設備を設置した工場等の名称													
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日													
設備容量 (kW)													
設計効率(発電端・HHV) (%)	②												
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))													
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)													
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)													
設備に投入したエネルギー量(GJ)	③												
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)													
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)													
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
月別実績効率(発電端・HHV) (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	⑤												

備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

- (1) バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
- (2) バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの。

- 2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定－第9表3の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第9表3の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
- 3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
- 4 「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（(1) (2)に掲げるものを除く。）についてのみ記

入すること。

5 「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

- ① バイオマス混焼を行う発電専用設備であって、平成 28 年度以降に運転開始したもの及びバイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成 31 年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置をうけるものについては、本様式にて毎年度記入してください。(ただし、離島に設置したものは除く)

※別添資料 1 4記載例参照

- ② 当該設備の新設時に報告した特定一第 9 表 3 の「設計効率」の欄に記入した数値を記入してください。
- ③ 発電効率の算出に用いた新設時に想定する年間のエネルギー量（新設時に報告した特定一第 9 表 3 の値）を記入してください。
- ④ 報告年度における、バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比と実績効率を記入してください。ただし、備考 1 (2) に掲げるものについては、「4 月」から「3 月」の欄の記載は不要です。また、副生物を混焼する場合、備考 1 (2) に掲げるもの以外の記載は不要です。バイオマス燃料及び副生物を混燃している場合、年間実績欄の上部にバイオマス燃料について、下部に副生物について記載してください。
- ⑤ 当該設備の新設時に報告した特定一第 9 表 3 の「発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項」の欄に記入した内容を記入してください。また、配慮の対象となる新設基準の施行時点（平成 28 年 4 月 1 日又は平成 31 年 4 月 1 日）についても記入してください。

(11) 特定-第10表

①

特定 - 第10表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、□を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号		工場等に係る 事業の名称
第 一 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒			
第 二 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒			
第 三 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒			
第 四 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒			
第 五 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒			
第 六 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒			
第 七 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒			

①事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等に指定されている工場等を全て記入してください。

②現在の指定区分（第1種・第2種）について記入してください。記入欄が不足する場合は、新たに欄を設けて記入してください。

③エネルギー使用量の変化等により、前年度の指定区分から変更手続が必要な場合（第1種から第2種、又は第2種から第1種）は、該当する工場等の（指定区分の変更手続きが必要□）に「■」印又は「□」印を付してください。

なお、エネルギー管理指定工場等の指定を取消す必要がある場合は、変更手続が必要にチェックするではなく、別途、エネルギーの使用的合理化等に関する法律施行規則第16条又は第34条に基づき、様式第5によるエネルギー管理指定工場等指定取消申出書を提出してください。

\*特定 - 第10表に記入した工場等は、工場等ごとに指定表の作成（指定-第1表～第10表に記入）が必要です。例えば、工場等が5つあれば、指定表も5つ作成することになります。

④工場等の名称に変更があった場合は、当該表の「工場等の名称」欄に、変更前と後の名称をそれぞれ記入するとともに、**指定-第1表**の「エネルギー管理指定工場等の名称」欄にも同じく変更前と後の名称をそれぞれ記入してください。

(12) 特定-第11表

①

特定 - 第11表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石転換等に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号			工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kL）
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					
	〒					

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定-第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、指定-第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、指定-第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

① 定期報告書の提出時点でエネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、前年度のエネルギーの使用量が原油換算1,500kL／年以上の工場等があれば記入してください。

② 特定 - 第11表に記入した工場等は、定期報告書の指定-第1表～第10表にも記入してください。

③ 定期報告書の提出後、特定 - 第11表に記入した工場等に対し、エネルギー管理指定工場等への指定手続が行われます。なお、エネルギー管理指定工場等への指定後に提出する定期報告書では、当該事業所を特定11表に記入する必要はありません。

(13) 特定-第12表

特定-第12表は、特定事業者又は特定連鎖化事業者が事業者全体の排出量等を報告する様式で特定-第12表1から特定-第12表7で構成されています。

なお、認定管理統括事業者又は管理関係事業者であってエネルギー使用量1,500kWh/年以上の者が報告する認定-第5表についても、特定-第12表1から特定-第12表7と同様に認定-第5表1から認定-第5表7で構成されています。

温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告内容が令和6年度報告分から変更になっていますので、特定12表の作成に当たっては、P229の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」をご覧下さい。

事業分類					エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
番号			廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素		
事業者 全体	主たる事業		(4) 製鋼・製鋼圧延業	(2)		
	細分類番号	2	2	2	1	(3)
	当該事業を所管する大臣	(5)	(6)	経済産業大臣		
	商標又は商号等	(7)				
1	工場等に係る事業の名称	(8)	44,362	t-CO <sub>2</sub>	1,270	t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号	(9)	41,215	t-CO <sub>2</sub>	1,270	t-CO <sub>2</sub>
	当該事業を所管する大臣	(10)	経済産業大臣			
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等			2,939	t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号	2	2	0	0	
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			207	t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号	2	2	0	9	
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣				

① 『排出年度』

温室効果ガス排出量算定の対象となる年度（西暦）を記入します。

例：令和6年（2024年）7月に令和5年度（2023年度）分の排出量の報告を行う場合

排出年度：2023年度

- ② 『廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素』  
 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量のうち、②の排出量を除く量をトンの単位の整数値（小数点以下切り捨て）で記入します。ここで、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量とは、以下の(A)～(C)に示す CO<sub>2</sub> の排出量の合計量です。  
 なお、他人への電気又は熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

- (A) 燃料の使用に伴って発生する CO<sub>2</sub> の排出量
- (B) 電気の使用に伴って発生する CO<sub>2</sub> の排出量
- (C) 熱の使用に伴って発生する CO<sub>2</sub> の排出量

事業者全体の欄には、事業者全体におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量のうち、②の排出量を除く量を記入します。

番号 1～3 の欄には、事業者において行っている事業分類ごとにエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量を記入します。なお、事業者において行っている事業分類が 4 分類以上ある場合は番号 3 の下に記入欄を追加して事業分類ごとに記入します。この場合、番号欄に 4 以降の番号を順に記入します。

### ③ 『廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素』

以下の(a)又は(b)に示す活動に伴って発生する CO<sub>2</sub> 排出量の合計量をトン単位の量で記入します。なお、他人への熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

- (a) 廃棄物の燃料としての使用

- (b) 廃棄物を原材料とする燃料の使用

これは、廃棄物の有効利用や化石燃料起源の CO<sub>2</sub> 排出削減の観点から、製造業を営む者その他の事業者において、積極的に廃棄物を化石燃料の代替燃料又は製品の原材料として用いる場合を区分して扱うものです。したがって、『廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO<sub>2</sub>』欄に記入することができるのは、廃棄物が化石燃料に代えて燃焼の用に供される場合又は廃棄物が製品の製造における原燃料利用という形で燃焼の用に供される場合（例えば、セメント工場における廃棄物の原燃料利用等）に限られます。

事業者全体の欄には、事業者全体における廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量を記入します。

番号 1～3 の欄には、事業者において行っている事業分類ごとに廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量を記入します。なお、事業者において行っている事業分類が 4 分類以上ある場合は番号 3 の下に記入欄を追加して事業分類ごとに記入します。この場合、番号欄に 4 以降の番号を順に記入します。

### ④ 『主たる事業』

事業者で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、そのうちの主たる事業を1つのみ記入します。

なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますのでご注意ください。

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスの報告も必要な特定事業者の場合、様式第1【特定排出者単位の報告】表紙の「特定排出者の主たる事業」に記入した事業と同一の事業を記入してください。

### ⑤ 『細分類番号』

上記④で記入された主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますのでご注意ください。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が米作農業の場合

事業コード：0111

### ⑥ 『当該事業を所管する大臣』

上記④で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します。なお、「主務大臣」や大臣の個人名などとは記入しないでください。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が自動車製造業の場合

特定排出者の主たる事業を所管する大臣： 経済産業大臣

### ⑦ 『商標又は商号等』

省エネ法に基づく特定連鎖化事業者に該当する場合にあっては、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示を記入します。

自社が特定連鎖化事業者に該当するかどうかは指定状況一覧で確認ができます。

※ 省エネ法に基づく特定事業者等指定状況

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/004/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/)

⑧ 『工場等に係る事業の名称』

番号1～3（4以降を追加する場合を含む。）の欄においては、事業者で行われている事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の事業名又は番号が変更されますのでご注意ください。

⑨ 『細分類番号』

上記④で記入された主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類は、令和6年4月から改定されます。一部の業種では細分類の番号又は事業名が変更されますのでご注意ください。

⑩ 『当該事業を所管する大臣』

上記④で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します。なお、「主務大臣」や大臣の個人名などは記入しないでください。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

特定－第12表2は、電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設を設置している事業者のみ記入します。特定－第12表2の記入欄を図III-3-16に示します。

該当する事業者については、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>排出量のうち、事業者全体における燃料の使用に伴って発生する CO<sub>2</sub>の排出量をトンの単位の整数値（小数点以下切り捨て）で記入します。なお、ここでは、（イ）と異なり他人への電気又は熱の供給に係る分も含めた排出量を記入します。

記入要領については（イ）と同じです。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素
事業者 全体	主たる事業				
	細分類番号				
	当該事業を所 管する大臣				
1	工場等に係る 事 業 の 名 称				
	細分類番号				
	当該事業を所 管する大臣				
2	工場等に係る 事 業 の 名 称				
	細分類番号				
	当該事業を所 管する大臣				
3	工場等に係る 事 業 の 名 称				
	細分類番号				
	当該事業を所 管する大臣				

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

特定第一第 12 表 3 は、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより調整した調整後温室効果ガス排出量をトン (tCO<sub>2</sub>) 単位の量で記入します。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	<b>33,953 t-CO<sub>2</sub></b>
--------------	--------------------------------

4 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

特定第一第 12 表 4 の 1 は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量のうち、都市ガスの使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の算定に用いた排出係数を記入します。

4 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

① 係数の値	② 係数の根拠	③ 係数の適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup> <b>x.xx</b>	<b>A ガスの基礎排出係数</b>	<b>○○地域の工場等</b>
<b>y.yy</b>	<b>B ガスの基礎排出係数</b>	<b>△△地域の工場等</b>
:	:	:

①『係数の値』

都市ガスの使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、都市ガスの使

用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、ガス事業者から都市ガスの供給を受けている場合は、供給を受けているガス事業者ごとの基礎排出係数を記入します。

## ② 『係数の根拠』

① で記入した排出係数の根拠を記入します。

ガス事業者 A 社から都市ガスの供給を受けている場合は、「A 社の基礎排出係数」と記入します。

## ③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

4 の 2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

特定－第 12 表 4 の 2 は、調整後温室効果ガスの排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の算定に用いた排出係数を記入します。

4 の 2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値 t-CO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup> v.vv	係数の根拠 A ガスの調整後排出係数	係数の適用範囲 ○○地域の工場等
w.ww	B ガスの調整後排出係数	△△地域の工場等
:	:	:

## ① 『係数の値』

都市ガスの使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量が含まれる場合、調整後温室効果ガス排出量の算定に関し、都市ガスの使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、ガス事業者から都市ガスの供給を受けている場合は、供給を受けているガス事業者ごとの調整後排出係数を記入します。

## ② 『係数の根拠』

① で記入した排出係数の根拠を記入します。

ガス事業者 A 社から都市ガスの供給を受けている場合は、「A 社の調整後排出係数」と記入します。

## ③ 『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

特定－第 12 表 4 の 3 は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の算定に用いた排出係数を記入します。

4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値 t-CO <sub>2</sub> /kWh 0.000xxx	係数の根拠 C 電力の基礎排出係数	係数の適用範囲 ○○地域の工場等
0.000yyy	D 電力の基礎排出係数	△△地域の工場等
:	:	:

## ① 『係数の値』

他人から供給された電気の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、

他人から供給された電気の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、電気事業者等から電気の供給を受けている場合は、供給を受けている電気事業者等ごとの基礎排出係数を記入します。

## ②『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

電気事業者 A 社から電気の供給を受けている場合は、「A 社の基礎排出係数」と記入します。

## ③『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

### 4 の 4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

特定－第 12 表 4 の 4 は、調整後温室効果ガスの排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の算定に用いた排出係数を記入します。

4 の 4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数		
係数の値 t·CO <sub>2</sub> /kWh 0.000xxx	係数の根拠 <b>C 電力の調整後排出係数</b>	係数の適用範囲 <b>○○地域の工場等</b>
0.000yyy	<b>D 電力のメニューK の調整後排出係数</b>	<b>△△地域の工場等</b>
:	:	:

## ①『係数の値』

他人から供給された電気の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量が含まれる場合、調整後温室効果ガス排出量の算定に関し、他人から供給された電気の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、電気事業者等から電気の供給を受けている場合は、供給を受けている電気事業者等ごとの調整後排出係数を記入します。

## ②『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

電気事業者 A 社から電気の供給を受けている場合は、「A 社の調整後排出係数」と記入します。

## ③『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

### 4 の 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

特定－第 12 表 4 の 5 は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の算定に用いた排出係数を記入します。

4 の 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値 t·CO <sub>2</sub> /GJ 0.0xx	係数の根拠 <b>E 热供给の基础排出係数</b>	係数の適用範囲 <b>○○地域の工场等</b>
0.0yy	<b>F 热供給の基础排出係数</b>	<b>△△地域の工场等</b>
:	:	:

## ①『係数の値』

他人から供給された熱の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、

他人から供給された熱の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、熱供給事業者から熱の供給を受けている場合は、供給を受けている熱供給事業者ごとの基礎排出係数を記入します。

②『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

熱供給事業者 A 社から熱の供給を受けている場合は、「A 社の基礎排出係数」と記入します。

③『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

4 の 6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

特定一第 12 表 4 の 6 は、調整後温室効果ガスの排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の算定に用いた排出係数を記入します。

4 の 6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値 t·CO <sub>2</sub> /GJ 0.0xx	係数の根拠 E 熱供給の調整後排出係数	係数の適用範囲 ○○地域の工場等
0.0yy	F 熱供給の調整後排出係数	△△地域の工場等
:	:	:

①『係数の値』

他人から供給された熱の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量が含まれる場合、調整後温室効果ガス排出量の算定に関し、他人から供給された熱の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、熱供給事業者から熱の供給を受けている場合は、供給を受けている熱供給事業者ごとの調整後排出係数を記入します。

②『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

熱供給事業者 A 社から熱の供給を受けている場合は、「A 社の調整後排出係数」と記入します。

③『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

特定一第 12 表 5 は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の算定において、政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合にのみ記入します。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

燃焼の使用 (A 重油)	A 重油の排出係数について、算定省令の 0.0193 tC/GJ ではなく、燃料供給事業者が実測により把握した排出係数 0.0xxx tC/GJ を用いた。
-----------------	--

6 の 1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

特定一第 12 表 6 の 1 は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量を記入します。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び  
非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1. 国内クレジット	100 t-CO <sub>2</sub>
2. オフセット・クレジット (J-VER)	100 t-CO <sub>2</sub>
3. グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量	50 t-CO <sub>2</sub>
4. Jークレジット	100 t-CO <sub>2</sub>
5. JCM クレジット	50 t-CO <sub>2</sub>
6. 非化石電源二酸化炭素削減相当量	30 t-CO <sub>2</sub>

①種別の欄

種別の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種類ごとの合計量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量を記入します。ここで、国内認証排出削減量とは国内クレジット、オフセット・クレジット (J-VER)、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量及びJークレジット、海外認証排出削減量とはJCM クレジットです。なお、国内クレジット、オフセット・クレジット (J-VER)、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量又はJークレジットのうち、複数を調整に用いた場合は、それぞれ区分して記入します。また、非化石電源二酸化炭素削減相当量とは、特定事業所排出者が調達した非化石証書の量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率を乗じて得られる CO<sub>2</sub> の量です。

さらに、国内認証排出削減量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いた場合は、6の2にも国内認証排出削減量に係る情報をその種類ごとに記入するとともに、国内認証排出削減量のうちグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いた場合は6の3にも記入します。また、海外認証排出削減量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いた場合は6の4、非化石電源二酸化炭素削減相当量を調整後温室効果ガスの調整に用いた場合は6の5に、それぞれ記入します。

## 6の2 国内認証排出削減量に係る情報

特定一第12表6の2は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量に関する情報を記入します。なお、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種類ごとに記入します。したがって、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種類が2つ以上ある場合は、表を追加して記入します。

自らが創出した国内認証排出削減量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証されたものを除く。）のうち他者へ移転した量を報告する場合には、負の値で記入します。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報		
削減量の種別	① 国内クレジット	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
KC-300-000-000-000-001 ~ 300-000-000-000-060	令和〇〇年〇月〇日	100 t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		100 t-CO <sub>2</sub>

### ①『削減量の種別』

調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の種別（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量又はJークレジット）を記入します。

### ②『クレジット特定番号等』『無効化量又は移転量』等

国内認証排出削減量の種類ごとの表において、クレジット特定番号等及び無効化日又は移転日ごとに、『クレジット特定番号等』の欄に特定番号等を、『無効化日又は移転日』の欄に当該国内認証排出削減量を無効化した日付又は移転した日付を、『無効化量又は移転量』の欄に無効化した量又は移転した量をそれぞれ記入します。無効化量は正の値、移転量は負の値で記入します。

この表に記入した全ての国内認証排出削減量について、無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付して提出してください。なお、他の者が無効化した国内認証排出削減量については、当該他の者が自らの代わりに無効化をすることに同意している場合には、報告の際に添付する書類に無効化を行った他の者の代表者印又は社印が押印されたものを提出してください。

また、国内認証排出削減量付きリース物品を調達し、リース事業者から当該国内認証排出削減量の無効化を行ったことを確認する資料を受領している場合についても、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができます。ただし、無効化量の合計が1tCO<sub>2</sub>未満の場合は調整に用いることはできません。

### 6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

6の3は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に関する情報を記入します。

6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報		
種別	① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	② 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
グリーン熱証書	80 t-CO <sub>2</sub>	50 t-CO <sub>2</sub>

#### ①『種別』

グリーンエネルギー証書の種別（グリーン電力証書、グリーン熱証書）を記入します。算定に用いた種別が複数ある場合は、行を追加してください。

#### ②『グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量』

グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度において認証された量を記入します。

#### ③『他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量』

種別が「グリーン電力証書」の場合は、他人から供給された電気の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>排出量を、種別が「グリーン熱証書」の場合は、他人から供給された熱の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>排出量を、それぞれ記入します。

なお、電気又は熱の証書による控除に関してはそれぞれ上限が設けられています。具体的には、電気の場合には、令和6年4月以降に認証された「グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度において認証されたCO<sub>2</sub>の量」のうちグリーン電力証書由来の量と、特定－第12表6の5に記入する非化石証書に基づく非化石証書二酸化炭素削減相当量の合計に対し、他人から供給された電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を上限とします。また、熱の場合には、令和6年4月以降に認証された「グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度において認証されたCO<sub>2</sub>の量」のうちグリーン熱証書由来の量に対し、他人から供給された熱の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を上限とします。

### 6の4 海外認証排出削減量に係る情報

特定－第12表6の4は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた海外認証排出削減量に関する情報を記入します。

この表に記入した全ての海外認証排出削減量について、無効化を行ったことを確認できる資料を添付して提出してください。なお、他の者が無効化した海外認証排出削減量については、当該他の者が自らの代わりに無効化をしたこととに同意している場合には、報告の際に添付する書類に無効化を行った他の者の代表者印又は社印が押印されたものを提出してください。

## 6の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別 ①	JCM クレジット	
識別番号 ②	無効化日	無効化量
JCM-MN-JP-101-150-11111-2015-2015	令和〇〇年〇月〇日	50 t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		50 t-CO <sub>2</sub>

## 6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量

6の5は、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いる非化石電源二酸化炭素削減相当量に関する情報を記入します。

調整後温室効果ガス排出量の調整においては、非化石電源二酸化炭素削減相当量（「非化石証書の量」×「全国平均係数」×「補正率」）を、「電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する CO<sub>2</sub> 排出量」を上限に控除して算定します。ただし、特定－第12表6の3にグリーン電力証書由来のグリーンエネルギーCO<sub>2</sub> 削減相当量認証制度において認証された CO<sub>2</sub> の量を記入する場合は、令和6年4月以降に認証された「グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された CO<sub>2</sub> の量」のうちグリーン電力証書由来の量と非化石証書に基づく非化石証書二酸化炭素削減相当量の合計に対し、他人から供給された電気の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を上限とします。

なお、電気事業者又は熱供給事業者と非化石証書で調整された係数で契約している場合は、当該係数を特定－第12表4の4及び4の6に記載して報告します（詳細は(ク)及び(コ)を参照ください。）。この場合、電気事業者又は熱供給事業者が係数調整に用いた証書の量等を特定排出者が報告する必要はありません。

## 6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別 ①	非化石証書の量 ②	全国平均係数 ④	補 正 率 ⑤	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 ③
FIT 非化石証書	100,000 kWh	0.000433 t-CO <sub>2</sub> /kWh	1.02	5,000 t-CO <sub>2</sub>

## ①種別

調整に用いる非化石証書の種別を記載します。なお、複数の種別がある場合には、行を追加してください。

## ②非化石証書の量

非化石証書の種別ごとに調整に使用する非化石証書の量を記載します。

使用できる非化石証書の量とは、報告年度6月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書の量又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書に記載の量のうち、調整後温室効果ガス排出量の調整に使用する量です。他者に販売した証書や、電気事業者又は熱供給事業者が調整後排出係数の調整に使用した証書は使用できません。

この表に記入した全ての非化石証書について、調整に使用する非化石証書の量を証明する資料を添付して提出してください。証明するものとして、6月の口座凍結後に、日本卸電力取引所から発行される非化石証書の口座残高証明書が利用可能です。仲介事業者より証書を購入した事業者については、日本卸電力取引所の口座残高証明書の代わりに、購入した仲介事業者が発行する、報告年度対象分の購入証書量の証明書が使用可能です。

### ③全国平均係数、補正率

全国平均係数及び補正率は、毎年度経済産業省及び環境省が公表する値を記載してください。これらの値は、本制度ホームページの「算定方法・排出係数一覧」ページにおいて電気事業者別排出係数一覧と一緒に公表されます。

※本制度ホームページ

電気事業者別排出係数一覧 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

### ④電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する CO<sub>2</sub> 排出量の算定方法については、II-265 ページを参照ください。

ここでいう「電気事業者」とは、下記に該当する事業者となります。

- ・電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者
- ・同項第 9 号に規定する一般送配電事業者
- ・同法第 27 条の 19 第 1 項に規定する登録特定送配電事業者

## 7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

特定一第 12 表 7 は、権利利益の保護の請求の有無及びその他の関連情報の提供の有無を記入します。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 有 <input type="checkbox"/> 2. 無	他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 有 <input type="checkbox"/> 2. 無

#### ①『権利利益の保護に係る請求の有無』

報告する事業者の排出量等について、法第 27 条第 1 項に基づく権利利益の保護に係る請求を行わない場合は「2.無」に○印を付けます。権利利益の保護に係る請求を行う場合は、「1.有」に○印を付けます。「1.有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第 1 の 2 にも記入し、定期報告書様式第 9 と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（III-89 ページ参照））に提出します。なお、複数の事業を行っている場合には、それぞれ全ての事業所管大臣に同一の報告書を提出します。この欄で「2.無」に○印を付けた場合は、提出された情報は公表されます。

#### ②『他の関連情報の提供の有無』

報告する排出量等について、法第 32 条第 1 項に基づき、排出量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）などを報告する場合は、「1.有」に○印を付けます。「1.有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第 2 にも記入し、定期報告書様式第 9 と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口に提出します。なお、複数の事業を行っている場合には、それぞれ全ての事業所管大臣に同一の報告書を提出します。

## 共同省エネルギー事業の報告

(1)

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第38条の規定に基づき、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組（以下「共同省エネルギー事業」という。）について次のように報告します。

第1表

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号								
特定排出者番号								
事業者の名称								

第2表

（共同省エネルギー事業によりエネルギーの使用の合理化を促進する他の者に関する情報（事業者の名称、住所等）、共同省エネルギー事業の具体的な内容、期間及び体制並びに共同省エネルギー量〔k1〕及びその算出方法）

※国内クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）を償却した又はJ-クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）を無効化した量の報告を行う場合は、本欄に「国内クレジットの償却」又は「J-クレジットの無効化」と記載し、別紙の「（1）国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の報告」に、当該量に関する事項を記入すること。

※小売電気事業者、ガス小売事業者及び液化石油ガス販売事業者が一般消費者に対する情報提供の取組について報告を行う場合は、本欄に「エネルギー小売事業者による一般消費者に対する情報提供の取組」と記載し、別紙の「（2）一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講すべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況」に、当該取組に関する事項を記入すること。

（上記共同省エネルギー量について認証を行った公正な第三者）

(所属)  
(氏名)

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 本表における用語の定義は、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（経済産業省・環境省・農林水産省）（以下「運営規則」という。）、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）に定めるものに従うものとする。
- 3 エネルギー小売事業者による一般消費者に対する情報提供の取組に係る報告を除き、既に経済産業大臣に報告した共同省エネルギー事業について、重ねて報告することはできない。
- 4 必要に応じて、共同省エネルギー事業について証明する書類を添付することができる。
- 5 特定排出者番号の欄には、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づく特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件（平成19年経済産業省・環境省告示第1号）に基づき、特定排出者に付された番号を記入すること。
- 6 「共同省エネルギー量」とは、共同省エネルギー事業が実施されなかった場合に推計される当該年度におけるエネルギー使用量と、当該事業が実施された後の実際の当該年度におけるエネルギー使用量の差をいう。
- 7 共同省エネルギー量及びその算出方法については、これらを報告することができない場合は記入しないことができる。なお、記入する場合の単位は、原油換算キロリットルとする。
- 8 「償却」とは、運営規則に基づき国内クレジットを保有口座から償却口座に移転することをいい、「無効化」とは、実施要綱に基づきJ-クレジットを保有口座から無効化口座に移転することをいい。
- 9 国内クレジットを償却した量又はJ-クレジットを無効化した量以外の共同省エネルギー量を報告する場合は、（上記共同省エネルギー量について認証を行った公正な第三者）の欄にその認証を行った第三者の所属及び氏名を記入すること。
- 10 「公正な第三者」とは、共同省エネルギー量の確認に係る知識及び経験を有した第三者であって、本報告書に係る事業者等と特別の利害関係を有さないものをいう。
- 11 共同省エネルギー量の認証は、エネルギー使用量の実績、共同省エネルギー量の算定の適切性等を確認して行うものとする。

(1) 国内クレジット償却量及びJ－クレジット無効化量の報告

②

第1表

保有口座番号		
国内クレジット償却量及びJ－クレジット無効化量の合計	(原油換算k1)	国内クレジット償却量及びJ－クレジット無効化量の内訳を下表に記入すること

第2表

国内クレジット又は J－クレジット 識別番号	排出削減方法論	償却日 又は 無効化日	国内クレジット償却量 又は J－クレジット無効化量 (原油換算k1)
~			
~			
~			
~			
~			
~			
~			
~			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 本表における用語の定義は、運営規則及び実施要綱に定めるものに従うものとする。
- 3 本表に記載した全ての国内クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）又はJ－クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）について、償却又は無効化の事実を示す書類並びに償却した国内クレジットに係る排出削減実績報告書又は無効化したJ－クレジットに係る認証申請書及びモニタリング報告書を添付すること。
- 4 保有口座番号の欄には、国内クレジット認証委員会から運営規則に基づき付与された一意の口座番号又はJ－クレジット制度管理者から実施要綱に基づき付与された一意の口座番号を記入すること。
- 5 国内クレジット償却量とは、国内クレジットを償却した量をいい、J－クレジット無効化量とは、J－クレジットを無効化した量をいう。
- 6 債却とは、運営規則に基づき国内クレジットを保有口座から償却口座に移転することをいい、無効化とは、実施要綱に基づきJ－クレジットを保有口座から無効化口座に移転することをいう。
- 7 国内クレジット償却量及びJ－クレジット無効化量の合計の欄には、国内クレジット償却量及びJ－クレジット無効化量のうち共同省エネルギー量の合計量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。
- 8 国内クレジット償却量又はJ－クレジット無効化量の欄には、国内クレジット償却量又はJ－クレジット無効化量のうち共同省エネルギー量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。
- 9 国内クレジット又はJ－クレジット識別番号の欄には、運営規則に基づく償却した国内クレジット又は実施要綱に基づく無効化したJ－クレジットに対する識別番号を記載すること。
- 10 排出削減方法論の欄には、運営規則又は実施要綱に基づく方法論番号を記載すること（適用されている方法論番号が複数ある場合は、すべて記載すること）。

①共同省エネルギー事業として報告する内容が国内クレジット制度で認証を受けた事業であれば、再生可能エネルギーの導入に関するものを除き、以下様式を定期報告書別紙として報告できます。本様式で報告された、国内クレジット制度で認証を受けた事業については、知識及び経験を有した中立的な第三者の認証を受けたものとみなされます。

② 小売電気事業者、ガス小売事業者及び液化石油ガス販売事業であって、事業ごとの小売契約件数が30万件を超える事業者は、一般消費者に対する省エネ情報提供の実施状況を公表するよう努めなければならないこととされています。

そこで、公表努力義務の対象事業者であって、特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者については、以下様式を定期報告書別紙として報告できます。記入に当たっては、資源エネルギー庁のホームページ上に掲載されている「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン」を参照してください。なお、本様式で報告された事項は資源エネルギー庁のホームページにて公開されます（省エネコミュニケーション・ランキング制度）。

## （2）一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が 講すべき措置に関する指針等に基づく情報提供の状況

第1表

事業者の名称	
報告の対象となる事業	1. 小売電気事業 2. ガス小売事業 3. 液化石油ガス販売事業
当該事業の小売供給契約の件数	1. 30万件超 2. 30万件以下
小売供給契約の件数が30万件以下の場合、本様式の記入内容に基づく評価結果の資源エネルギー庁ウェブページにおける公表意向の有無	1. 公表意向あり 2. 公表意向なし
情報提供の実施状況をまとめたウェブページのURL等	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 小売電気事業、ガス小売事業、液化石油ガス販売事業のうち、複数の事業について報告をする場合は、事業ごとに各表を作成すること。
- 3 「小売電気事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。
- 4 「ガス小売事業者」とは、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。
- 5 「液化石油ガス販売事業者」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者

第2表 基礎項目の情報提供の状況

項目		記入欄	備考欄
指針1.(1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1.(2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1.(3) エネルギーを消費する機械器具の使用方法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1.(4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針2. 他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針3. 指針1.(1)～(4)及び2.に掲げる情報を集約した上で的一般消費者への提供	①提供状況	1. 全て集約している 2. 全ては集約していない	該当する選択肢を選んでください。
	②提供内容		①にて「1. 全て集約している」を選択した場合、集約している情報の項目、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の内容）

項目		記入欄	備考欄
追加項目1. 時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量見える化した情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。。
追加項目2. 電力需給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレスポンス等）を促す情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目3. 供給する電気の電源構成に関する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1. (5) その他、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供	①状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	該当する選択肢を選択。
	③提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	④提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭者ごとの省エネの目標の設定 5. その他	・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑤提供内容		・複数の取組を提供している場合に記入。 ④にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑦提供内容		・複数の取組を提供している場合に記入。 ⑥にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第4表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の方法）

項目		記入欄	備考欄
追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かれるウェブページのURLを記入。
追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かれるウェブページのURLを記入。
追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かれるウェブページのURLを記入。
追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かれるウェブページのURLを記入。
追加項目5. その他提供方法に関する創意工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	該当する選択肢を選択。
	③実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かれるウェブページのURLを記入。
	④実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑤実施内容		・複数の取組を実施している場合に記入。 ④にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かれるウェブページのURLを記入。
	⑥実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑦実施内容		・複数の取組を実施している場合に記入。 ⑥にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かれるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## II. 指定表

### [エネルギー管理指定工場等単位の報告]

**指定-第1表～第10表**は、事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等に指定されている工場等及び特定-第11表に記載した工場等を全て記入し、指定工場等ごとに提出してください。

#### (1) 指定-第1表

指定-第1表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	①				
エネルギー管理指定工場等の名称	②				
エネルギー管理指定工場等の所在地	〒③				
主たる事業	④				
細分類番号					
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先等	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話 ( - - - ) FAX ( - - - ) メールアドレス				

- ① 「エネルギー管理指定工場等番号」の欄には、工場等の所在地を管轄する経済産業局から通知された指定番号を記入してください。なお、特定-第11表に記入した工場等の場合は空欄としてください。
- ② 「エネルギー管理指定工場等の名称」の欄には、企業名の他、○○工場、△△事業場等を記入し、本社に併設している等で特に工場名を用いてない場合は企業名を記入してください。また、業務用ビルの場合は、ビルの名称も記入してください。  
なお、当該工場等の名称に変更があった場合は、当該表の「エネルギー管理指定工場等の名称」欄に変更前後の名称をそれぞれ記入するとともに、特定-第10表の「工場等の名称」欄にも同じく変更前後の名称をそれぞれ記入してください。
- ③ 「エネルギー管理指定工場等の所在地」の欄には、郵便番号、住所（都道府県名から記入）を記入してください。
- ④ 「主たる事業」は、工場等で行っている主な事業を記載してください。ただし、ひとつの工場等において業種分類の異なる複数の事業を行っている場合には、主たる事業を選んで記入して下さい。この場合の主たる事業とは、生産高、販売額等、適切な指標によって決定（日本標準産業分類の決定方法に準拠）して下さい。

⑤「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先」の欄には、当該工場等が選任しているエネルギー管理者又は管理員の職名・氏名及びエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号を記入してください。「電話・FAX」の欄には、定期報告書に関して問合せが可能な担当部署の電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入してください。

なお、定期報告書の提出時点でエネルギー管理者(員)が未選任の場合には、「エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号」欄に「選任中」と記入し、当該定期報告書の作成実務者の職名・氏名・連絡先を記入してください。この場合、氏名の後ろに“(作成実務者)”と付記してください。

特定-第11表に記入した工場等の場合は空欄としてください。

(2) 指定-第2表

指定-第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等  
又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度					
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量	
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kL					
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kL					
	揮発油	kL					
	ナフサ	kL					
	ジェット燃料油	kL					
	灯油	kL					
	軽油	kL					
	A重油	kL					
	B・C重油	kL					
	石油アスファルト	t					
可燃性天然ガス	石油コークス	t					
	液化石油ガス（LPG）	t					
	石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>					
	液化天然ガス（LNG）	t					
	その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>					
石炭	輸入原料炭	t					
	コークス用原料炭	t					
	吹込用原料炭	t					
	輸入一般炭	t					
	国産一般炭	t					
	輸入無煙炭	t					
	石炭コークス	t					
コールタール		t					

	コークス炉ガス	千m <sup>3</sup>								
	高炉ガス	千m <sup>3</sup>								
	発電用高炉ガス	千m <sup>3</sup>								
	転炉ガス	千m <sup>3</sup>								
その他	都市ガス	千m <sup>3</sup>								
	( )	千m <sup>3</sup>								
	小計	GJ								
非化石燃料	黒液	t								
	木材	t								
	木質廃材	t								
	バイオエタノール	kL								
	バイオディーゼル	kL								
	バイオガス	千m <sup>3</sup>								
	その他バイオマス	t								
	RDF	t								
	RPF	t								
	廃タイヤ	t								
	廃プラスチック	t								
	廃油	kL								
	廃棄物ガス	千m <sup>3</sup>								
	混合廃材	t								
	水素	t								
	アンモニア	t								
	( )	GJ								
	( )	GJ								
	小計	GJ								
熱	産業用蒸気	GJ								
	うち 非化石	GJ								
	産業用以外の蒸 気	GJ								
	うち 非化石	GJ								
	温水	GJ								
	うち 非化石	GJ								

	冷水	GJ								
	うち 非化石	GJ								
その 他の 使 用 し た 熱	( )	GJ								
	うち 非化石	GJ								
その 他の 使 用 し た 熱	地熱	GJ								
	温泉熱	GJ								
	太陽熱	GJ								
	雪氷熱	GJ								
その 他の 使 用 し た 熱	( )	GJ								
	( )	GJ								
	小計	GJ								
	うち非化石	GJ								
電 気 事 業 者 か ら の 買 電	電気事業者	千 kWh								
	うち非化石	千 kWh								
電 気 上 記 以 外 の 買 電	オフサイト型PPA (重み付けなし)	千 kWh								
	オフサイト型PPA (重み付けあり)	千 kWh								
	自己託送 (非燃料由来の 非化石電気)	千 kWh								
	上記以外の 自己託送	千 kWh								
	うち非化石	千 kWh								
	重み付け 非化石	千 kWh								
	( )	千 kWh								
	うち非化石	千 kWh								
	重み付け 非化石	千 kWh								

		他事業所からの供給	②									
		うち非化石	千 kWh									
		重み付け 非化石	千 kWh									
		太陽光	千 kWh									
			kW									
		風力	千 kWh									
			kW									
		地熱	千 kWh									
			kW									
		水力	千 kWh									
			kW									
	その他の 非燃料由来の 非化石	( )	千 kWh									
			kW									
		( )	千 kWh									
			kW									
	その他の 燃料	化石	千 kWh		※1							
		非化石	千 kWh		※1							
	その他 熱	化石	千 kWh		※1							
		非化石	千 kWh		※1							
		小計	千 kWh									
		うち非化石	千 kWh									
		重み付け 非化石	千 kWh									
		合計 GJ										
		うち非化石 GJ										
		原油換算 kl		ⓐ						ⓑ		ⓑ'
		うち非化石 kl										
		前年度原油換算 kl										
		対前年度比 (%)										

- 備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
- 2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量 1 千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

## 1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度	
		使用量	
		数値	原油換算 kl
月別	4月	千 kWh	
	5月	千 kWh	
	6月	千 kWh	
	7月	千 kWh	
	8月	千 kWh	
	9月	千 kWh	
	10月	千 kWh	
	11月	千 kWh	
	12月	千 kWh	
	1月	千 kWh	
	2月	千 kWh	
	3月	千 kWh	
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh	
	需給が厳しい時間帯	千 kWh	
	その他の時間帯	千 kWh	
	合計	千 kWh	

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

## 1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	(3)	日
------------------------	-----	---

- 備考 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

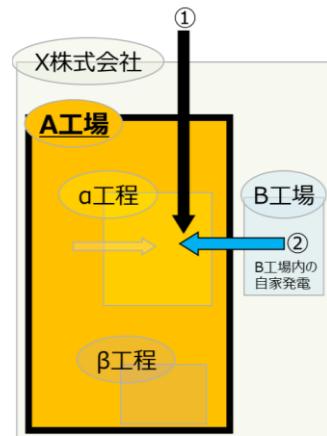
## 1-4 热・電気供給事業者から購入した热・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使 用 量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 热 <input type="checkbox"/> 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 热 <input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 热 <input type="checkbox"/> 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

①指定-第2表の改正箇所は、(3)特定-第2表の改正箇所の説明をご参照ください。下記、指定表特有の変更点について説明します。

②当該事業所における外部調達電気の量を特定するため、他事業所から供給を受けた電気の使用量を記入してください。記入に当たっては、供給元の発電方法に応じて、「うち非化石」「重み付け非化石」欄にその使用量を全体の内数として記入してください。

右図イメージのうち、②の電気が該当します。電気事業者等から購入する電気(①)の他、他事業所から供給を受けた電気(②)についても、A工場のバウンドリーでは外部調達電気として扱います。



③当該事業所における実施日数を記入してください。各指定表の指定-第2表1-3で記入された日数を含めて、全事業所の中で最も多い日数が特定-第2表1-3に記入されます。

## (3) 指定-第3表

指定-第3表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備		④	⑤	⑥
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

①指定-第3表は、エネルギーの使用の合理化に関する設備と、それ以外のエネルギーを消費する主要な設備に分けて記入してください。同一設備を重複して記入する必要はありません。「エネルギーの使用の合理化に関する設備」とは概ね以下のようないくつかの設備のことを指します。

- ・判断基準のⅠの中で、「新設に当たっての措置」に記入されている設備、又はⅡ（目標部分）に記入されている設備。
- ・「特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」等に記入されている設備。
- ・その他省エネルギーを意図して設置又は改善した設備。
- ・工場等の新設時に採用された省エネ対策設備。 等

また、原則として各設備の年間のエネルギーの消費量の合計量が、当該工場等の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入してください。ただし、この基準に該当する設備の数がそれぞれ30を超える場合には、以下の考え方を基本とし、例示する設備名又は設備群名（以下「設備等」という。）を参考にして、記入する数をそれぞれ30以内としてください。記入欄は、設備数に応じて増減させてください。

[考え方]

- ア. 当該工場等のエネルギー管理区分ごとにまとめる。
- イ. 特定の工程を構成する設備を群としてまとめる。
- ウ. 同一設備を群としてまとめる（ボイラー設備・送風機等）。

②「エネルギーの使用の合理化に関する設備」の欄は、設備の設置又は改善によって工場等のエネルギーの使用の合理化が図られている場合に、その設備について記入してください。

「設備の名称」の欄には、下記の例を参考にして設備名を記入してください。

[使用の合理化に関する設備、設備群例]

(食品製造業)

- ・高効率温水ボイラー
- ・遠赤外線式フライヤー
- ・ヒートポンプ式熱源装置
- ・かきとり式熱交換機
- ・ジュール加熱器
- ・自動ミキサー
- ・自動生地成型装置
- ・自動ろ過圧搾機
- ・自動焼成機
- ・全自動ミートスライサー
- ・連続処理冷凍機
- ・高速自動無菌充填機
- ・自動造粒装置
- ・真空凍結乾燥機

・万能製菓機

(セメント製造業)

- ・原料予備粉碎機
- ・仕上げ予備粉碎機

(鉄道車両製造業等)

- ・ボイラー廃熱回収装置
- ・力率改善コンデンサ

(ガス業)

- ・廃熱回収装置
- ・自動回転数制御装置
- ・自動台数制御装置
- ・自動力率調整装置

(業務用ビル)

- ・ヒートポンプシステム（蓄熱式含む）
- ・コージェネレーション

(造船業)

- ・マイコン制御インバータ式溶接機

その他エネルギー需給構造改革投資促進税制の対象設備及びこれらに準ずる省エネルギー効果のある設備等。

③「上記以外のエネルギーを消費する主要な設備」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する設備に該当する設備以外のエネルギーを消費する主要な設備を記入するものとし、「設備の名称」の欄には、下記の例を参考にして記入してください。

[指定-第3表 エネルギーを消費する設備、設備群例]

(食料品製造業)

- ・ボイラー
- ・オーブン（フライヤー）
- ・自家発電機
- ・殺菌機
- ・ホモジナイザー
- ・噴霧乾燥装置
- ・結晶装置
- ・仕込
- ・発酵装置
- ・冷却包装装置
- ・蒸煮装置
- ・製麺装置
- ・精米機
- ・充填密封機
- ・煎機
- ・冷蔵装置
- ・スマートハウス
- ・ロール機
- ・送風機（ニューマ）
- ・自動洗瓶機
- ・造粒機

(塩製造業)

- ・ボイラー
- ・海水取水ポンプ
- ・電気透析設備
- ・蒸発缶循環ポンプ

(たばこ製造業)

- ・ボイラー
- ・乾燥機
- ・冷凍機
- ・空気圧縮機

(染色整理業)

- ・ボイラー
- ・自家発電設備
- ・ヒートセッター
- ・糊抜
- ・精練設備
- ・捺染装置
- ・廃水処理設備

(紙・パルプ製造業)

- ・石灰焼成キルン
- ・製紙粕等廃棄物焼却設備
- ・ボイラー
- ・熱風乾燥設備
- ・ディーゼル機関
- ・赤外線乾燥装置
- ・ガスターイン
- ・クラフトパルプ製造
- ・サーモメカニカルパルプ製造
- ・古紙パルプ製造
- ・抄紙
- ・塗工

(化学工業)

- ・エチレン製造装置
- ・ポリプロピレン製造装置
- ・ポリエチレン製造装置
- ・スチレンモノマー製造装置
- ・ポリスチレン製造装置
- ・アクリロニトリル製造装置
- ・アンモニア製造装置
- ・硫安製造装置
- ・尿素製造装置
- ・食塩電解装置
- ・化成品製造装置
- ・染料製造装置
- ・農薬（中間体）製造装置
- ・医薬（中間体）製造装置
- ・発電設備
- ・塩ビモノマー製造装置
- ・ポリ塩化ビニル製造装置
- ・ボイラー
- ・焼却炉
- ・ガス化炉
- ・転化炉
- ・乾燥機
- ・高圧分解塔
- ・晶析設備
- ・加熱器

(石油製造業)

- ・加熱炉
- ・ボイラー

(セメント・同製品製造業)

- ・セメント焼成炉
- ・ボイラー
- ・乾燥炉
- ・ディーゼル機関
- ・原料ミル
- ・仕上げミル
- ・焼成炉

(窯業)

- ・乾燥機
- ・焼成炉
- ・溶解炉
- ・電炉
- ・黒鉛化炉
- ・オートクレーブ

(鉄鋼業)

- ・コークス
- ・焼結
- ・転炉
- ・高炉
- ・熱延
- ・厚板
- ・形鋼
- ・化成
- ・冷延
- ・電炉
- ・連鑄
- ・電気めっき
- ・送風機
- ・圧延機

(銑鉄鋳物製造業)

- ・溶解設備
- ・熱処理設備
- ・加工設備
- ・環境設備

(家電製造業)

- ・冷温水発生機
- ・熱処理
- ・工作
- ・成形
- ・基板加工
- ・めっき
- ・組立
- ・冷凍機
- ・コンプレッサー
- ・塗装
- ・基板加工
- ・試験

(重電製造業)

- ・塗装
- ・乾燥
- ・熱処理炉
- ・製缶加工
- ・溶接
- ・絶縁処理
- ・めっき
- ・工作機械
- ・試験
- ・ボイラ

- 
- ・機械加工
  - ・熱処理炉
  - ・組立
  - ・冷凍機
  - ・コンプレッサー

(鉄道車両製造業)

- ・ボイラー
- ・空気圧縮設備
- ・給排気設備
- ・赤外線乾燥炉

(造船業)

- ・重量物運搬車
- ・溶接機
- ・クレーン
- ・鋼材切断機
- ・排水ポンプ

(ガス業)

- ・ガス発生器
- ・加熱炉
- ・ボイラー
- ・発電設備
- ・ガス圧縮機
- ・空気圧縮機
- ・送風機
- ・圧送機

(業務用ビル)

- ・空気調和設備
- ・熱源設備（吸収式冷凍機、冷温水発生器等）
- ・換気設備
- ・ボイラー
- ・給湯設備
- ・照明設備
- ・昇降機
- ・動力設備
- ・受変電設備
- ・BEMS
- ・発電専用設備
- ・事務用機器
- ・民生用機器
- ・業務用機器

④「設備の概要」の欄には、型式、能力（エネルギー使用量、生産能力等）等の設備等に関する説明を簡潔に記入してください。また、エネルギーの使用の合理化に関する設備の「設備の概要」については、その説明を簡潔に記入し、補助金や税制、財政投融資等の支援策を受けて導入した設備であれば、その旨を記入してください。

⑤「稼働状況」の欄には年間稼働日数及び1日の平均稼働時間を記入してください。

⑥「新設、改造又は撤去の状況」の欄は、記入した設備等の内、当該年度に設備等の新設、改造又は撤去が行われた場合にその旨と年月を、さらに改造にあっては改造の内容を記入してください。エネルギーの使用量の変化が3%未満の軽微な改造である場合、改造の状況についての記入は不要です。

(4) 指定-第4表

指定 - 第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比 (%)	
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（名称： ）（単位： ）	②	③	④

①「年度」の欄には、当該年度を記入してください。

②「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」（以下「生産数量等」という。）の欄には、生産量、生産額等又は当該業務に供した施設の規模等エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記入し、（ ）内の名称の欄にその値の種類（例：延床面積、生産数量等）、単位の欄にその単位（m<sup>2</sup>、トン等）を記入してください。単位を数式とする場合（例：m<sup>2</sup>×時間）は、式を構成する内容（例：延床面積×営業時間）を、名称の欄に値の種類として記入してください。いずれを選択するかについては、1年間の中で、ある期間については生産量、その他の期間については生産額といった選択ではなく、年間を通じて同一のものを記入してください。

なお、前年度以前に本報告をした場合には、原則として、その際に用いた単位を記入してください。やむを得ない事情により単位を変更する場合には、その理由と、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧単位による生産数量等の対比表を欄外又は別紙に記入してください。

③ 生産数量等の記入に当たっては、別添資料10に掲げる業種及び別添資料11に掲げる事業用ビルの用途ごとの生産数量等の単位（補助単位として千又は百万を使用）、換算方法等を参考に生産数量等を記入してください。その数値については、原則、最下位を四捨五入して、エネルギーの使用に係る原単位の変化率が「%（パーセンテージ）」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数4桁（有効数字）をもった数字（例、102,500トン、33,740m<sup>2</sup>）で記入してください。

生産数量等の記入に当たっては、ひとつの工場等において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場等における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー使用量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場等全体の生産数量等として記入することができます。

なお、生産数量等の換算を行った場合（別添資料10に規定する換算を行った場合を除く。）には、その換算の考え方を余白又は別紙に記入してください。

生産数量のかわりに、生産額（付加価値生産額 [例：生産額-原料額]）を用いる場合は、単位として円（補助単位として千円又は百万円を使用）を記入してください。

上記の方法で記入を行うことが不適当又は困難と考えられる場合には、当該工場等の生産数量等を表す適当な方法で生産数量又は生産額（補助単位として千又は百万を使用）を記入してください。

製造業等については生産数量又は生産額を記入する場合が多いと想定されますが、その他の業種については、生産数量又は生産額が適当ではない場合多いため、生産数量又は生産額のかわりに、エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値、例えば、建物延床面積等、その業種・事業場に適したものを選択してください。例として、事業用ビルの用途ごとに別添資料11に掲げる単位を参考にしてください。また、より実態に即したものとするため、これらの項目を積の形や回帰式の形で使用しても構いません。

④「対前年度比」の欄は、当該年度値の算定に使用した計算式により算定した「前年度値」（計算式に変更がない場合は、前年度に提出した定期報告書において記載した値）と「当該年度値」から算出したものを、小数点以下第2位を四捨五入し百分率（%）で表示してください。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{対前年度比} (\%) = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100(\%)$$

したがって、前年度に提出した定期報告書に記入した生産数量等の単位を変更する場合は、その理由を欄外又は別紙に記入し、前年度に報告した生産数量等を本年度に使用する単位の生産数量等に置き換えて算出してください。

ただし、前年度において報告義務がなく報告していなかった場合は、「対前年度比」の欄は記入しなくても差し支えありませんが、前年度のデータを把握している場合は可能な限り記入に努めてください。

(5) 指定-第5表

指定-第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

原単位	エネルギー使用量 (原油換算kl) (指定-第2表④' -⑤-⑤') 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使 用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表⑥)	年度	対前年度比 (%)
		①	

備考 ④' は④の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気需要最適化 評価原単位	電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算 kl) 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの 使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表⑥)	年度	対前年度比 (%)

3 非化石エネルギーの使用状況

非化石電気 の使用状況	補正後の非化石電気 合計原油換算 kl 補正後の電気 合計原油換算 kl	年度	%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

- ①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
- ②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

① 「年度」の欄には、当該年度を記入してください。

② 「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいいます。

③指定-第5表を記入するに当たり、まず、指定-第2表から原油換算した「エネルギー使用量 (④)」及び「販売した副生エネルギーの量 (⑤)」、「購入した未利用熱の量 (⑤')」を確定してください。

※①、②及び③について、指定後の最初に提出する定期報告書では、指定以前の年度の値は記入可能な場合に限り記入してください。

④下記記入例のとおり、旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値を両方記入してください。

(記入例)

指定-第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況  
1 エネルギー消費原単位

原単位	エネルギー使用量 (原油換算kl) (指定-第2表④' -⑤-⑤') 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの 使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表⑥)	2022年度	対前年度比 (%)
		63.56 (66.32)	(98.4)

備考 ④' は④の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2023年度報告では改正省エネ法に基づく前年度実績値がないため、旧省エネ法に基づく対前年度比のみ記載します。

⑤当該事業所で使用した電気のうち、非化石電気の使用割合の実績を記入してください。

(6) 指定-第6表

指定-第6表 過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			<input type="checkbox"/> 月別		<input type="checkbox"/> 時間帯別	
	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)	④'	⑤'	⑥'	⑦'	⑧'	

3 非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

①指定-第6表1、2の記入に当たっては、特定-第4表1、2の説明をご参照ください。

②指定-第6表3の記入に当たっては、特定-第4表3-1の説明をご参照ください。

(7) 指定-第7表

指定 - 第7表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

- 1 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由

①

（ロ）の理由

②

- 2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由

①

（ニ）の理由

②

- 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

③

- ① 「過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）」及び「過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）」とは、**指定-第6表**の5年度間平均原単位変化が99.0%を超えた場合が該当します。
- ② 「エネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べて改善できなかった場合（ロ）」及び電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）とは、**指定-第5表**の対前年度比が100.0%以上の場合が該当します。
- ③ 5年度間平均原単位変化又は対前年度比が改善できなかった場合の理由として、下記を参考に改善できなかった原因を分析して、簡潔にまとめて記入してください。

[改善できなかった理由等の事例]

- ・製品価格の低下、付加価値生産額の減少、出荷・販売金額の減少
- ・生産抑制、減産対策（生産重量、生産個数等の減少）
- ・生産設備の故障、トラブル
- ・生産設備の劣化、効率の低下
- ・生産構成の変動（工場間の生産品目移転、分社化、外注化、海外移転、自社製造化等）
- ・原材料等の構成の変動
- ・市場ニーズ対応（小ロット多品種化、高級化、高付加価値化等）
- ・環境対策（公害防止、地域環境対策、作業環境対策等）
- ・生産性向上対策（自動化、ロボット化、生産能率向上対策化等）
- ・資源保護対策（原材料の再使用、再利用等）
- ・生産空調（クリーンルーム、恒温室等）の増強
- ・気候異変（猛暑、厳寒、渇水等）
- ・試運転、試作品等の増加
- ・燃料等の構成の変動（燃料転換、廃棄物燃料等の割合の増減等）

**指定-第7表**の記入に当たって、2以上の工場等がある事業者においては、事業者の経営判断により他の工場等の原単位が改善し、当該工場等の原単位が悪化した場合等、結果として事業者全体の原単位が改善している場合はその旨記入しても構いません。算出根拠として個々の工場等の生産数量等、エネルギー使用量等を示してください。

③**指定-第7表3**の記入に当たっては、**特定-第5表3**の説明をご参照ください。

## (8) 指定-第8表

指定-第8表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

対象項目 (設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
(1) 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理 ③ ④ ⑤	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録 管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（%） □ 未設定 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	空気調和設備、換気設備の保守及び点検 管理標準に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（%） □ 未設定 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たっての措置 □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない ⑥
(2) ポイラー設備、給湯設備	ポイラー設備、給湯設備の管理 管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（%） □ 未設定 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ポイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録 管理標準に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（%） □ 未設定 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ポイラー設備、給湯設備の保守及び点検 管理標準に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（%） □ 未設定 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ポイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置 □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
(2)-2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検 管理標準に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（%） □ 未設定 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理 管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（%） □ 未設定 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	照明設備に関する計測及び記録 管理標準に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（%） □ 未設定 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検 管理標準に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（%） □ 未設定 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	照明設備、昇降機の新設・更新に当たっての措置 □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
(4) 受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たっての措置

	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ %） <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ %） <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ %） <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
BEMS			(7)	BEMSの新設・更新に当たっての措置 <input type="checkbox"/> BEMSを採用した <input type="checkbox"/> BEMSを採用していない

(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コーチェネレーション設備	発電専用設備、コーチェネレーション設備の管理	発電専用設備、コーチェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コーチェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コーチェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ %） <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ %） <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ %） <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(5)-2 太陽光発電設備等	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ %） <input type="checkbox"/> 未設定	
(6) 事務用機器、民生用機器	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			
	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ %） <input type="checkbox"/> 未設定			<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(7) 業務用機器	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			
	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ %） <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ %） <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ %） <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以降「賃借事業者」といいます）	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
			(8)	<input type="checkbox"/> 情報提供している

2-1 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）における判断の基準の遵守状況  
(法第5条第1項第2号関係) ①

対象項目(設備)	運転の管理等	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
(1) 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理 ⑨	燃料の燃焼に関する計測及び記録 管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定	燃焼設備の保守及び点検 管理標準に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置 □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	

(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
(2-1) 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理 管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定	加熱等に関する計測及び記録 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	加熱等を行う設備の保守及び点検 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置 □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
(2-2) 空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理 管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置 □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
(2-2)-2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検 管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定	
(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準 廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置	

⑨

	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（　　%） <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（　　%） <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
<b>(4) 熱の動力等への変換の合理化</b>				
(4-1) 蒸気駆動の動力設備	蒸気駆動の動力設備の管理	蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録	蒸気駆動の動力設備の保守及び点検	蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（　　%） <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（　　%） <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	

(4-2) 発電専用設備	発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 ( % ) □ 未設定	熱利用 □ 実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 ( % ) □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 ( % ) □ 未設定
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	バイオマス・水素・アンモニア混焼 □ 実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
		副生物混焼 □ 実施している □ 実施していない		
(4-2)-2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 ( % ) □ 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(4-3) コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理・高効率化に向けた取組	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 ( % ) □ 未設定	熱利用 □ 実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 ( % ) □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 ( % ) □ 未設定
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	バイオマス・水素・アンモニア混焼 □ 実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
		副生物混焼 □ 実施している □ 実施していない		
(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止				
(5-1) 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 ( % ) □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 ( % ) □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(5-2) 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置

管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（　　%） <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（　　%） <input type="checkbox"/> 未設定	
管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない

## (6) 電気の動力、熱等への変換の合理化

(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況  <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (      %) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況  <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (      %) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況  <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (      %) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況  <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況  <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況  <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況  <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (      %) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況  <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (      %) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況  <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (      %) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況  <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況  <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況  <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	

2-2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコーチェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコーチェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称	(10)	日本発電所
施設番号（設備の名称）	(11)	(コーチェネレーション1号機、ガスエンジン発電機1号機、排熱回収ボイラ1号機等)
型式	(12)	(Sub-C、SC、USC、GTCC、IGCC、その他等)
出力（kW）	(13)	1500
設備の用途		(電気事業用 / 自家消費用)
実績効率（%）	(14)	43.5
設計効率（%）	(15)	43.8
燃料種ごとの基本情報		
燃料種	(16)	都市ガス
年間使用量（GJ）	(17)	63,434
熱量構成比（%）		100%
設備に投入する排熱エネルギーの有無		(有 / 無)
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）	(18)	7,665,000
高効率化に向けた取組		
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	(19)	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量		
バイオマスの種類		(間伐材、建築廃材、ホワイトペレット等)
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）		
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）		
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）		
副生物・廃棄物の種類		(副生ガス、黒液等)
その他設備の高効率化に向けた取組		(高効率化の取組内容を自由に記入)
調整力稼働による補正值（%）	(20)	(石炭火力において、発電効率に補正值を加算する場合のみ記入)

- 備考 1 本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコーチェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2 「施設番号」欄には、複数のボイラ、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3 「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4 「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5 「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

①エネルギー管理指定工場等が「専ら事務所」である場合は1. のみに、「工場（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）」の場合は2. のみに記入してください。記載は1. 又は2. のいずれか一方のみで、他方は記載の必要はありません。

「専ら事務所」か「工場」かを判断する際には、日本標準産業分類を確認するとともに、以下（ア）、（イ）の原則に従って分類してください。

＜日本標準産業分類（総務省）HP＞ 【関係URL参照】

（ア）専ら事務所（1. に記入）

エネルギー管理指定工場等が、日本標準産業分類における大分類のうち「G情報通信業、H運輸業・郵便業、I卸売業・小売業、J金融業・保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究・専門・技術サービス業、M宿泊業・飲食サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、O教育・学習支援業、P医療・福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）、S公務（他に分類されるものを除く）、T分類不能の産業」に該当する場合。

（イ）工場（2. に記入）

エネルギー管理指定工場等が、日本標準産業分類における大分類のうち「A農業・林業、B漁業、C鉱業・採石業・砂利採取業、D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業」に該当する場合。ただし、日本標準産業分類のA～Fにおける「主として管理業務を行う本社」及び「その他の管理、補助的に経済活動を行う事業所」に該当する場合は、「専ら事務所」としてください。

なお、上記原則に当てはめると「専ら事務所」に該当するものの、エネルギーの使用実態に鑑み、2.「工場」の判断基準を遵守することが適当である場合（例：廃棄物処理業に該当する工場、製造ラインを有している研究所等）には、2.「工場等」の判断基準の遵守状況を記入してください。

②この表で管理標準とは、「判断基準」で定める管理標準のことであり、事業者が燃焼設備、加熱設備等の管理、計測・記録、保守・点検等を行うに当たり、自ら定めるマニュアルのことです。

③対象項目となっている設備で、該当するものに「■」印又は「□」印を付し、工場等に設置されていない設備等については、当該設備の欄を全て斜線で削除してください。

④「管理標準の設定状況」の欄には、設備ごとに設定状況を選択回答し、設定中の場合は概ね何%の進捗状況を記入してください。

⑤「管理標準に定めている管理の状況」、「管理標準に定めている計測及び記録の実施状況」及び「管理標準に定めている保守及び点検の実施状況」については、自ら定めた管理標準をどの程度遵守しているか、その実施状況を記入してください。

⑥「新設に当たっての措置の状況」については、設備の新設だけでなく、更新した場合も該当します。

なお、中長期計画書に設置を予定した場合でも、当該年度に新設・更新がなければ、該当なしに「■」印又は「□」印を付してください。

⑦1. (4)BEMS の欄については、当該年度にBEMSを新設したか否かに問わらず、BEMSを採用している場合、「BEMSを採用した」の欄に「■」印又は「□」印を付してください。BEMSを採用していない場合は、当該欄を斜線で削除するのではなく、「BEMSを採用していない」の欄に「■」印又は「□」印を付してください。

⑧1. (8)「事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者に対するエネルギー使用量についての情報提供」の欄については、事業場の居室等を賃貸していない場合は斜線で削除してください。

※「出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコーポレート・エネルギー・リレーション設備」を複数所有している場合は、設備ごとに本表を作成頂く必要がございます。EEGSにて表を複数作成する事が可能ですが、複数のうえ表の作成をお願いします。

⑨2. (1) 燃料の燃焼の合理化に印を付けた場合、原則として※、(3) 廃熱の回収利用の欄にも印を付ける必要があります。

排ガスを排出する設備がある工場等であって廃熱の回収利用を行っていない場合は、

- ・ 廃熱温度等のデータをもとに費用対効果がないこと等を確認した上で廃熱回収を実施していない場合は、下図のように「■」印又は「□」印を付けてください。なお、費用対効果のないこと等を確認した記録が残っていることが原則です。

(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況  ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況  ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況  ■ 設定済 □ 一部設定済（ %） □ 未設定	<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況  ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況  ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況  ■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	

- ・ 廃熱温度等のデータをもとにした費用対効果等の検討をせずに廃熱回収を実施していない場合には、下図のように「■」印又は「□」印を付けてください。

(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況  □ 設定済 □ 一部設定済（ %） ■ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況  □ 設定済 □ 一部設定済（ %） ■ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況  □ 設定済 □ 一部設定済（ %） ■ 未設定	<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況  □ 実施している □ 一部実施している ■ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況  □ 実施している □ 一部実施している ■ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況  □ 実施している □ 一部実施している ■ 実施していない	

※大気開放型の設備（食品工場におけるフライヤーやパン焼等）の場合あるいは廃熱温度が構造的に測れない燃焼設備の場合は除く。

指定一第8表 2-2は、設置している火力発電専用設備又はコーチェネレーション設備について記入してください。

⑩ 「発電所名称」欄には、電気事業法上の届出名称を記入してください。

⑪ 「施設番号」欄には、ユニットを構成しているボイラ、タービンそれぞれの番号（自社呼称可）を記入してください。複数のボイラ、タービンが蒸気配管等を通じて一体構成となっている場合には、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入してください。

⑫ 「型式」欄には、GT、ST、GTCC、SC、その他等、型式を表す表示を記入してください。

⑬ 「出力」欄には、電気事業法上の届出出力を記入してください。複数ユニットで構成されている場合は、ユニットの合計出力のみを記入してください。

⑭ 「実績効率」欄には、発電効率の実績値（発電端・高位発熱量）を記載してください。複数ユニットで構成されている場合は、それぞれのユニットの発電電力量を基準とした加重平均値を記入してください。また、石炭火力発電については、調整力稼働補正値を加算することができます。

⑮ 「設計効率」欄には、発電効率の設計値を記入してください。複数ユニットで構成されている場合は、それぞれのユニットの発電電力量を基準とした加重平均値を記入してください。

- ⑯ 「燃料種」欄は、燃料種が複数ある場合は、左側から使用量が多い順に記入してください。製造プロセス等で発生した排熱のみを利用して発電する場合は、「一」を記入してください。
- ⑰ 「設備に投入する排熱エネルギーの有無」欄には、製造プロセス等で発生した廃熱を利用して発電する場合には「有」を記入してください。
- ⑱ 「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」欄には、例えば、発電専用設備の排気からの熱回収（蒸気、温水等）など、発電専用設備又はコーチェネレーション設備から得られる熱のうち、熱として活用されるものを加えることが可能です。（ボイラの排ガス回収によるボイラ効率の改善等は、加算対象なりません）
- ⑲ 「調整力稼働による補正值」欄は、石炭火力電力供給業である場合、石炭火力発電の効率に、次の算定式により算出する補正值を加算することが出来ます（なお、電力供給業の場合には記入しません）。

-0.037 × 石炭火力発電の年間設備利用率（%） +3.69

上記の補正值及び算定式を記入してください。上記算定式における「石炭火力の年間設備利用率」は、次の算定式により算出してください。

$$\frac{\text{年間発電量 (kWh)}}{\text{発電設備の出力 (kW)}} \times (8,760 \text{ (時間)} - \text{発電設備のトラブル又はメンテナンス等による休止時間 (時間)})$$

(9) 指定-第9表

指定-第9表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要
②

①当該年度において、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入して下さい。

② 指定-第9表3の記入に当たっては、特定-第9表3の説明をご参照ください。

指定－第10表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

指定－第10表は、エネルギー管理指定工場等<sup>1</sup>ごとの排出量等を報告する様式で指定－第10表1から指定－第10表5で構成されています。

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

指定－第10表1の記入例を図III-3-3-1に示します。

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量		
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	① 24,002 t-CO <sub>2</sub>
	棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	② 1,130 t-CO <sub>2</sub>

①『廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素』

当該エネルギー管理指定工場等における以下の(A)～(C)に示すCO<sub>2</sub>排出量の合計量のうち、②の排出量を除く量をトン単位の量で記入します。なお、他人への電気又は熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

- (A) 燃料の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量
- (B) 電気の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量
- (C) 熱の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量

②『廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素』

以下の(a)又は(b)に示す活動に伴って発生するCO<sub>2</sub>排出量の合計量をトン単位の量で記入します。なお、他人への熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量を記入します。

- (a) 廃棄物の燃料としての使用
- (b) 廃棄物を原材料とする燃料の使用

これは、廃棄物の有効利用や化石燃料起源のCO<sub>2</sub>排出削減の観点から、製造業を営む者その他の事業者において、積極的に廃棄物を化石燃料の代替燃料又は製品の原材料として用いる場合を区分して扱うものです。したがって、『廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO<sub>2</sub>』欄に記入することができるのは、廃棄物が化石燃料に代えて燃焼の用に供される場合又は廃棄物が製品の製造における原燃料利用という形で燃焼の用に供される場合（例えば、セメント工場における廃棄物の原燃料利用等）に限られます。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

指定－第10表2は、当該エネルギー管理指定工場等が、主たる事業として行う電気事業用の発電所又は主たる事業として行う熱供給事業用の熱供給施設を設置している場合にのみ記入します。指定－第10表1の記入例を図III-3-3-2に示します。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量	
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO <sub>2</sub>

この欄には、燃料の使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものも含む。）を記入します。ここでは、(イ)と異なり他人への電気又は熱の供給に係るものも含むので、誤って控除しないように注意してください。

<sup>1</sup> エネルギー管理指定工場等の指定を受けていないがエネルギー使用量が原油換算1,500kl/年以上の工場等を含みます。

### 3の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

指定－第10表3の1は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量のうち、都市ガスの使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた排出係数を記入します。指定－第10表3の1の記入例を図III-3-3-3に示します。

3の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数		
① 係数の値	③ 係数の根拠	② 係数の適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup> <b>x.xx</b>	<b>Aガスの基礎排出係数</b>	<b>〇〇地域の工場等</b>
:	:	:

#### ①『係数の値』

当該エネルギー管理指定工場等において、都市ガスの使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、都市ガスの使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、ガス事業者から都市ガスの供給を受けている場合は、ガス事業者ごとの基礎排出係数を記入します。

#### ②『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

ガス事業者A社から都市ガスの供給を受けている場合は、「A社の基礎排出係数」と記入します。

#### ③『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

### 3の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

指定－第10表3の2は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた排出係数を記入します。指定－第10表3の2の記入例を図III-3-3-4に示します。

3の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数		
① 係数の値	② 係数の根拠	③ 係数の適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh <b>0.000xxx</b>	<b>C電力の基礎排出係数</b>	<b>〇〇地域の工場等</b>
:	:	:

#### ①『係数の値』

当該エネルギー管理指定工場等において、他人から供給された電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、他人から供給された電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、電気事業者等から電気の供給を受けている場合は、電気事業者等ごとの基礎排出係数を記入します。

#### ②『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

電気事業者A社から電気の供給を受けている場合は、「A社の基礎排出係数」と記入します。

#### ③『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

### 3の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

指定一第10表3の3は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた排出係数を記入します。指定一第10表3の3の記入例を図III-3-3-5に示します。

3の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数		
係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /GJ 0.0xx	■熱供給の基礎排出係数	○○地域の工場等
:	:	:

#### ①『係数の値』

当該エネルギー管理指定工場等において、他人から供給された熱の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量が含まれる場合、温室効果ガス算定排出量の算定に関し、他人から供給された熱の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を算定した際に用いた排出係数を記入します。

すなわち、熱供給事業者から熱の供給を受けている場合は、熱供給事業者ごとの基礎排出係数を記入します。

#### ②『係数の根拠』

①で記入した排出係数の根拠を記入します。

熱供給事業者A社から熱の供給を受けている場合は、「A社の基礎排出係数」と記入します。

#### ③『係数の適用範囲』

①で記入した排出係数を用いた範囲を記入します。

### 4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

指定一第10表4は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の算定において、政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合にのみ記入します。指定一第10表4の記入例を図III-3-3-6に示します。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容	
燃焼の使用 (A重油)	A重油の排出係数について、算定省令の0.0193 tC/GJではなく、燃料供給事業者が実測により把握した排出係数0.0xxx tC/GJを用いた。

図III-3-3-6 指定一第10表4の記入例

次のいずれかに該当する場合に、その内容についての説明を、それぞれわかりやすく記入します。なお、1ページに収まらない場合は、複数ページになっても構いません。

#### 政省令に規定されている算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合

政省令に規定されている算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合は、排出量の算定に用いた算定方法がどのような内容かを記入します。なお、排出量を実測により把握している場合は、実測の方法に関する測定方法、使用した測定機器などの情報を記入します。

#### 算定省令に規定されている排出係数や単位発熱量と異なる係数を用いて算定した場合

排出係数や単位発熱量を実測により把握している場合には、実測の方法に関して、測定方法、使用した測定機器、サンプリング方法などの情報を記入するとともに、実測により得られた排出係数又は単位発熱量の数値を記入します。

また、燃料の供給者から、算定省令に規定されている排出係数や単位発熱量と異なる排出係数や単位発熱量の数値を得られ、その値を用いて排出量の算定を行った場合には、排出量の算定に用いた排出係数又

は単位発熱量について、どこから得られた数値であるかを記入するとともに、その排出係数又は単位発熱量の数値を記入します。

##### 5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

指定－第10表5は、権利利益の保護の請求の有無及びその他の関連情報の提供の有無を記入します。指定－第10表5の記入例を図III-3-3-7に示します。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 <input checked="" type="checkbox"/> ① 2. 無	他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 <input checked="" type="checkbox"/> ② 2. 無

###### ①『権利利益の保護に係る請求の有無』

報告の対象となるエネルギー管理指定工場等の排出量について、法第27条第1項に基づく権利利益の保護に係る請求を行わない場合は「2.無」に○印を付けます。権利利益の保護に係る請求を行う場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、「1.有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第1の2にも記入し、定期報告書様式第9と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業所管省庁の本省窓口又は地方支分部局の窓口）に提出します。この欄で「2.無」に○印を付けた場合は、提出されたエネルギー管理指定工場等に係る情報は公表されます。

###### ②『その他の関連情報の提供の有無』

報告の対象となるエネルギー管理指定工場等の排出量に関して、法第32条第1項に基づき、排出量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）などを報告する場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、「1.有」に○印を付けた場合は、温対法の様式第2にも記入し、定期報告書様式第9と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（III-89ページ参照））に提出します。

### III. 認定表（記載は認定管理統括事業者のみが該当）

※認定表は認定管理統括事業者制度を活用する場合のみが該当します。

一般の特定事業者等は記載不要です。

#### (1) 概要

認定管理統括事業者は、他の特定事業者と異なり、認定表を作成する必要があります。特定表がグループ全体、認定表が事業者ごと、指定表が指定工場ごとの報告となります。

特定表：グループ全体（認定統括事業者＋管理関係事業者）

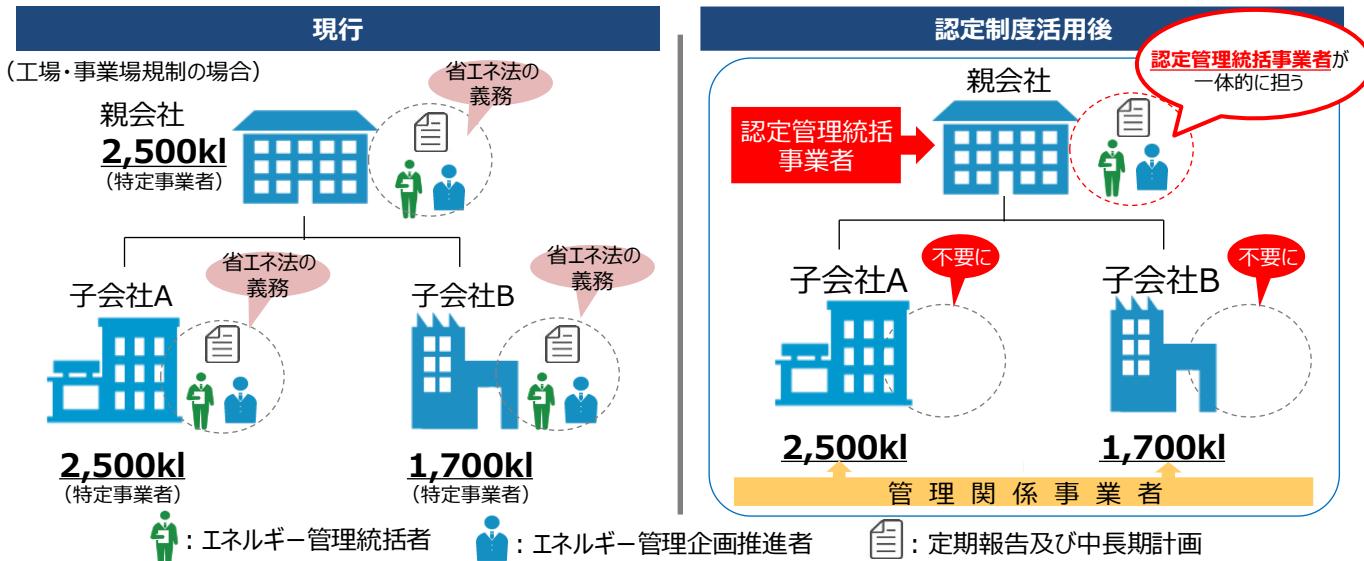
認定表：認定統括事業者、管理関係事業者ごとにそれぞれ作成

指定表：認定統括事業者、管理関係事業者の指定工場ごとにそれぞれ作成

	特定表 (事業者単位)	認定表 (グループ単位)	指定表 (指定工場単位)
特定事業者・特定連鎖化事業者	○	×	○
	・本書(記入要領) 2.[事業者単位の報告]	—	・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告]
認定管理統括事業者	○(グループ全体)	○(事業者単位)	○
	・本書 2.[事業者単位の報告] ・記入例	・記入例	・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告] ・記入例
連携省エネ計画の認定を受けた	○	×	○
特定事業者・特定連鎖化事業者	・本書 2.[事業者単位の報告] ・記入例	—	・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告] ・記入例
連携省エネ計画の認定を受けた	○	○	○
認定管理統括事業者	・本書 2.[事業者単位の報告] ・記入例	・記入例	・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告] ・記入例

#### [例示]

認定統括事業者（親会社）、管理関係事業者（子会社A、子会社B）で認定管理統括事業者制度を活用した場合



## (2) 総括表

### 認定-総括表（改正省エネ法）

認定-総括表 認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

#### 1 認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード
①					

#### 2 管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード
②					

①「認定管理統括事業者番号」の欄には、経済産業局から通知された7桁の指定番号を記入してください。

②「管理関係事業者番号」の欄には、経済産業局から通知された7桁の指定番号を記入してください。

(3)認定-第1表～第5表

認定-第1表から第5表の記載の仕方は、それぞれ対応する特定表の記載の仕方と同一です。以下において青字で示している箇所の記載を参照してください。

認定-第1表 事業者の名称等

→ [特定-第1表参照](#)

認定-第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

→ [特定-第2表1-1～1-5参照](#)

2 連携省エネルギー措置の実績

(1) 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

(2) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

(3) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

→ [特定-第2表2-1～2-3参照](#)

認定-第3表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

→ [特定-第10表参照](#)

認定-第4表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

→ [特定-第11表参照](#)

認定一第5表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
  - 2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
  - 3 事業者の調整後温室効果ガス排出量
  - 4 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数
  - 4 の 2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数
  - 5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容
  - 6 の 1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量の量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量
  - 6 の 2 国内認証排出削減量に係る情報
  - 6 の 3 海外認証排出削減量に係る情報
  - 6 の 4 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報
  - 7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無
- 「**特定-第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等**」参照

### 3. 中長期計画書（様式第8）について

#### 表紙

様式第8（第35条関係）

※受理年月日	①
※処理年月日	

## 中 長 期 計 画 書

殿 ②

年 月 日 ③

- ④ 住所  
法人名  
法人名（英語表記）  
法人番号  
銘柄コード  
代表者の役職名  
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第15条第1項及び第2項、第27条第1項及び第2項又は第39条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり提出します。

- ①冒頭にある右上の欄の※印を付した「受理年月日」及び「処理年月日」欄は記入しないでください。  
②左上の欄には「提出先」を記入してください。経済産業大臣への提出に当たっては、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長としてください。  
また、当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁（特定-第3表及び特定-第12表の産業分類毎に確認してください。）にも必ず提出してください。提出先については、別添資料1を参照してください。なお、経済産業局は1つのみ記入することとし、複数経済産業局の併記はしないでください。  
③「年月日」の欄には提出年月日を記入してください。提出期限は7月末日までとなります。  
④「住所」の欄には主たる事務所（通常は本社）の所在地、「法人名」及び「法人名（英語表記）」の欄には企業名とその英語表記（例：～～Corporation）、「法人番号」の欄には13桁の法人番号（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）、「銘柄コード」の欄には、株式銘柄に個別付与された4桁の数字コード（上場企業のみ記入）、「代表者の役職名」の欄には企業代表者の役職名（代表取締役等）、「代表者の氏名」の欄には企業代表者氏名を記入してください。  
⑤省エネ法に係る諸手続のための権限について、事業者の代表者（代表取締役等）以外の者が、事業者を代表する者から委任を受けている場合は、委任状を定期報告書に添付（様式は任意。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。）し、「住所」欄には委任を受けた者が所属する工場等の所在地を記入し、「氏名」欄には企業名並びに代表者及び委任された者の役職名及び氏名を記入して下さい。

## I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号					①
事業者の名称					②
主たる事務所の所在地	〒				③
主たる事業					④
細分類番号					⑤
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名				⑥
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話 ( - - - ) FAX ( - - - ) メールアドレス				⑦
中長期計画書の提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を <input type="checkbox"/> 希望する				⑧
計画書(合理化)の計画期間	( ) 年度 ~ ( ) 年度				⑨
計画書(非化石転換)の計画期間	( ) 年度 ~ ( ) 年度				<input type="checkbox"/> 計画内容に変更なし ⑩
					⑪

- ①「特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号」の欄には、経済産業局から通知された7桁の指定番号を記入してください。
- ②「事業者の名称」の欄には、登記簿等に基づく正式名称を略さずに記入してください。
- ③「主たる事務所の所在地」の欄には、本社又は本社機能を有する事務所の郵便番号、住所（都道府県名から記入）を記入してください。本社機能を有する事務所とは、必ずしも登記簿上の本社ではなく、実際に本社として機能している事務所のことを指します。  
なお、本社機能が分散（例：東京本社と大阪本社）している場合は、「主たる事務所」は一箇所に限定してください。
- ④「主たる事業」は、特定事業者等が設置する工場等で行っている主な事業を記載してください。ただし、特定事業者等において複数の事業を行っている場合には、主たる事業を特定事業者等の事業とします。特定事業者等で業種分類の異なる複数の事業を行っている場合には、主たる事業を選んで記入してください。この場合の主たる事業とは、生産高、販売額等、適切な指標によって決定（日本標準産業分類の決定方法に準拠）してください。  
なお、各工場等の主たる事業を判断するに当たって、事業が分類できる場合には、工場等の規模に関わらず、原則として、当該事業分類ごとにエネルギー使用量を集計することになりますが、地方公共団体のうち知事部局等が特定事業者となっている場合であって、当該事業者が設置する事業所のエネルギー使用量が年

間1,500kW未満の事業所について、当該事業所の主たる事業を判断することが困難である場合は、当該事業所の事業分類を「都道府県機関（日本標準産業分類細分類番号9811）」又は「市町村機関（同9821）」とすることも可能です。

なお、教育委員会が特定事業者となっている場合は、当該事業者が設置する事業所の「事業分類」に関わらず「都道府県機関（日本標準産業分類細分類番号9811）」又は「市町村機関（同9821）」としてください。

⑤「細分類番号」は、④主たる事業の日本標準産業分類とします。

⑥「エネルギー管理統括者の職名・氏名」の欄には、該当する職名・氏名を記入してください。エネルギー管理統括者は、特定事業者等の指定を受けた後に遅滞なく選任し、省エネ法第8条の規定に基づく届出が必要となります。

また、選任をしなかった場合は100万円以下の、届出を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合は、50万円以下の罰金の対象となります。

⑦「エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先」の欄には、該当する項目及びエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号を記入してください。「連絡先」は、勤務する事務所の代表電話番号ではなく、定期報告書の内容に関する問合せ先を記入してください。

エネルギー管理企画推進者は、特定事業者等に指定後6ヶ月以内に選任し、省エネ法第9条の規定に基づき、次の7月末までに届出が必要となります。

また、選任をしなかった場合は100万円以下の、届出を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合は、50万円以下の罰金の対象となります。

なお、中長期計画書提出時点でエネルギー管理企画推進者が未選任の場合には、当該中長期計画書の作成実務者の職名・氏名・勤務地・連絡先を記入してください。この場合、氏名の後ろに“(作成実務者)”と付記してください。また、「エネルギー管理士免状番号又は講習修了者番号」欄には「選任中」と記入してください。(エネルギー管理講習の受講予定がある場合はその旨もあわせて記載することが望ましい。)

⑧「中長期計画書の提出免除の希望」の欄には、中長期計画書の提出頻度の軽減の条件（事業者クラス分け評価制度において、2年度以上連續でS評価である場合）に該当し、かつ提出頻度の軽減を希望する場合にチェックしてください（□を■とする）。**別添資料15**参照。

⑨「計画書（合理化）の計画期間」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書の計画期間を、提出年度または提出年度の翌年度を始期として、3～5年間を目安に記入してください。なお、ベンチマーク制度対象業種の場合は、計画提出年度を始期としてください。また、3～5年間に限らず、5年間を超えて計画を記載することも可能です。ただし、5年度間以上の計画期間である中長期計画について提出免除を受けたとしても、5年に一度は必ず中長期計画を提出する必要があります。**別添資料15**参照。

⑩「計画書（非化石転換）の計画期間」の欄には、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書の計画期間を、提出年度又は提出年度の翌年度を始期として記入してください。

⑪直近年度に提出した非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書の内容に変更がない場合は「計画内容に変更なし」欄にチェックしてください（□を■とする）。また、本欄にチェックをした場合は、「IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画」表は空欄としてください。

※2023年度提出分ではチェックを入れない項目です。IV表についても必ず記入いただきますようお願いいたします。

## II エネルギー使用量

### 1. エネルギー使用量

エネルギー使用量 (原油換算 kJ)	①
-----------------------	---

#### ① エネルギー使用量（原油換算 kJ）

- ・昨年度の事業者全体で使用したエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。定期報告書特定第2表の「原油換算 kJ」と同じ値が入ります。

## III エネルギーの使用の合理化に関する計画

### 1. ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)
①	②	③	④

### 2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み（単位）⑤					
	年度	年度	年度	年度	年度	目標年度 年度

### 3. エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	着手時期完了時期	エネルギー使用合理化期待効果 (原油換算 kJ/年)	ベンチマーク対象	新規追加
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
合計				kJ ⑬		
	ベンチマーク指標対象範囲の期待効果 ⑯			kJ ⑭		
原単位削減期待効果				% ⑮		
	ベンチマーク指標対象範囲の期待効果 ⑯			% ⑯		

\*下記の①～⑤、⑪、⑯、⑰は、ベンチマーク対象業種である場合のみ記入してください。

#### ①区分

- ・判断基準の別表第5に規定する区分のいずれかを記入してください。
- ・電力供給業は、ベンチマーク指標のうちA指標とB指標を別の行に記載してください。
- ・複数のベンチマーク対象業種を記載する場合は、行を追加してそれぞれ記載してください。

②対象となる事業の名称（セクター）

- ・当該のセクターごとに実施している事業の名称を記入してください。
- ・事業の名称は別表第5に示される事業の名称を記入してください（定期報告書 特定-第3表における事業名とは異なる場合があります）。
- ・複数の事業を行う事業者は該当する事業の名称を全て記入してください。

③ベンチマーク指標の状況（単位）

- ・報告対象年度の事業において、別表第5に示すベンチマーク指標の算定方法に従って算定した指標の数値と単位を記入してください。
- ・提出年度においてベンチマーク指標が改定された業種は、改定前の指標の状況を記入してください。なお、ベンチマーク指標改定後の新指標の状況について、報告対象年度分についても算出できる場合には、改定後の新指標の状況を記入することができます。
- ・ベンチマーク指標が複数指定されている場合は、指定されている指標の数値と単位を全て記入してください。

④対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kJ）

- ・当該のセクターごとにエネルギー使用量を原油換算 kJ の単位で記入してください。
- ・電力供給業は、A 指標の行にまとめて記入してください。

⑤ベンチマーク指標の見込み（単位）

- ・本計画書の計画期間中の各提出年度と、ベンチマーク指標の見込みを、左側から年度順に記入してください。一番左側の欄は、本中長期計画書の提出年度の見込みの数値となります。
- ・計画期間が5年未満の場合、空欄には（-）を記入してください。
- ・目標年度の欄には、目標年度（2030 年度）を記入し、目標年度におけるベンチマーク指標の見込みを記入してください。目標年度におけるベンチマーク指標の見込みが未定の場合は、（-）を記入してください。
- ・提出年度からベンチマーク指標又は目指すべき水準が改定されている業種は、改定後の指標又は目指すべき水準を用いて、中長期計画を策定してください。提出年度からエネルギー管理の一環として新指標による計画策定が必要となります。

※ベンチマーク対象業種ごとの目指すべき水準等の詳細は、別冊2「ベンチマーク制度に関する報告について」をご参照ください。

⑥内容

- ・エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関して計画した省エネルギー活動等の措置について、可能な範囲で記入してください。

⑦中長期計画作成指針

- ・中長期計画作成指針は、特定事業者等が工場等判断基準に定められた目標の達成に向けた中長期的な計画の策定を行えるよう定めています（専ら事務所／製造業／鉱業・電気供給業・ガス供給業及び熱供給業／上水道業・下水道業及び廃棄物処理業）。
- ・計画する措置が、中長期計画作成指針に記載がある場合、該当する項目を記載してください。記載がない場合は、「-」を記入してください。
- ・中長期計画作成指針の詳細は、巻末の URL を参照してください。

⑧該当する工場等

- ・計画する措置の対象となる工場等の名称を記入してください。

⑨着手時期、完了時期

- ・計画する措置（設備等）の新設・改造に着手した（又は着手予定の）年月を上段に、新設・改造を完了して稼働を開始した（又は稼働開始予定の）年月を下段に記入してください（○年○月単位）。
- ・合計および原単位削減効果の欄には、計画する措置の効果が全て発現する年度を記入してください。

⑪ エネルギー使用合理化期待効果（原油換算 kJ/年）

- ・計画する措置による省エネ効果を記入してください（基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。）。
- ・計画内容が複数の業種に共通的な改善に資する場合は、期待効果を合算して表記するか、ベンチマーク対象とそうでないものに分けて（行を分けて）表記してください。

⑫ ベンチマーク対象

- ・計画する措置が、ベンチマーク指標の状況の改善に資する場合に、「区分」を記入してください。該当しない場合は斜線を記入してください。
- ・複数の業種に共通的な改善に資する場合は、対象となる「区分」を全て記載してください。

⑬ 新規追加

- ・前年度の中長期計画書における計画内容に記載していない項目に、○を記入してください。

⑭ 合計

- ・計画する措置による省エネ効果の合計を記入してください。

⑮ うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果

- ・省エネ効果の合計のうち、ベンチマーク指標の対象となるものの合計を記入してください。
- ・計画内容が複数の業種に共通的な改善に資する場合は、期待効果を案分して合計してください。
- ・複数の業種がある場合には、行を追加してそれぞれ記載してください。

⑯ 原単位削減期待効果

- ・計画する措置による原単位削減効果の合計を記入してください。  
(⑬合計の期待効果 ÷ (Ⅱ 1. ①エネルギー使用量) × 100)

⑰ うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果

- ・原単位削減期待効果の合計のうち、ベンチマーク指標の対象となるものの合計を記入してください。  
(⑯うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果 ÷ ④対象事業のエネルギー使用量 × 100)
- ・複数の業種がある場合には、行を追加してそれぞれ記載してください。

⑱ ベンチマーク指標対象範囲の期待効果（対象業種区分）

- ・ベンチマーク対象業種が複数業種ある場合は、「うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果」の欄横に区分の番号を記入し、区分ごとに行の追加を行ってください。
- ・ベンチマーク対象業種が一業種である場合は、「うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果」の欄横に記載は不要です。

①



## 5. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由
②	③	④

## ①その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

- ・エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入して下さい。
- ・ベンチマーク制度対象業種の場合は、目標達成に向けた計画を立てるに当たっての補足的な説明（Ⅱの3に記載した内容により、ベンチマーク目標を達成することができる点の説明）や、生産量や稼働率が一定である等の合理的な前提条件があれば記入してください。
- ・洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業の目標年度における再生可能エネルギーの使用率を記入してください。また、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式（※）を記入してください。

※ $-23,664 \times (\text{再生可能エネルギー使用率}) + 23,664 (\text{MJ/t})$

- ・Ⅱ 1の「のエネルギー使用量」に昨年度の事業者全体で使用したエネルギーの使用量ではなく、把握できている範囲でのエネルギーの使用量の報告を行う場合は、その旨を記載してください。

## ②削除した計画

- ・前年度の中長期計画書に記載した項目のうち、今年度の中長期計画書の内容からは削除した項目を記入してください。

## ③該当する工場等

- ・削除した計画が該当する工場等を記入してください。

## ④理由

- ・削除した理由を記載してください。

#### IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

##### 1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標

###### 1-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 kJ)	目標
		年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率		%

###### 1-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる 事業	指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 kJ)	定量目標の目安	目標
				年度	年度

###### 1-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 kJ)	目標
		年度

①IV 1-1表では、事業者全体で使用する電気の非化石比率について、目標を設定します。事業者全体で使用した電気には、電気事業者から購入した電気や、燃料を投じて発電した自家発電気の使用量（※）も含みます。また、本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、いずれの電気の種類についても、使用量(千 kWh)に対して一次換算係数 8.64(GJ/千 kWh)を乗じて算出してください。

※燃料を投じて発電した自家発電気の使用量は合理化の措置においては、投入燃料でエネルギーをカウントするため、発電量は熱量換算した値を計上しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。

②IV 1-1表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」には、昨年度の事業者全体で使用した電気の使用量を原油換算値で記入してください。その際、①のとおり、一次換算係数はいずれの電気の種類についても 8.64(GJ/千 kWh)を使用してください。なお、本項目は、これまでの定期報告では対象外であった電気の使用量（燃料や自然エネルギーによる自家発電量など）の報告を求めるところから、正確な使用量を把握できない場合が想定されます。そうした事業者については、把握できている範囲での電気の使用量の報告を行うこととし、また、その旨をIV 3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報に記載すること。

② IV 1-1表の「目標」欄では、事業者全体で使用する電気の非化石比率に関する 2030 年度の目標値を記入してください。目標値の設定に当たっては、事業者で検討した非化石エネルギーへの転換の措置に関する計画や、第6次エネルギー基本計画で掲げられた 2030 年度における非化石電源比率の値（59%）等を参考に、系統電気の非化石証書の使用状況（※）を加味した足元の非化石電気の使用量を踏まえて、目標値を設定してください。なお、足元の非化石電気の使用量の計算方法はP50 をご参照ください。

【計画に基づく取組の例】

- ・ オンサイト PPA などによる再生可能エネルギー由来の電気の活用
- ・ 契約している電力メニューの特殊な電力メニュー（再生可能エネルギー100%等）への更新、非化石証書等の活用
- ・ 化石燃料による自家発電におけるバイオマスや水素等の混焼

④IV 1－2表は、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和5年3月31日経済産業省告示第28号）の別表第1に掲げる目安の設定がある5業種8分野に該当する事業者のみ記入してください。記入に当たっては、別冊1をご参照ください。

⑤IV 1－2表の「区分」「対象となる事業」「指標」「定量目標の目安」欄には、下表を参考に該当する事業について記入してください。

**【定量目標の目安】**

区分	対象となる事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業	2013 年度比石炭の使用量に係る原単位削減割合	2 %以上
1 B	電炉による製鉄業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	59 %以上
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	28 %以上
3 A	洋紙製造業	① 主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ③ 主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①30 %以上 ②59 %以上
3 B	板紙製造業	① 主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ④ 主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①30 %以上 ②59 %以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ① 主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①30 %以上 ②59 %以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ① 主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①30 %以上 ②59 %以上
5	自動車製造業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	59 %以上

⑥IV 1-2表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、各指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。なお、本項目は、これまでの定期報告では対象外であったエネルギー（非化石エネルギーや自家発電量など）の報告を求める場合もあることから、正確な使用量を把握できていない場合が想定されます。こうした事業者については、把握できている範囲でのエネルギーの使用量の報告を行うこととし、また、その旨をIV 3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報に記載すること。

⑦IV 1-2表の「目標」欄には、2030 年度における各指標に関する目標値を記入してください。

⑧IV 1-3表では、IV 1-1、1-2以外に、任意に設定した指標に関して、目標値を設定します。

※本表の記入は任意です。

⑨IV 1-3表の「指標」欄には、事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標を記入してください。

※任意指標の例

- ・ 事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
- ・ 外部調達電気における非化石エネルギー割合
- ・ ○○製造工程における非化石エネルギー使用割合
- ・ 給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

⑩IV 1-3表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、⑨で設定した指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。なお、これまでの定期報告では対象外であったエネルギーを含み、正確な使用量が把握できていない場合は、把握できている範囲でのエネルギーの使用量の報告を行うこととし、その旨をIV 3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報に記載すること。

⑪IV 1-3表の「目標」欄では、目標年度における目標値を記入してください。なお、目標年度は2030 年度以外の年度に設定することも可能です。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容 ①	該当する 工場等 ②	着手時期 完了時期 ③	非化石エネルギー 転換期待効果 ④	目安設定 業種 ⑤	新規 追加 ⑥

3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報  
⑦

4. 前年度計画書との比較

削除した計画 ⑧	該当する工場等 ⑨	理由 ⑩

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 計画書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
- 4 Iの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 5 IIIの1・2及びIVの1-2の「区分」欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5又は非化石エネルギーへの転換に関する法第5条第2項に規定する判断の基準（以下「非化石エネルギーへの転換に関する判断基準」という。）の別表第1に規定する区分をそれぞれ記入すること。
- 6 IIIの3の「中長期計画作成指針」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針に記載されている計画の番号のうち、該当するものを記載すること。
- 7 IIIの3及びIVの2の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
- 8 IIIの3の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
- 9 IVの2の「非化石エネルギー転換期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における非化石エネルギーへの転換に関する効果を記入すること。
- 10 IIIの4及びIVの3には、IIIの3及びIVの2で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に向けた計画等について記入すること。この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。  
また、IIIの4において洋紙製造業（4A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
- 11 IIIの5及びIVの4には、III及びIVについて前年度と比較して記入すること。

IV 2表には、IV 1-1、1-2、1-3表に記載した目標の達成に向けた計画について記載してください。

①内容

- ・非化石エネルギーへの転換に関して計画した設備投資等の措置について、可能な範囲で記入してください。

②該当する工場等

- ・計画する措置の対象となる工場等の名称を記入してください。

③着手時期、完了時期

- ・計画する措置（設備等）の新設・改造に着工した（又は着工予定）年月を上段に、新設・改造を完了して稼働を開始した（又は稼働開始予定）年月を下段に記入してください（○年○月単位）。
- ・非化石エネルギー転換期待効果の欄にて記入する措置の効果が全て発現する年度を記入してください。

④非化石エネルギー転換期待効果

- ・計画する措置による非化石エネルギー転換期待効果を、増加する非化石エネルギー量(kt)等により記載する。
- ・また上記の他、石炭の使用量削減原単位の向上期待効果(%)を記載することも可能です。

⑤目安設定業種

- ・計画する措置が、目安設定業種における措置である場合、「区分」を記入してください。該当しない場合は「-」を記入してください。
- ・複数の業種に共通的な改善に資する場合は、対象となる「区分」を全て記載してください。

⑥新規追加

- ・前年度の中長期計画書における計画内容に記載していない項目に、○を記入してください。

⑨ その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

- ・必要に応じ、目標値に係る考え方を記入してください。
- ・非化石エネルギーへの転換に関して実施した設備投資等のうち、④の期待効果に表れない定性的な取組等について記入して下さい。目安の設定がある5業種8分野に該当する事業者については下表も参考としてください。

【定性目標の目安となる水準】

区分	事業	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 高炉を用いた水素還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。</p> <p>(2) 水素による直接還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。</p> <p>(3) 製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成燃料等の非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p><u>2 電気に関する事項</u></p> <p>(1) 高級鋼材の製造に対応した大型電炉の実用化を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。</p>
1 B	電炉による製鉄業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 電気炉において、バイオコークス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p>(2) 電気炉において、通常燃料としての利用が困難である廃タイヤ、廃プラスチック及びアルミドロス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p>(3) 加熱炉等において、水素バーナー及びアンモニアバーナー等の非化石燃料を使用するバーナーの導入を進めること。</p> <p><u>2 電気に関する事項</u></p> <p>(1) 加熱炉等において、電気により加熱を行う設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。</p>
2	セメント製造業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 焼成工程において、バイオマス、廃棄物、水素及びアンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p>(2) 燃焼残渣も原料の一部として活用できる特徴を生かし、通常燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、利用技術の研究開発及び実証実験を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p>(3) 製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。</p>
3 A	洋紙製造業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス燃料の使用割合を向上すること。</p> <p>(2) ホワイトペレット及びブラックペレット等の木質ペレットの製造や混焼に関する技術開発及び実証実験を進めること。</p> <p>(3) 黒液の燃焼を行うボイラーで発生する蒸気を高温高圧化することにより、製造工程で発生する黒液を最大限に利用すること。</p>
3 B	板紙製造業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス燃料の使用割合を向上すること。</p> <p>(2) ホワイトペレット及びブラックペレット等の木質ペレットの製造や混焼に関</p>

		する技術開発及び実証実験を進めること。
4 A	石油化学系基礎 製品製造業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) ナフサ分解によるエチレン等の製造設備において、アンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p>(2) 燃料により加熱を行うエチレン等の製造設備（ナフサ分解によるエチレン等の製造設備を除く。）の導入を進めるとともに、非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p><u>2 電気に関する事項</u></p> <p>(1) 電気により加熱を行うエチレン等の製造設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。</p>
4 B	ソーダ工業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 苛性ソーダ製造過程で生じる水素の活用を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p>(2) 発電設備におけるバイオマスの混焼率を向上させる研究開発及び実証実験を進めること。</p>
5	自動車製造業	<p><u>1 燃料に関する事項</u></p> <p>(1) 製造工程において、水素バーナーの導入を目指し、他の事業者と連携して実証実験を進めること。</p> <p>(2) 固体酸化物形燃料電池及びバイオマス発電設備等の発電設備の導入により、非化石燃料の使用割合を向上すること。</p> <p><u>2 電気に関する事項</u></p> <p>(1) 太陽光発電設備及び風力発電設備等の発電設備の導入にあわせて、自動車に搭載されていた蓄電池等を導入することで、発電する非化石電気を最大限に使用すること。</p>

#### ⑧削除した計画

- ・前年度の中長期計画書に記載した項目のうち、今年度の中長期計画書の内容からは削除した項目を記入してください。

#### ⑨該当する工場等

- ・削除した計画が該当する工場等を記入してください。

#### ⑩理由

- ・削除した理由を記載してください。

## 【記入例】

### II エネルギー使用量

#### 1. エネルギー使用量

エネルギー使用量 (原油換算 kJ)	1,000,000
-----------------------	-----------

### III エネルギーの使用の合理化に関する計画

#### 1. ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kJ)
3	セメント製造業	4,000 MJ/t	800,000

#### 2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	目標年度 2030 年度
3	3,920 MJ/t	3,840 MJ/t	3,820 MJ/t	3,790 MJ/t	3,750 MJ/t	3,739 MJ/t

#### 3. エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 kJ/年)	ベンチ マーク 対象	新規 追加
プレヒータ 断熱強化	製造業 2(3)	A 工場 B 工場	22 年 4 月 25 年 5 月	12,000	3	
リーク低減	—	A 工場 B 工場	23 年 6 月 26 年 5 月	9,000	3	
ファン インバーター化	製造業 1(6)	A 工場	22 年 9 月 27 年 1 月	1,000	—	
廃プラ処理設備 能力増強	製造業 2(3)	B 工場	23 年 4 月 25 年 5 月	800	3	○
合計				22,800 kJ		
	ベンチマーク指標対象範囲の 期待効果 (区分 3)			21,800 kJ		
原単位削減期待効果				2.3 %		
	ベンチマーク指標対象範囲の 期待効果 (区分 3)			2.2 %		

#### 4. (略)

#### 5. (略)

#### IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

##### 1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標

###### 1－1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 kJ)	目標
		2030 年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	100,000	40 %

###### 1－2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる 事業	指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 kJ)	定量目標の目安	目標
				2030 年度	2030 年度
2	セメント製造業	焼成工程における 非化石燃料の使用割合	800,000	28 %	30 %

###### 1－3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 kJ)	目標
		2030 年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める 非化石エネルギー比率	1,000,000	20 %

##### 2. 非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する 工場等	着手時期 完了時期	非化石エネルギー 転換期待効果	目安設定 業種	新規 追加
焼成工程における 廃棄物等の利用拡大	A工場 B工場	22年4月 25年5月	100,000 kJ	2	
非化石比率の高い電力メニュー への転換	A工場 B工場	23年6月 26年5月	4,500 kJ	—	○
自家発電に投入するバイオマス 燃料の割合増加	A工場	22年9月 27年1月	2,000 kJ	—	

4. (略)

5. (略)

## 定期報告書の提出先について

### 1. 定期報告書の提出先一覧（経済産業局）

経済産業局の窓口	管轄区域	郵便番号 所在地	窓口電話番号 (FAX番号)
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)
関東経済産業局 省エネルギー対策課	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、 新潟県、山梨県 長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0443 048-600-0362 (048-601-1302)
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県 岐阜県、愛知県 三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775 (052-951-2568)
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6051 (06-6966-6089)
中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5647)
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県 愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5474 (092-482-5962)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー対策課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1759 (098-860-3710)

2. 事業所管大臣の一覧（表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。）

事業所管大臣	所管する事業	
内閣総理大臣 警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車運転教習所</li> <li>●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣と共に管）</li> <li>●質屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警備保障</li> <li>●中古品の売買</li> </ul>
内閣総理大臣 金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定目的会社（SPC）</li> <li>●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共に管</li> <li>●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管</li> <li>●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管</li> </ul>	
総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信書送達業（郵便法第5条に定める信書の引受、収集区分及び配達を業として行うこと）</li> <li>●放送業</li> <li>●通信工事（国土交通大臣と共に管）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。）</li> <li>●宝くじの販売</li> </ul>
財務大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●酒類の製造、販売又は輸出入※</li> <li>●通関業※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●たばこ又は塩の製造、販売又は輸出入※</li> </ul>
文部科学大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。</li> <li>●著作権に関する事業</li> <li>●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共に管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要</li> <li>●宗教団体、宗教団体事務所</li> <li>●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売</li> <li>●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共に管）</li> </ul>	

事業所 管大臣	所管する事業			
厚生 労働 大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品（動、植物用を除く。）</li> <li>・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管）</li> <li>・医薬部外品</li> <li>・化粧品（研究開発に限る。）※</li> <li>・栄養食品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※）</li> <li>・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※）</li> <li>・眼鏡、コンタクトレンズ</li> <li>・食品添加物（農林水産大臣と共管）</li> <li>・食肉加工製品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・健康食品（農林水産大臣と共管）</li> <li>・健康維持用品※</li> </ul> </li> <li>●飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）とも共管）</li> <li>●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）を除く。）           <ul style="list-style-type: none"> <li>●洗濯</li> <li>●映画館※</li> <li>●劇場</li> <li>●美容</li> <li>●興行場</li> <li>●公衆、特殊浴場</li> </ul> </li> <li>●臨床検査</li> <li>●社会保険、社会福祉事業           <p>（母子健康相談施設、保育所、その他の児童福祉事業及び更生保護事業を含まない）</p> </li> <li>●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業（病院等）</li> <li>●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管）</li> <li>●職業紹介事業           <p>→船員については国土交通大臣専管</p> </li> <li>●労働者派遣事業           <p>→船員については国土交通大臣専管</p> </li> </ul>			

事業所 管大臣	所管する事業
農林 水産 大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農林水産（畜産を含む。）</li> <li>●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※</li> <li>●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップ又は、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠又は木材チップは※）、又は輸出入※、リース※           <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）とも共管）</li> <li>→飲食料品を主に販売するスーパー、小売業は農林水産大臣所管。百貨店・総合スーパーは経済産業大臣専管</li> <li>・食用アミノ酸</li> <li>・グルタミン酸ソーダ</li> <li>・イースト又は酵母剤</li> <li>・動植物油脂</li> <li>・飼料</li> <li>・氷</li> <li>・肥料※</li> <li>・農薬（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・動植物用医療機器</li> <li>・農機具※</li> <li>・動、植物用医薬品</li> <li>・生糸</li> <li>・麻のねん糸</li> <li>・温室</li> <li>・園芸用品</li> <li>・木材</li> <li>・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。）</li> <li>→塗装した単板・合板は経済産業大臣専管</li> <li>・真珠（養殖・加工剤を含む。）</li> <li>・装身具（真珠を含む場合に限る。）※</li> <li>→装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管</li> <li>・栄養食品（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・健康食品（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・なめし前の皮※</li> <li>→なめし皮は経済産業大臣専管</li> <li>・精洗前の羽毛※</li> <li>→精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれないが、農林水産大臣所管となる。</li> <li>・食品添加物（厚生労働大臣と共管）</li> <li>・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管）</li> </ul> </li> <li>●農林園芸用施設の資材の製造販売</li> <li>●木材薬品処理業※</li> <li>●造園業</li> <li>●給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要）</li> <li>●動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管）</li> <li>●競馬場</li> </ul>

事業所 管大臣	所管する事業
経済 産業 大臣	<p>●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管又は他の大臣間の共管の事業以外の事業      このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照してください。</p> <p>経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業の全てではありません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機（製造、卸売、輸出入）</li> <li>・武器（製造、売買、輸出入）</li> <li>・フィルム（製造、売買、輸出入）</li> <li>・新聞業</li> <li>・クレジットカード業</li> <li>・娯楽場、遊戯場</li> <li>・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場、競輪場又はオートレース場</li> <li>・健康開発事業</li> <li>・スポーツ・プロモーション</li> <li>・経営コンサルタント業</li> <li>・集金代行</li> <li>・自動車（製造、卸売、輸出入）</li> <li>・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入）</li> <li>・貴金属（アクセサリー）の加工</li> <li>・印刷業</li> <li>・総合リース業</li> <li>→キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共に管</li> <li>→風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）と共に管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要</li> <li>→飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共に管</li> <li>→健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要</li> <li>・興信所</li> <li>・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管）</li> <li>・広告、宣伝</li> </ul> <p>－原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。</p> <p>－原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管</p> <p>－油脂は石油に含まれません。</p> <p>－加工は製造に含まれます。</p>

事業所 管大臣	所管する事業			
国土 交通 大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管）           <ul style="list-style-type: none"> <li>●梱包※</li> <li>●上水道業</li> <li>●鉄道業</li> <li>●港湾運送関連事業</li> </ul> </li> <li>●船舶仲立（貸渡・売買・運航委託の斡旋）</li> <li>●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。）</li> <li>●サルベージ      ●海事業務（検数・検量・鑑定等）</li> <li>●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、舶用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※又はリース※</li> <li>●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナーを含み、自動車又は原動機付自転車を除く。）の製造、売買※又はリース※</li> <li>●自動車の小売※、リース※      ●自動車の整備</li> <li>●自動車ターミナル           <ul style="list-style-type: none"> <li>→自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管</li> </ul> </li> <li>●航空機の整備      ●旅行業</li> <li>●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）</li> <li>●倉庫業      ●モーターボート競走場</li> <li>●気象観測・予報等      ●自動車道事業      ●建設業      ●測量業</li> <li>●不動産業（貸事務所業含む）           <ul style="list-style-type: none"> <li>→J－R E I T（日本版不動産投資信託）は内閣総理大臣（金融庁）所管</li> </ul> </li> <li>●下水道業      ●建築設計業</li> </ul>			
環境 大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共に管）</li> <li>●温泉供給業</li> <li>●ペット・ペット用品小売業※           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管</li> </ul> </li> </ul>			

(注1) ひとつの工場等において複数の事業を行っている場合には、主たる事業を当該工場等の事業としてください。この場合、当該工場等の事業所管大臣はひとつになります。

(注2) 複数の大蔵が共管する事業を主たる事業として行う場合には、複数の事業所管大臣の全てに提出してください。

(注3) 学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

(注4) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体にかかる事業所の事業については、原則として工場等の事業の内容によって判断します。ただし、教育委員会及び都道府県警察本部については、下表の右欄に掲げる大臣を主たる事業を所管する大臣とします。

教育委員会	文部科学大臣
都道府県警察本部	内閣総理大臣（警察庁）

また、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。

国の機関 (官庁のオフィス等のエネルギー使用量)	当該機関の属する府省の長たる大臣
独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
地方公共団体	<p>●別添資料16「改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について」に従い、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者については、当該事業者の事業を所管する大臣</p> <p>●知事部局等については、該当する事業を所管する大臣（なお、該当する事業が、日本標準産業分類の細分類番号9811（都道府県機関）又は9821（市町村機関）の場合は経済産業大臣及び環境大臣）</p>

(注5) 以下の事業所管大臣が所管する事業を行っている場合には、以下の地方支分部局の長に提出するようしてください。

省 庁 名	担 当 課
財務大臣	財務局長（本社機能を有する事務所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣	地方厚生局長（本社機能を有する事務所の所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合には四国厚生支局長）
農林水産大臣	地方農政局長又は北海道農政事務所長
経済産業大臣	経済産業局長
国土交通大臣	地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長
環境大臣	地方環境事務所長
金融庁	財務局長（本社機能を有する事務所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）

- ・財務大臣（国税局長）が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が沖縄県の場合には、沖縄国税事務所長が提出先となります。
- ・財務大臣（財務局長）、農林水産大臣（地方農政局長）、経済産業大臣（経済産業局長）、国土交通大臣（地方整備局長・地方運輸局長）が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が沖縄県の場合には、内閣府沖縄総合事務局長に1通提出することとなります。

## 定期報告書の提出先について

### 3. 定期報告書の提出先一覧（各省庁）

省庁名	担当局部課	郵便番号	所在地	窓口電話番号（FAX番号）	
警察庁	長官官房 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141 (内線 2147)	(03-3581-0559)
金融庁	総務企画局 政策課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8967	東京都千代田区霞が関 3-2-1	03-3506-6000 (内線 3161)	(03-3506-6267)
総務省	大臣官房企画課	〒100-8926	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5111 (内線 5158)	(03-5253-5160)
法務省	大臣官房秘書課	〒100-8977	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3580-4111 (内線 2086)	(03-5511-7200)
外務省	国際協力局 気候変動課	〒100-8919	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-5501-8000 (内線 4361)	(03-5501-8244)
財務省 (酒類の製造、販売又は輸入は国税局、たばこ又は塩の製造又は販売は財務局)	北海道財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒060-8579	札幌市北区北 8 西 2 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311 (内線 4242)	(011-709-2196)
	東北財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒980-8436	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111 (内線 3013)	(022-217-4093)
	関東財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒330-9716	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-1111 (内線 3013)	(048-600-1247)
	北陸財務局 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒921-8508	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7860	(076-291-6226)
	東海財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒460-8521	名古屋市中区三の丸 3-3-1	052-951-1772	(052-951-0194)
	近畿財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒540-8550	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎 4 号館	06-6949-6390 (内線 3034)	(06-6941-2893)
	中国財務局 総務部 総務課 (照会先)	〒730-8520	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-221-9221 (内線 3313)	(082-502-3688)

	※提出先は各監督担当課まで			
四国財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒760-8550	高松市中野町 26-1	087-831-2131 (内線 213)	(087-862-8780)
九州財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒860-8585	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-353-6351 (内線 3014)	(096-324-0926)
福岡財務支局 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	092-411-7281 (内線 3305)	(092-477-2255)
沖縄総合事務局 財務部 財務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒900-8530	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 10 階	098-866-0091	(098-860-1152)
札幌国税局 課税第二部酒類業調整官	〒060-0042	札幌市中央区大通西 10 札幌第 2 合同庁舎	011-231-5011 (内線 4502)	
仙台国税局 課税第二部酒類業調整官	〒980-8430	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111 (内線 3411)	
関東信越国税局 課税第二部酒税課 団体企業係	〒330-9719	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-3111 (内線 2489)	
東京国税局 課税第二部酒税課 団体企業係	〒100-8102	千代田区大手町 1-3-3 大手町合同庁舎 3 号館	03-3216-6811 (内線 2752)	
金沢国税局 課税部酒税課 団体企業係	〒920-8586	金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131 (内線 2515)	
名古屋国税局 課税第二部酒税課 団体企業係	〒460-8520	名古屋市中区三の丸 3-3-2 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511 (内線 5550)	
大阪国税局 課税第二部酒税課 団体企業係	〒540-8541	大阪市中央区大手前 1-5-63 大阪合同庁舎第 3 号館	06-6941-5331 (内線 2332)	
広島国税局 課税第二部酒税課 団体企業係	〒730-8521	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 1 号館	082-221-9211 (内線 3932)	
高松国税局 課税部酒税課 団体企業係	〒760-0018	高松市天神前 2-10 高松国税総合庁舎	087-831-3111 (内線 456)	

	福岡国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒812- 8547	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合 同庁舎	092-411-0031 (内線 2217)	
	熊本国税局 課税部酒類業調整 官	〒860- 8603	熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号熊本 地方合同庁舎 B 棟	096-354-6171 (内線 6199)	
	沖縄国税事務所 酒類業務調整官	〒900- 8554	那覇市旭町 9 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601 (内線 425)	
文部科 学省	大臣官房 文教施設企画・防 災部 施設企画課	〒100- 8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111 (内線 3696)	(03-6734- 3690)
厚生労 働省	北海道厚生局 健康福祉課	〒060- 0808	札幌市北区北 8 西 2 -1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2303 (健康福祉課)	(011-709- 2705)
	東北厚生局 健康福祉課	〒980- 8426	仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院入 口エレベーター 13 階	022-726-9261 (健康福祉課)	(022-380- 6022)
	関東信越厚生局 健康福祉課健康係	〒330- 9713	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま 新都心合同庁舎 1 号館 7 階	048-740-0734 (健康福祉課健 康係)	(048-601- 1332)
	東海北陸厚生局 健康福祉課	〒461- 0011	名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同 庁舎第 3 号館	052-959-2061 (健康福祉課)	(052-971- 8841)
	近畿厚生局 健康福祉課	〒540- 0011	大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 7 階	06-4791-7311 (健康福祉課)	(06-4791- 7352)
	中国四国厚生局 総務課	〒730- 0017	広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク 生命ビル 2F	082-223-8264 (健康福祉課)	(082-223- 6489)
	四国厚生支局総務 課	〒760- 0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポー ト合同庁舎	087-851-9565 (総務課)	(087-822- 6299)
	九州厚生局 健康福祉課	〒812- 0013	福岡市博多区博多駅東 2-10-7	092-432-6781 (健康福祉課)	(092-474- 2244)
農林水 産省	北海道農政事務所 生産経営産業部事 業支援課	〒064- 8518	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ南 22 条ビル	011-330-8810 (直通)	(011-520- 3063)
	東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒980- 0014	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111 (内線 4097)	(022-722- 7378)
	関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒330- 9722	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま 新都心合同庁舎 2 号館	048-600-0600 (内線 3881)	(048-740- 0081)
	北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒920- 8566	金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-263-2161 (内線 3988)	(076-232- 4178)
	東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒460- 8516	名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-746-6430 (直通)	(052-201- 1703)
	近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒602- 8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁 子風呂町京都農林水産総合庁舎	075-451-9161 (内線 2745)	(075-414- 7345)
	中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒700- 8532	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合 同庁舎	086-224-4511 (内線 2691)	(086-224- 7713)

	九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課	〒860-8527	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-9111 (内線 4363)	(096-211-9825)
	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部食品産業課	〒900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1673 (直通)	(098-860-1179)
国土交通省	総合政策局 環境政策課（本省）	〒100-8918	千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111 (内線 24412)	
	東北地方整備局	〒980-8602	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟	022-225-2171 (大代表)	
	関東地方整備局	〒330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-601-3151	
				建設業：建設産業第一課 (内線 6156)	(048-600-1921)
				不動産業：建設産業第二課 (内線 6670)	(048-600-1921)
				下水道：都市整備課 (内線 6177)	(048-600-1922)
	北陸地方整備局	〒950-8801	新潟市中央区美咲町 1-1-1	025-280-8880	
				下水道：都市住宅整備課下水道係 025-280-8755	
				建設業・不動産業：計画建設産業課 025-280-8755	
	中部地方整備局	〒460-8514	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-953-8119 (代表)	
	近畿地方整備局	〒540-8586	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	06-6942-1141 (代表)	
				建設業：建設産業課 (内線 6145)	(06-6942-3913)
				不動産業：建設産業課 (内線 6148)	(06-6942-3913)
				下水道：都市整備課 (内線 6177)	(06-4790-6936)
	中国地方整備局	〒730-8530	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	082-221-9231 (代表)	
	四国地方整備局	〒760-8554	高松市サンポート 3-33	087-851-8061 (代表)	
	九州地方整備局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎	092-471-6331 (代表)	
	内閣府沖縄総合事務局	〒900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1901 (管理課)	

	開発建設部			
北海道開発局	〒060-8511	札幌市北区北 8 西 2 第 1 合同庁舎	011-709-2311 (代表)	
北海道運輸局	〒060-0042	札幌市中央区大通西 10 札幌第 2 合同 庁舎	011-290-2726	
東北運輸局	〒983-8537	仙台市宮城野区鉄砲町 1	022-791-7508	
関東運輸局	〒231-8433	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同 庁舎	045-211-7210 (環境課)	
北陸信越運輸局	〒950-8537	新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-9152 (環境課)	
中部運輸局	〒460-8528	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋同庁 舎第 1 号館	052-952-8007	
近畿運輸局	〒540-8558	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合庁 舎第 4 号館	06-6949-6410 (環境課)	
神戸運輸管理部	〒650-0042	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	078-321-3145	
中国運輸局	〒730-8544	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁 舎 4 号館	082-228-3496	
四国運輸局	〒760-0019	高松市サンポート 3 番 33 号 サンポ ート合同庁舎南館	087-802-6726	
九州運輸局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-3154	
内閣府沖縄総合事 務局 運輸部	〒900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1812	
東京航空局	〒102-0074	千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同 庁舎	03-5275-9292	
大阪航空局	〒540-8559	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同 庁舎第 4 号館	06-6949-6211	
環境省	○地方公共団体(日本標準産業分類 細分類番号 9811 (都道府県機関) 又は 9821 (市町村機関))			
	北海道地方環境事 務所 環境対策課	〒060-0808	札幌市北区北 8 西 2 札幌第 1 合同庁 舎	011-299-1952 (直通)
	東北地方環境事務 所 環境対策課	〒980-0014	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	022-722-2873 (直通)
	関東地方環境事務 所 環境対策課	〒330-9720	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま 新都心合同庁舎 6 階	048-600-0815 (直通)
	関東地方環境事務 所 新潟事務所	〒950-0954	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合 同庁舎 2 号館 7 階	025-280-9560 (代表)
	中部地方環境事務 所 環境対策課	〒460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2134 (直通)
	近畿地方環境事務 所 環境対策課	〒540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31	06-4792-0703 (直通)

	中国四国地方環境事務所 環境対策課	〒700-0907	岡山市北区下石井 1-4-1	086-223-1581 (直通)	
	中国四国地方環境事務所 広島事務所	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館	082-511-0006 (代表)	
	中国四国地方環境事務所四国事務所	〒760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2階	087-811-7240 (代表)	
	九州地方環境事務所 環境対策課	〒860-0047	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B棟 4階	096-322-2411 (直通)	
○その他					
	北海道地方環境事務所資源循環課	〒060-0808	札幌市北区北 8 西 2 札幌第 1 合同庁舎	011-299-3738 (直通)	
	東北地方環境事務所資源循環課	〒980-0014	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	022-722-2871 (直通)	
	関東地方環境事務所資源循環課	〒330-9720	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 6階	048-600-0814 (直通)	
	関東地方環境事務所新潟事務所	〒950-0954	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館 7階	025-280-9560 (代表)	
	中部地方環境事務所資源循環課	〒460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2132 (直通)	
	近畿地方環境事務所 資源循環課	〒540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31	06-4792-0702 (直通)	
	中国四国地方環境事務所 資源循環課	〒700-0907	岡山市北区下石井 1-4-1	086-223-1584 (直通)	
	中国四国地方環境事務所 広島事務所	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館	082-511-0006 (代表)	
	中国四国地方環境事務所 四国事務所	〒760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2階	087-811-7240 (代表)	
	九州地方環境事務所 資源循環課	〒860-0047	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B棟 4階	096-322-2410 (直通)	
防衛省	大臣官房 文書課 環境対策室	〒162-8801	新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111 (内線 20904)	(03-5229-2134)

**都市ガス供給事業者（旧一般ガス事業者）の供給熱量一覧**  
**(2023年3月31日時点)**

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (換算係数)	ガスグループ
釧路ガス株式会社	釧路市、釧路郡釧路町	45	13A
旭川ガス株式会社	旭川市、江別市、上川郡東神楽町	45	13A
滝川ガス株式会社	滝川市	100.4652	LPG
美唄ガス株式会社	美唄市	100.4652	LPG
岩見沢ガス株式会社	岩見沢市	44	13A
帯広ガス株式会社	帯広市	45	13A
苫小牧ガス株式会社	苫小牧市	45	13A
室蘭ガス株式会社	室蘭市、登別市	45	13A
北海道ガス株式会社	札幌市、千歳市、小樽市、函館市、 北見市、石狩市、北広島市、恵庭市、 北斗市	45	13A
長万部町	山越郡長万部町	62	13A
青森ガス株式会社	青森市	45	13A
五所川原ガス株式会社	五所川原市	62.79075	13A
弘前ガス株式会社	弘前市	45	13A
十和田ガス株式会社	十和田市	45	13A
八戸ガス株式会社	八戸市	45	13A
黒石ガス株式会社	黒石市	100.4652	LPG
盛岡ガス株式会社	盛岡市、滝沢市、紫波郡矢巾町	45	13A
花巻ガス株式会社	花巻市	45	13A
水沢ガス株式会社	奥州市	45	13A
一関ガス株式会社	一関市	62.8	13A
釜石ガス株式会社	釜石市	45	13A
東部ガス株式会社	秋田市	46.04655	13A
	郡山市、本宮市、いわき市 水戸市、笠間市、土浦市、かすみが うら市、石岡市、小美玉市、守谷市、 つくばみらい市、常総市、東茨城郡茨 城町、稻敷郡阿見町	45	13A
のしろエネルギーサービス株式会 社	能代市	50	13A
男鹿市	男鹿市、南秋田郡大潟村	50.2326	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (換算係数)	ガスグループ
にかほガス	にかほ市	46	13A
由利本荘市	由利本荘市	46.04655	13A
酒田天然ガス株式会社	酒田市	46	13A
鶴岡ガス株式会社	鶴岡市	46	13A
新庄都市ガス株式会社	新庄市	62.7	13A
寒河江ガス株式会社	寒河江市	62.7	13A
山形ガス株式会社	山形市、上山市	46	13A
庄内中部ガス株式会社	鶴岡市、東田川郡三川町	41.8605	12A
庄内町企業課	酒田市、東田川郡庄内町、東田川郡三川町	41.8605	12A
気仙沼市ガス水道部	気仙沼市	46	13A
古川ガス株式会社	大崎市	45	13A
石巻ガス株式会社	石巻市	45	13A
仙台市ガス局	仙台市、多賀城市、名取市、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町、黒川郡大衡村	45	13A
塩釜ガス株式会社	塩竈市、多賀城市、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町	45	13A
福島ガス株式会社	福島市、伊達市	46	13A
若松ガス株式会社	会津若松市	46	13A
相馬ガス株式会社	南相馬市	62.7	13A
東北ガス株式会社	白河市、西白河郡西郷村	45	13A
常磐都市ガス株式会社	いわき市	38	12A
常磐共同ガス株式会社	いわき市 ※平成 27 年 6 月にいわきガスを統合	45	13A
仙南ガス株式会社	名取市	44.37213	13A
新発田ガス株式会社	新発田市、胎内市、阿賀野市、村上市、新潟市、北蒲原郡聖籠町	41.8605、42、43.4	13A
越後天然ガス株式会社	新潟市、五泉市	43.3	13A
北陸ガス株式会社	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、南蒲原郡田上町、刈羽郡刈羽村	45、43、43.9535、43.1	13A
蒲原ガス株式会社	新潟市、燕市、西蒲原郡弥彦村	43.12	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (換算係数)	ガスグループ
小千谷市ガス水道局	小千谷市	43.9535	13A
魚沼市ガス水道局	魚沼市	43.9535、44.10	13A
上越市ガス水道局	上越市	45	13A
妙高グリーンエナジー	妙高市	45	13A
糸魚川市ガス水道局	糸魚川市	45	13A
白根ガス株式会社	新潟市、燕市	43.3	12A、13A
栄ガス消費生活協同組合	三条市	43.3	13A
佐渡ガス株式会社	佐渡市	62	13A
栃木ガス株式会社	栃木市	45	13A
鬼怒川ガス株式会社	日光市	100.4652	LPG
北日本ガス株式会社	小山市、下野市、鹿沼市、結城市	45	13A
足利ガス株式会社	足利市 太田市	45	13A
佐野ガス株式会社	佐野市	45	13A
東部液化石油株式会社	佐野市	45	13A
東日本ガス株式会社	我孫子市、柏市、印西市、印旛郡栄町	45、62.8	13A
	取手市、守谷市、つくばみらい市	45	13A
沼田ガス株式会社	沼田市	45	13A
渋川ガス株式会社	渋川市	46	13A
桐生ガス株式会社	桐生市、みどり市、太田市、伊勢崎市	45	13A
館林ガス株式会社	館林市	45	13A
伊勢崎ガス株式会社	伊勢崎市	45	13A
太田都市ガス株式会社	太田市、邑楽郡大泉町	45	13A
本庄ガス株式会社	本庄市、児玉郡上里町、児玉郡美里町、児玉郡神川町、深谷市	45	13A
幸手都市ガス株式会社	幸手市、久喜市、北葛飾郡杉戸町	45	13A
坂戸ガス株式会社	坂戸市、鶴ヶ島市、川越市、比企郡鳩山町	45	13A
入間ガス株式会社	入間市、飯能市、狭山市	45	13A
東彩ガス株式会社	春日部市、越谷市、さいたま市、吉川市、蓮田市、久喜市、加須市、三郷市、草加市、北本市、桶川市、鴻巣市、白岡市、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡松伏町、北葛飾郡杉戸町、北足立郡伊奈町、猿島郡五霞町	45	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (換算係数)	ガスグループ
武州ガス株式会社	川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、鶴ヶ島市、日高市、飯能市、東松山市、熊谷市、深谷市、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡小川町、比企郡嵐山町、比企郡ときがわ町、入間郡毛呂山町、大里郡寄居町	45	13A
鶩宮ガス株式会社	久喜市、加須市	45	13A
日高都市ガス株式会社	日高市	45	13A
武蔵野ガス株式会社	入間郡毛呂山町	45	13A
秩父ガス株式会社	秩父市	46	13A
埼玉ガス株式会社	深谷市	45	13A
西武ガス株式会社	飯能市、日高市	45	13A
松栄ガス株式会社	東松山市、比企郡滑川町	45	13A
伊奈都市ガス株式会社	北足立郡伊奈町	45	13A
大東ガス株式会社	朝霞市、志木市、富士見市、新座市、所沢市、川口市、入間市、入間郡三芳町 日野市 座間市	45	13A
角栄ガス株式会社	川越市、坂戸市 佐倉市	45	13A
堀川産業株式会社	白岡市、蓮田市 富岡市、邑楽郡板倉町 宇都宮市	45	13A
大多喜ガス株式会社	茂原市、山武市、市原市、千葉市、八千代市、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、夷隅郡大多喜町	39、45	12A、13A
野田ガス株式会社	野田市、流山市	45	13A
銚子ガス株式会社	銚子市	62.79075	13A
総武ガス株式会社	旭市	41.8605	12A
日本ガス株式会社 (本社:東京都渋谷区)	我孫子市、富里市、成田市 真岡市 蓮田市、白岡市 相模原市、川崎市	45	13A
東金市経済環境部ガス課	東金市	38.51166	12A
九十九里町ガス課	山武郡九十九里町	38.51166	12A
大網白里市ガス事業課	大網白里市	38.51166	12A
房州ガス株式会社	館山市	62.79075	13A
白子町ガス事業所	長生郡白子町	38.51166	12A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (換算係数)	ガスグループ
習志野市企業局	習志野市、船橋市	45	13A
京葉ガス株式会社	市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市、船橋市、柏市、流山市、白井市、習志野市、我孫子市	45	13A
京和ガス株式会社	流山市、柏市	45	13A
長南町ガス課	長生郡長南町、長生郡睦沢町	38.51166	12A
東京ガス株式会社	東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市、武藏村山市 横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、足柄上郡中井町、足柄上郡開成町 千葉市、木更津市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、佐倉市、印西市、白井市、成田市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、山武郡芝山町、香取郡多古町 さいたま市、川口市、所沢市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、白岡市、熊谷市、行田市、深谷市、鴻巣市、羽生市、北足立郡伊奈町 前橋市、高崎市、藤岡市、渋川市、邑楽郡千代田町、邑楽郡邑楽町、邑楽郡明和町、北群馬郡吉岡町、佐波郡玉村町 宇都宮市、真岡市、河内郡上三川町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、下都賀郡壬生町 日立市、古河市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、つくばみらい市、稲敷市、北相馬郡利根町、稲敷郡阿見町、稲敷郡美浦村	45	13A
昭島ガス株式会社	昭島市、立川市、福生市	45	13A
青梅ガス株式会社	青梅市	45	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (換算係数)	ガスグループ
武陽ガス株式会社	福生市、羽村市、あきる野市、武藏村山市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町	45	13A
長野都市ガス株式会社	中野市、須坂市、長野市、千曲市、上田市、東御市、小諸市、佐久市、下高井郡山ノ内町、上高井郡小布施町、北佐久郡御代田町	45	13A
株式会社エナキス	塩尻市	45	13A
大町ガス株式会社	大町市	62	13A
上田ガス株式会社	上田市、東御市	45	13A
松本ガス株式会社	松本市、塩尻市	45	13A
諏訪ガス株式会社	諏訪市、岡谷市、茅野市、諏訪郡下諏訪町	45	13A
信州ガス株式会社	飯田市	62	13A
厚木ガス株式会社	厚木市、伊勢原市、平塚市、愛甲郡愛川町	45	13A
秦野ガス株式会社	秦野市、伊勢原市、平塚市	45	13A
小田原ガス株式会社	小田原市、南足柄市、足柄下郡箱根町、足柄上郡大井町、足柄上郡開成町、中郡二宮町	45	13A
湯河原ガス株式会社	足柄下郡湯河原町 熱海市	45	13A
東京ガス山梨株式会社	甲府市、中央市、甲斐市、南アルプス市、中巨摩郡昭和町	45	13A
吉田ガス株式会社	富士吉田市、南都留郡富士河口湖町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村	45	13A
熱海ガス株式会社	熱海市	45	13A
伊東ガス株式会社	伊東市	46	13A
下田ガス株式会社	下田市	62	13A
御殿場ガス株式会社	御殿場市	45	13A
静岡ガス株式会社	静岡市、沼津市、三島市、裾野市、富士市、富士宮市、袋井市、御殿場市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、田方郡函南町	45	13A
島田ガス株式会社	島田市	45	13A
中遠ガス株式会社	掛川市	45	13A
袋井ガス株式会社	袋井市	45	13A
東海ガス株式会社	焼津市、藤枝市、島田市	45	13A
フジオックス株式会社	越谷市	45	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (換算係数)	ガスグループ
サーラエナジー株式会社	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市 浜松市、湖西市、磐田市	45	13A
東邦ガス株式会社	名古屋市、日進市、長久手市、豊明市、岡崎市、蒲郡市、豊川市、豊田市、みよし市、東海市、知多市、大府市、半田市、高浜市、常滑市、刈谷市、知立市、碧南市、安城市、西尾市、小牧市、犬山市、江南市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、一宮市、岩倉市、稻沢市、北名古屋市、清須市、愛西市、津島市、あま市、弥富市、西春日井郡豊山町、愛知郡東郷町、額田郡幸田町、知多郡武豊町、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、知多郡美浜町、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村  可児市、多治見市、土岐市、岐阜市、瑞穂市、大垣市、羽島市、本巣市、山県市、各務原市、美濃加茂市、羽島郡笠松町、羽島郡岐南町、本巣郡北方町、揖斐郡大野町、可児郡御嵩町、安八郡安八町 四日市市、桑名市、いなべ市、亀山市、鈴鹿市、津市、伊勢市、松阪市、桑名郡木曽岬町、三重郡川越町、三重郡朝日町、員弁郡東員町	45	13A
犬山ガス株式会社	犬山市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町	45	13A
津島ガス株式会社	津島市、愛西市	45	13A
上野都市ガス株式会社	伊賀市	46.04655	13A
名張近鉄ガス株式会社	名張市	45	13A
大垣ガス株式会社	大垣市、安八郡神戸町	45	13A
日本海ガス株式会社	富山市、射水市、高岡市	45	13A
高岡ガス株式会社	高岡市	45	13A
金沢エナジー	金沢市	46	13A
小松ガス株式会社	小松市	46	13A
福井都市ガス株式会社	福井市	46	13A
越前エネライン株式会社	越前市	45	13A
敦賀ガス株式会社	敦賀市	45	13A
丹後ガス株式会社	舞鶴市	45	13A
福知山都市ガス株式会社	福知山市	45	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (換算係数)	ガスグループ
株式会社長田野ガスセンター	福知山市	45	13A
大津市企業局	大津市	45	13A
大和ガス株式会社	大和高田市、橿原市、葛城市、御所市、櫻井市、香芝市、北葛城郡広陵町、高市郡明日香村	45	13A
五条ガス株式会社	五條市	45	13A
桜井ガス株式会社	桜井市	45	13A
新宮ガス株式会社	新宮市	46	13A
大阪ガス株式会社	<p>大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、南河内郡河南町</p> <p>京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、相楽郡精華町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町</p> <p>神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、加東市、たつの市、小野市、赤穂市、川辺郡猪名川町、加古郡稻美町、加古郡播磨町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町</p> <p>奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、生駒市、香芝市、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡田原本町、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町</p> <p>大津市、近江八幡市、彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、蒲生郡竜王町、蒲生郡日野町、愛知郡愛荘町、犬上郡多賀町、犬上郡甲良町</p> <p>和歌山市、海南市、岩出市 備前市</p>	45	13A

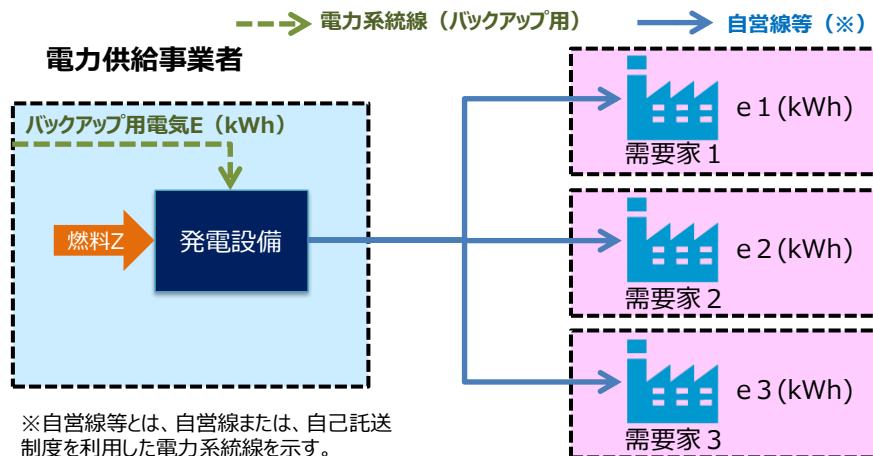
事業者名	地域	標準熱量(GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (換算係数)	ガスグループ
河内長野ガス株式会社	河内長野市、大阪狭山市	45	13A
篠山都市ガス株式会社	丹波篠山市	45	13A
伊丹産業株式会社	西脇市、神戸市	45	13A
洲本ガス株式会社	洲本市	45	13A
豊岡エネルギー株式会社	豊岡市	45	13A
甲賀協同ガス株式会社	甲賀市	45	13A
株式会社大武	香芝市	45	13A
津山ガス株式会社	津山市	46	13A
岡山ガス株式会社	岡山市、倉敷市、赤磐市、玉野市、 総社市、都窪郡早島町	45、46	13A
水島ガス株式会社	倉敷市	46	13A
福山ガス株式会社	福山市 笠岡市、浅口郡里庄町	45	13A
因の島ガス株式会社	尾道市	46	13A
広島ガス株式会社	広島市、廿日市市、呉市、尾道市、 三原市、東広島市、福山市、安芸郡 府中町、安芸郡海田町、安芸郡坂町	45	13A
鳥取ガス株式会社	鳥取市	46.04655	13A
米子ガス株式会社	米子市	46.04655	13A
松江市ガス局	松江市	46	13A
出雲ガス株式会社	出雲市	46	13A
浜田ガス株式会社	浜田市	46	13A
山口合同ガス株式会社	下関市、山陽小野田市、宇部市、山 口市、防府市、周南市、下松市、光市	46	13A
四国ガス株式会社	今治市、松山市、宇和島市、伊予郡 松前町 高松市、坂出市、丸亀市、善通寺 市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡多度 津町、仲多度郡琴平町 高知市 徳島市	46	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (換算係数)	ガスグループ
西部ガス株式会社	福岡市、春日市、大野城市、那珂川市、宮若市、糸島市、古賀市、北九州市、福津市、宗像市、中間市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町、糟屋郡志免町、京都郡苅田町、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡岡垣町	45	13A
	熊本市、合志市、菊池郡菊陽町、菊池郡大津町、上益城郡益城町、上益城郡嘉島町、上益城郡御船町 長崎市、佐世保市、島原市、西彼杵郡時津町、西彼杵郡長与町	46	13A
西日本ガス株式会社	柳川市、八女市	62.8	13A
大牟田ガス株式会社	大牟田市 荒尾市	46	13A
直方ガス株式会社	直方市	44.79	13A
飯塚ガス株式会社	飯塚市	46	13A
筑紫ガス株式会社	筑紫野市、太宰府市、小郡市、朝倉郡筑前町 三養基郡基山町	45	13A
高松ガス株式会社	遠賀郡水巻町	45	13A
久留米ガス株式会社	久留米市	45	13A
唐津ガス株式会社	唐津市	46.04655	13A
佐賀ガス株式会社	佐賀市	45	13A
伊万里ガス株式会社	伊万里市	46.04655	13A
鳥栖ガス株式会社	鳥栖市、三養基郡基山町	45	13A
株式会社エコア	中津市	46.04655	13A
大分ガス株式会社	大分市、別府市、由布市	46.04655	13A
九州ガス株式会社	諫早市、大村市、雲仙市	46.04655、62.8	13A
	八代市	46.04655	13A
第一ガス株式会社	長崎市	62.8	13A
天草ガス株式会社	天草市	62.8	13A
山鹿都市ガス株式会社	山鹿市	62.8	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千Nm <sup>3</sup> ) (換算係数)	ガスグループ
宮崎ガス株式会社	宮崎市、延岡市、都城市、北諸県郡 三股町	46.04655	13A
日本ガス株式会社 (本社:鹿児島県鹿児島市)	鹿児島市	46.04655	13A
阿久根ガス株式会社	阿久根市	46	13A
南日本ガス株式会社	薩摩川内市、霧島市	62.79	13A
加治木ガス株式会社	姶良市	46.04655	13A
国分隼人ガス株式会社	霧島市	46.04655	13A
出水ガス株式会社	出水市	46.04655	13A
南海ガス株式会社	奄美市	62.8	13A
沖縄ガス株式会社	那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾 市、島尻郡南風原町、中頭郡西原 町、中頭郡中城村	43.5	13A

## 自営線または自己託送制度を用いて供給された電気の評価方法について

### ■一般的な発電設備の場合（基本事例）



### <需要家1の事例>

#### 1) 発電設備から供給された電気の換算係数【A】

全需要家の電気使用量の合計（系統からの買電除く）と発電設備に投入した燃料使用量から当該発電設備の電気の換算係数を算出し、上記以外の買電に換算係数を計上します。

$$\cdot \text{【A】換算係数 (GJ/千 kWh)} = Z / (\sum e - E)$$

#### 2) 電力系統線を経由して供給された電気（バックアップ用）

昼間買電と夜間買電に分けて需要家の電力使用量に応じて案分した値を使用量として計上します。

$$\cdot \text{【B】電力系統線を経由した買電(昼) = 系統買電E(昼) \times e1(昼) / \sum e(昼)}$$

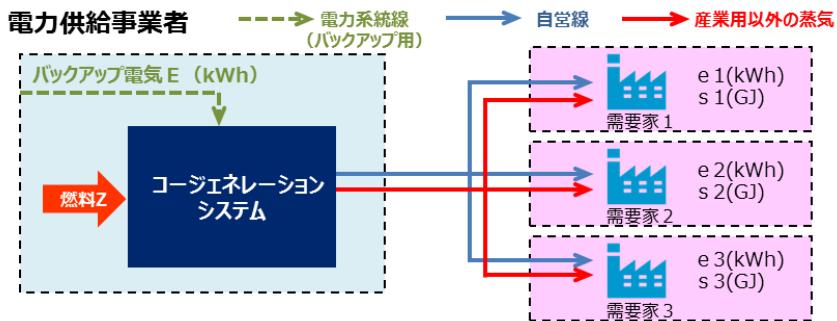
$$\cdot \text{【C】電力系統線を経由した買電(夜) = 系統買電E(夜) \times e1(夜) / \sum e(夜)}$$

備考1 :  $\sum e = e1 + e2 + e3$

特定（指定）－第2表

エネルギーの種類		単位	使用量	換算係数
電気事業者	昼間買電	千 kWh	【B】	9.97 (GJ/千 kWh)
	夜間買電	千 kWh	【C】	9.28 (GJ/千 kWh)
その他	上記以外の買電	千 kWh	$e1 - \text{【B】} - \text{【C】}$	【A】

## ■コーチェネレーションシステムの場合（基本事例）



### <需要家1の事例>

#### 1) コージェネレーションシステムから供給された電気の換算係数【A】

全需要家の使用した電気、蒸気を省エネ法で規定されている一次エネルギー換算係数※を用いて熱量換算し、その熱量割合に応じて燃料使用量を案分することで発電に使用した燃料使用量を算出します。この値を用いてコーチェネレーションシステムから供給された電気の換算係数を算出します。

※電気：9.76 GJ/千 kWh 産業用以外の蒸気：1.36GJ/GJ

##### ① 発電に使用した燃料使用量

$$\cdot Z_{\text{電気}} = Z \times \frac{(\sum e - E) \times 9.76}{(\sum e - E) \times 9.76 + (\sum s \times 1.36)}$$

##### ② コージェネレーションシステムから供給された電気の換算係数【A】

$$\cdot [\text{A}] \text{ 換算係数 (GJ/千 kWh)} = Z_{\text{電気}} / (\sum e - E)$$

$$\text{備考 1} : \sum e = e_1 + e_2 + e_3 \quad \sum s = s_1 + s_2 + s_3$$

備考 2：産業用蒸気、冷温水についても同様に省令で規定された換算係数を用いて計算します。

#### 2) 電力系統線を経由して供給された電気（バックアップ用）

昼間買電と夜間買電に分けて需要家の電力使用量に応じて案分します。

$$\cdot [\text{B}] \text{ 電力系統線を経由した買電(昼)} = \text{系統買電} E_{\text{(昼)}} \times e_1(\text{昼}) / \sum e_{\text{(昼)}}$$

$$\cdot [\text{C}] \text{ 電力系統線を経由した買電(夜)} = \text{系統買電} E_{\text{(夜)}} \times e_1(\text{夜}) / \sum e_{\text{(夜)}}$$

#### 3) 蒸気の換算係数【D】

全需要家の使用した電気、蒸気を省エネ法で規定されている一次エネルギー換算係数※を用いて熱量換算し、その熱量割合に応じて燃料使用量を案分することで蒸気に使用した燃料使用量を算出します。この値を用いてコーチェネレーションシステムから供給された蒸気の換算係数を算出します。

※電気：9.76GJ/千 kWh 産業用以外の蒸気：1.36GJ/GJ

##### ①蒸気に使用した燃料使用量

$$\cdot Z_{\text{蒸気}} = Z \times \frac{(\sum s \times 1.36)}{(\sum e - E) \times 9.76 + (\sum s \times 1.36)}$$

##### ③ コージェネレーションシステムから供給された蒸気の換算係数【D】

$$\cdot [\text{D}] \text{ 換算係数 (GJ/GJ)} = Z_{\text{蒸気}} / \sum s$$

$$\text{備考 1} : \sum e = e_1 + e_2 + e_3 \quad \sum s = s_1 + s_2 + s_3$$

備考 2：産業用蒸気、冷温水についても同様に省令で規定された換算係数を用いて計算します。

特定（指定）－第2表

エネルギーの種類		単位	使用量	換算係数
燃料及び熱	産業用以外の蒸気	GJ	s 1	【D】
	温水	GJ		
電気事業者	昼間買電	千 kWh	【B】	9.97 (GJ/千kWh)
	夜間買電	千 kWh	【C】	9.28 (GJ/千kWh)
その他	上記以外の買電	千 kWh	e1 - 【B】 - 【C】	【A】

## 未利用熱に関する覚書

株式会社●●●●●●●（以下甲と呼ぶ）が株式会社▲▲▲▲▲▲（以下乙と呼ぶ）に対して供給する熱は、未利用熱の定義を満たすことについて確認及び合意をしたので、ここに覚書を作成する。

### 記

(甲が未利用熱を供給する工場等	: その工場等の名称及び工場等がある所在等)
(乙が未利用熱の供給を受ける工場等	: その工場等の名称及び工場等がある所在等)
(対象となる未利用熱の情報)	
【記載例】	
甲が保有する石油製油所の石油精製の過程で生じる廃熱を、隣接する丙が所有する工場まで 3 km の配管で輸送し、ボイラー給水の加温に活用。	
未利用熱を購入した年度 : ●●年度	
未利用熱の購入量 : ●●G J	
未利用熱の換算係数 : ●●G J / G J	

### ※未利用熱の定義

本制度の対象となる未利用熱は、『他事業者へ提供しなければ、省エネ法判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず廃棄することが見込まれる熱』をいう。

以上、上記条件を満たすことについての確認及び合意成立の証として、本覚書 2 通を作成し、甲乙各々記名・捺印の上、各 1 通保有する。

平成●●年●月●日

甲

住所  
氏名

印

乙

住所  
氏名

印

(参考：作成例)

年 月 日

法人名  
 代表者の役職  
 代表者の氏名

## 非化石燃料の熱量換算係数の根拠となる資料

燃料の種類	廃プラスチック
熱量換算係数	○○ GJ/t
使用した測定方法等	JIS M 8814 : 2003（石炭類及びコークス類 ボンブ熱量計による総発熱量の測定方法及び真発熱量の計算方法）に準拠した方法
熱量換算係数の算出方法	<p>複数の調達先で性状が異なる可能性があることから、加重平均とした。</p> <p>測定結果（高位発熱量） A1、A2、A3、A4、… MJ/kg      使用量 X1、X2、X3、X4、… kg</p> $\frac{(A1 \times X1 + A2 \times X2 + A3 \times X3 + A4 \times X4 + \dots)}{\sum X_i} = ○○ \text{ GJ/t}$

燃料の種類	廃油
熱量換算係数	○○ GJ/t
使用した測定方法等	ボンベ型熱量計（○○○（メーカー名）、XX-XXX（型番））
熱量換算係数の算出方法	<p>複数の種類の再生油を使用したため、高位発熱量を実測しその値と使用量の加重平均値を使用した。</p> <p>測定結果（高位発熱量） A1、A2、A3、A4、… MJ/kg      使用量 X1、X2、X3、X4、… kg</p> $\frac{(A1 \times X1 + A2 \times X2 + A3 \times X3 + A4 \times X4 + \dots)}{\sum X_i} = ○○ \text{ GJ/t}$

燃料の種類	廃タイヤ
熱量換算係数	○○ GJ/t

使用した測定方法等	添付仕様書のとおり
熱量換算係数の算出方法	燃料として使用したタイヤチップは添付の仕様書に基づき購入したため、仕様書に記載された高位発熱量を用いた。 ○○ GJ/t

## 自然界に存する熱等の測定方法について

### 太陽熱・地熱・温泉熱・雪氷熱について

**太陽熱・地熱・温泉熱・雪氷熱については、非化石エネルギーに定義されるため、報告の義務がかかります。**

当該熱の使用量については、原則として、以下の A 又は B に該当するものを報告しなければならないこととします。

- A) 他者から供給された熱を使用する場合には、購買量に供給された熱の形態に応じて以下の表の係数を乗じた熱量

産業用蒸気	1. 17
産業用以外の蒸気	1. 19
温水	1. 19
冷水	1. 19

- B) 事業所内において施設又は設備によって集約した熱<sup>\*1</sup>を使用する場合には、計量法に基づく検定済み積算熱量計又は検定済み積算熱量計に準じた積算熱量計（検定済み積算熱量計を生産しているメーカーによる品質保証書が付いているもの等）を使用し、指示値を適切に読み取った値

なお、太陽熱については、「建築用簡易計算ツール<sup>\*2</sup>」を用いて推計した数値を報告することができます。当該ツールを使用する際には、下記の通り太陽熱利用機器について設置場所、集熱器型式、集熱面積、傾斜角、方位角、年間給湯日数（給湯の場合）、について入力した際に「年間太陽熱利用量」に表示される数値（kWh）に（3.6 × 1/1000）を乗じた数値（GJ）を報告してください。

ただし、温泉熱を集熱して暖房に使用している場合や、氷室を備えて野菜の冷蔵に使用している場合等、技術的・経済的に測定が困難であると認められる場合には、報告義務対象から除外することとします。

- ※1 熱交換器またはヒートポンプ等の設備によって集約した熱とし、例えば以下のように設備を用いずに利用している場合には除外することとします。

ア 温泉水を熱交換せずに供給している場合

イ 日射取得のように設備を使用せずにそのまま太陽熱を利用している場合

- ※2 建築用簡易計算ツールは、ソーラーシステム振興協会のホームページからダウンロードください。

<https://www.ssda.or.jp/sales/keisan/>

太陽熱給湯器の推計に当たっては「太陽熱給湯の簡易計算 10 地点.xls」、太陽熱空調器の推計に当たっては「太陽熱空調の簡易計算 9 地点.xls」を使用してください。

### 海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱、工場排水熱及び下水熱等について

**海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱、工場排水熱及び下水熱等（以下「海水熱等」という。）については、エネルギーには定義されないため、報告の義務はかかりません。**

他方、これらの熱を使用した場合<sup>\*1</sup>、以下の A 又は B に該当した上で C にも該当するものののみ、特定—第9表「3 非化石エネルギーへの転換に関する事項」欄に記載することができます<sup>\*2</sup>。

- A) 他者から供給された熱を使用する場合には、購買量
- B) 事業所内において施設又は設備によって集約した熱を使用する場合には、計量法に基づく検定済み積算熱量計又は検定済み積算熱量計に準じた積算熱量計（検定済み積算熱量計を生産しているメーカーによる品質保証書が付いているもの等）を使用し、指示値を適切に読み取った値<sup>\*3</sup>
- C) 一定の工夫をしたと認められる施設又は設備<sup>\*4</sup>を使用して当該熱を使用する場合

- ※1 ヒートポンプ等の施設又は設備によって使用した冷熱については、国内において適切な測定方法が定まっていないため、報告可能とする対象からは除外することとします。

※2 A又はB及びCに該当し、特定—第9表「3 非化石エネルギーへの転換に関する事項」欄に記載する場合であっても、当該熱が「非化石エネルギー」に該当するわけではありません（非化石エネルギー比率の計算等において算入不可）。なお、海水熱等を使用していてA～Cに該当しない場合であっても、特定—第9表「1 エネルギーの使用の合理化に関する事項」欄には記載することができます。

※3 どのような方法で測定したかについても報告してください。なお、ヒートポンプを使用する場合は、以下のいずれかの方法で熱量を測定することとします。

ア ヒートポンプ熱源の採熱量を測定する。

イ ヒートポンプによる供給熱量と機器稼働に要するエネルギー量（ヒートポンプ本体や熱源からヒートポンプまでの熱媒体の搬送に用いるポンプ等の駆動に要する電気消費量及び燃料消費量）を測定し、供給熱量から機器稼働に要するエネルギー量を控除する。

ウ ヒートポンプによる供給熱量または機器稼働に要するエネルギー量を測定し、期間エネルギー消費効率から採熱量を推計する。

$$\text{採熱量} = \text{機器稼働に要するエネルギー量} \times (\text{期間エネルギー消費効率} - 1)$$

$$\text{採熱量} = \text{供給熱量} \times (1 - 1/\text{期間エネルギー消費効率})$$

なお、ヒートポンプに附属する機能・サービスによって、機器稼働に要するエネルギー量を把握できる場合はそれを使用することができます。また、期間エネルギー消費効率は、年間供給熱量を機器稼働に要する年間エネルギー量で除した期間平均の成績係数とし、機器のカタログ等から設定できます。これらについては、どのような方法で測定、設定したかについて報告してください。

※4 「一定の工夫をしたと認められる施設又は設備」とは、例えば以下を指します。なお、熱供給事業者から供給された熱のうち、海水熱等由来の熱であることが明確であって、当該熱供給事業者が以下の条件に当てはまる場合にも、「一定の工夫をしたと認められる施設又は設備」を使用したとみなすこととします。

ア 蓄熱槽又は貯湯槽を備えた施設又は設備等の場合。

イ 冷熱・温熱の両方の負荷がある一部の季節や時間帯においては、冷水と温水を同時に製造できる施設又は設備等（熱回収運転モードを備えるヒートポンプ）の場合。

### 各措置における電気の一次換算係数について

電気の種類				一次換算係数(GJ/千kWh)			
				(a)エネルギーの使用的の合理化措置	(b)非化石エネルギーへの転換措置	(c)電気の需要の最適化措置	
買電	系統電気	自己託送以外 電気事業者からの買電	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4	
			非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4	
		オフサイトPPA	非化石重み付けなし	3.6	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4	
			非化石重み付けあり	3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4	
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	
			上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	
				非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	
		自営線 (他事業者からの供給)	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2	
			上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	
				非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	
自家発	直接使用・自営線 (自社内の供給含む)	非燃料由来の非化石電気 (オンサイトPPA含む)		3.6	8.64 × 1.2	3.6	
		上記以外		※ 投入した燃料・熱でカウント (非化石燃料は0.8倍)	電気の非化石割合を指標とすると →発電量に対して8.64を掛けてカウントする。  上記以外を指標とするとき →投入した燃料・熱でカウントする。 (ただし非化石燃料は0.8倍しない)	※ 投入した燃料・熱でカウント (非化石燃料は0.8倍)	

## 電気の需要の最適化について

### 電気需要最適化評価原単位の報告について

#### ■電気需要最適化評価原単位の算出方法

電気需要最適化評価原単位は、化石燃料及び非化石燃料並びに熱（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 1 条に定める熱を除く。以下同じ。）及び電気を原油換算したエネルギーの使用量の和を、生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除することで算出してください。

この際、電気のうち系統電気<sup>※1</sup>については、系統電気の使用量に時間帯別又は月別電気需要最適化係数を乗じることで熱量を算出した後、熱量 1 GJ を 0.0258kJ として原油換算してください。

※ 1 「系統電気」とは、電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者、同項第 11 号の 2 に規定する配電事業者及び同項第 13 号に規定する特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を通じて供給される電気（同項第 5 号口に規定する接続供給により供給されるものを除く。）をいいます。

#### ■電気需要最適化係数の設定

##### ①時間帯別電気需要最適化係数<sup>※2</sup>

時間帯別電気需要最適化係数とは、時間帯別に計測した系統電気を熱量換算する際に用いる係数のことである。なお、時間帯別に計測した系統電気の使用量とは、30 分単位又は 1 時間単位で計測した系統電気の使用量をいいます。

時間帯別電気需要最適化係数は以下の表の通りです。

時間帯の区分	時間帯別電気需要最適化係数 (単位 : GJ/千 kWh)
(1) 時間帯別に計測した系統電気の換算における出力制御時間帯  一般送配電事業者（電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者をいう。）が事業者の工場等が存するエリアにおける再生可能エネルギー電気の出力の抑制（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 8 の 4 号イ又は第 14 条第 1 項第 8 号イの出力の抑制をいう。（以下「出力制御」という。））が見込まれると 2 日前の時点で公表した場合、当該出力制御が見込まれる日の 8 時から 16 時	3.60
(2) 時間帯別に計測した系統電気の換算における需給状況が厳しい時間帯  広域的運営推進機関（電気事業法第 28 条の 4 の広域的運営推進機関をいう。）が事業者の工場等が存するエリアにおける広域エリアの予備率が、一部の時間帯で 5 %未満となることが見込まれると前日時点で公表した場合、当該時間帯を含む日の 0 時から 24 時	12.2
(3) 時間帯別に計測した系統電気の換算におけるその他の時間帯  (1) 及び (2) 以外の時間帯	9.40

#### (備考)

- 1 工場等が存するエリアにおいて、同日について、一般送配電事業者が 2 日前の時点で出力制御を見込み、かつ、広域的運営推進機関が前日時点で広域エリアの予備率が 5 %未満の時間帯を含むことを見込んだ場合は、当該日における系統電気の時間帯別電気需要最適化係数は 8 時から 16 時に 3.60GJ/千 kWh、0 時から 8 時及び 16 時から 24 時は 12.2GJ/千 kWh とします。

## ②月別電気需要最適化係数※2

月別電気需要最適化係数とは、月別に計測した系統電気を熱量換算する際に用いる係数のことであり、エリア（電気事業法第2条第1項第8号の供給区域をいう。）ごとに設定されます。なお、月別に計測した系統電気の使用量とは、一月単位で計測した系統電気の使用量をいいます。

月別電気需要最適化係数は、一般送配電事業者が実施した出力制御の実績と広域的運営推進機関が公表する広域エリアの予備率の実績をもとに、以下の表に掲げる時間帯の区分の換算係数を月ごとに平均することで算出します。

時間帯の区分	換算係数（単位：GJ/千 kWh）
(1) 月別に計測した系統電気の換算における出力制御時間帯 一般送配電事業者が事業者の工場等が存するエリアにおいて出力制御を実施したことを公表した場合、当該出力制御を実施した時間帯	3.60
(2) 月別に計測した系統電気の換算における需給が厳しい時間帯 広域的運営推進機関が事業者の工場等が存するエリアにおける広域エリアの予備率が5%未満の時間帯を公表した場合、当該時間帯を含む日は0時から24時	12.2
(3) 月別に計測した系統電気の換算におけるその他の時間帯 (1) 及び(2)以外の時間帯	9.40

### (備考)

1 工場等が存するエリアにおいて、同日について、一般送配電事業者が出力制御を実施し、かつ、広域的運営推進機関が広域エリアの予備率が5%未満の時間帯を公表した場合は、当該日における系統電気の換算係数は出力制御を実施した時間帯は3.60GJ/千 kWh、それ以外の時間帯は12.2GJ/千 kWhとします。

※2 離島（電気事業法第2条第1項第8号イの離島をいう。）に工場等が存する場合は、時間帯別電気需要最適化係数及び月別電気需要最適化係数は一律に9.40GJ/千 kWhとします。

## ■電気需要最適化係数による系統電気の使用量の換算ツール

### ①時間帯別電気需要最適化係数を用いた換算

定期報告書の特定-第2表1-2に記載が必要となる以下の系統電気の使用量に関する値は、「時間帯別電気需要最適化係数による系統電気の使用量の換算ツール」に、事業者が30分単位で計測した系統電気の使用量(kWh)を入力することで、簡易に取得することができます。

- ✓ 時間帯の区分ごとの系統電気の使用量(kWh)
- ✓ 時間帯の区分に応じた時間帯別電気需要最適化係数を用いて熱量換算した値(GJ)に0.0258 kJ/GJを乗じて算出した値(kJ)

### ②月別電気需要最適化係数を用いた換算

定期報告書の特定-第2表1-2に記載が必要となる以下の系統電気の使用量に関する値は、「月別電気需要最適化係数による系統電気の使用量の換算ツール」に、事業者が一月単位で計測した系統電気の使用量(kWh)を入力することで、簡易に取得することができます。

- ✓ 月ごとの系統電気の使用量(kWh)
- ✓ エリアごとの一月単位の系統電気の使用量をエリアに応じた月別電気需要最適化係数を用いて熱量換算した値(GJ)を月ごとに合算し、0.0258 kJ/GJを乗じて算出した値(kJ)

## ■時間帯別及び月別電気需要最適化係数による系統電気の使用量の換算ツール等の公表

以下の換算ツール等を、報告対象年度の翌年度4月下旬に資源エネルギー庁のホームページ※3で公表します。

- ✓ 報告対象年度の実績をもとに作成した「時間帯別電気需要最適化係数による系統電気の使用量の換算ツール」

- ✓ 報告対象年度の実績をもとに作成した「月別電気需要最適化係数による系統電気の使用量の換算ツール」
- ✓ 報告対象年度の翌年度の取組の参考のための報告対象年度の実績をもとに作成した「エリアごとの月別最適化係数」

※3 資源エネルギー庁のホームページのURLは以下の通りです。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/report/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/index.html)

### ■事業者の取組方法（例）

#### ①時間帯別電気需要最適化係数を用いた報告

一般送配電事業者が公表する出力制御の見通しや電力広域的運営推進機関が公表する広域予備率の見通しなど、電力の需給の見通しを確認し、需給の見通しに応じたDRに取り組みます。

定期報告の際は、報告対象年度に公表された出力制御及び広域予備率の見通しの実績をもとに設定される時間帯別電気需要最適化係数で系統電気の使用量を換算します。

#### ②月別電気需要最適化係数を用いた報告

一般送配電事業者が公表する出力制御の見通しや電力広域的運営推進機関が公表する広域予備率の見通しなどの電力の需給の見通しや、報告対象年度の前年度の出力制御と広域予備率の実績をもとに算出される前年度の月別電気需要最適化係数も参考にしていただきDRに取り組んでいただきます。

定期報告の際は、報告対象年度の出力制御及び広域予備率の実績をもとに設定される時間帯別電気需要最適化係数で系統電気の使用量を換算します。

### ■広域予備率及び出力制御の見通し等の確認方法

電力広域的運営推進機関が公表する広域予備率及び一般送配電事業者が公表する電力需給状況や出力制御の見通しは、以下をご確認ください。

電力広域的運営推進機関	<a href="https://web-kohyo.occto.or.jp/kks-web-public/">https://web-kohyo.occto.or.jp/kks-web-public/</a>
北海道電力ネットワーク株式会社	<a href="http://denkiyoho.hepco.co.jp/area_forecast.html">http://denkiyoho.hepco.co.jp/area_forecast.html</a>
	<a href="http://denkiyoho.hepco.co.jp/renewable_energy_output_control_forecast.html">http://denkiyoho.hepco.co.jp/renewable_energy_output_control_forecast.html</a>
東北電力ネットワーク株式会社	<a href="https://setsuden.nw.tohoku-epco.co.jp/graph.html">https://setsuden.nw.tohoku-epco.co.jp/graph.html</a>
東京電力パワーグリッド株式会社	<a href="https://www.tepco.co.jp/forecast/index-j.html">https://www.tepco.co.jp/forecast/index-j.html</a>
	<a href="https://www.tepco.co.jp/forecast/output-control.html">https://www.tepco.co.jp/forecast/output-control.html</a>
中部電力パワーグリッド株式会社	<a href="https://powergrid.chuden.co.jp/denkiyoho/">https://powergrid.chuden.co.jp/denkiyoho/</a>
北陸電力送配電株式会社	<a href="https://www.rikuden.co.jp/nw/denki-yoho/">https://www.rikuden.co.jp/nw/denki-yoho/</a>
関西電力送配電株式会社	<a href="https://www.kansai-td.co.jp/denkiyoho/">https://www.kansai-td.co.jp/denkiyoho/</a>
中国電力ネットワーク株式会社	<a href="https://www.energia.co.jp/nw/jukyuu/index.html">https://www.energia.co.jp/nw/jukyuu/index.html</a>
四国電力送配電株式会社	<a href="https://www.yonden.co.jp/nw/denkiyoho/index.html">https://www.yonden.co.jp/nw/denkiyoho/index.html</a>
九州電力送配電株式会社	<a href="https://www.kyuden.co.jp/td_power_usages/pc.html">https://www.kyuden.co.jp/td_power_usages/pc.html</a>
沖縄電力株式会社	<a href="http://www.okiden.co.jp/denki2/index.html">http://www.okiden.co.jp/denki2/index.html</a>

### 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数の報告

#### ■カウントの対象となるDR

DR を実施した日数のカウント対象となる DR は、特別高圧受電、高圧受電、低圧受電に関わらず、契約している小売電気事業者やアグリゲーター等による DR 指令にもとづく DR だけではなく、事業者自身が電気の需給状況等を確認して自主的に行う DR も実施した日数としてカウントすることができます。

- ✓ 小売電気事業者等による DR 指令にもとづく DR：小売電気事業者やアグリゲーター等から DR の指令を受けて実施する上げ・下げ DR
- ✓ 事業者自身が自主的に実施した DR：事業者が自ら電気の需給状況や出力制御の情報を確認し独自に実施する上げ・下げ DR

## ■カウントの対象外となる DR

以下の DR は、DR を実施した日数のカウント対象外です。

- ✓ 需給ひつ迫時の上げ DR
- ✓ 出力制御時の下げ DR

なお、日々事業者が継続して実施している省エネ取組は、DR を実施した日数のカウントの対象外です。また、事業者が DR の実施を意図せずに系統電気の使用量がベースラインを上回った日又は下回った日についても、DR の日数のカウント対象外です。

また、**DR を実施した日数の報告は、電力の需要を増加あるいは減少させる取組について報告いただくもの**ですので、逆潮流による DR の取組についてはカウントの対象外です。

## ■カウント可否の判断

以下のいずれかの条件を満たす場合、DR を実施した日数としてカウントすることができます。

- ✓ 小売電気事業者等による DR 指令に応じて DR を実施した場合（DR に取り組んだ結果、DR に失敗した場合もカウント可能）
- ✓ 事業者自身が自主的に実施した DR において、DR に成功した場合※4※5

※4 DR に成功した場合とは、下げ DR においては、ベースラインに対して実際の電気使用量が下回ったこと、上げ DR においては、ベースラインに対して実際の電気使用量が上回ったことをいいます。

※5 ベースラインの考え方や DR については、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」を参考にしてください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/advanced\\_systems/vpp\\_dr/files/20171129001-1.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/vpp_dr/files/20171129001-1.pdf)

なお、上記においては、カウント可否について数値の基準は設けません。（例えば、下げ DR の場合、ベースラインと比較して実際の電気使用量が少しでも下回った場合にカウント可能）

## ■DR を実施した日数の報告の根拠となる資料について

定期報告の際、DR を実施した日数の根拠となる資料の提出は求めませんが、報告した日数の根拠となる資料を事業者自身で残してください。根拠となる資料とは、小売電気事業者等による DR 指令の実績、事業者が実施した社内発信や機器の運転状況、事業者の電力使用量のデータ等があります。

## ■取組事例

上げ DR 及び下げ DR の具体的な取組事例を以下に示します。

- ✓ 上げ DR：小売電気事業者等から上げ DR の指令があった時間帯に、蓄電池や電気自動車を充電することで、その時間帯の電力需要を創出
- ✓ 下げ DR：電力の需給状況が厳しい時間帯に、空調や照明等の負担設備等を調整・停止させることで電力需要を抑制。
- ✓ 下げ DR：小売電気事業者等から下げ DR の指令があった時間帯に、蓄電池から放電した電気を使うことによって、その時間帯における電力会社からの電力供給を抑制

上げ DR 及び下げ DR の取り組み事例については、以下の資源エネルギー庁のホームページも参考にしてください。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electricity\\_measures/dr/dr.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/dr/dr.html)  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/advanced\\_systems/vpp\\_dr/case.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/vpp_dr/case.html)

## 証書等による非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法等について

### 対象となる証書等の詳細について

省エネ法において非化石エネルギーのみなし使用量として評価される証書等は、「国内クレジット」、「オフセット・クレジット」、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度によって認証された「グリーン電力・熱証書」、「J-クレジット」です。なお、これらについては、非化石熱及び非化石電気を使用して温室効果ガスを削減したものに限ります※。また、これに加えて、非化石証書は非化石電気の使用量としてみなすことができます。

非化石熱、非化石電気それぞれで認められる証書等の種類は、まとめると下表の通りです。

熱	電気	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・非化石熱由来国内クレジット</li> <li>・非化石熱由来オフセット・クレジット</li> <li>・認証済グリーン熱証書</li> <li>・非化石熱由来J-クレジット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非化石電気由来国内クレジット</li> <li>・非化石電気由来オフセット・クレジット</li> <li>・認証済グリーン電力証書</li> <li>・非化石電気由来J-クレジット</li> <li>・非化石証書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等</li> </ul>

- ※ 例えはJ-クレジットの場合、省エネルギー分野の方法論のうちEN-S-019（廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替）、043（非再生可能エネルギー由来水素）、044（水素燃料電池車の導入（非再生可能エネルギー由来水素利用））及び再生可能エネルギー分野の方法論において使用した非化石燃料、非化石熱及び非化石電気の量についてのみ、非化石エネルギーのみなし使用量として報告することができます。他方、例えは、工業プロセス分野（AG-001～005）、農業分野（AG-001～005）、廃棄物分野（WA-001～003）、森林分野（FO-001～003）の方法論による省エネ法における非化石エネルギーのみなし使用量として報告することはできません。

### 計算方法について

証書等による非化石エネルギーのみなし使用量は以下の計算式で算出してください。非化石エネルギーへの転換に係る評価においては、使用した化石エネルギーのうち、この非化石エネルギー相当量分を非化石エネルギーに置き換えて計算を行います。

$$\text{非化石エネルギーのみなし使用量} = \text{報告対象年度の無効化量} - \text{報告対象年度の移転量} + \text{非化石証書に係る電力の量}^{(*)}$$

※1月1日～12月31日の発電に係るもの

1. 証書等による非化石エネルギーの置き換えについては、電気の非化石価値によって化石電気を非化石電気に置き換えるというように、熱、電気に対応した置き換えのみ可能です。したがって、例えは電気の非化石価値によって、化石熱を非化石熱に置き換えるといった置き換えはできません。また、化石熱及び化石電気の使用量を超えてみなし使用量を評価することはできません。
2. 証書等のプロジェクトにおいて非化石燃料を使用している場合については、非化石熱として使用している場合には熱の非化石価値として、非化石電気として使用している場合には電気の非化石価値として、化石熱又は化石電気の置き換えに使用することができます。
3. 証書等によって使用した化石燃料を非化石燃料に置き換える際には、化石燃料を熱に変換して使用している場合には熱の非化石価値を、化石燃料を電気に変換して使用している場合には電気の非化石価値を用いて置き換えることとしてください。
4. 自ら申請、認証を経て保有している証書等については、前年度に移転した非化石エネルギー相当分を、前年度の非化石エネルギーの使用量（みなし使用量の算出後の使用量）から差し引く必要があります。なお、移転量が使用量を上回っている場合には、使用量（みなし使用量の算出後の使用量）を上限に差

- し引いてください。例えば、2022 年度に移転した非化石エネルギー相当分が 100kWh、非化石エネルギーの使用量が 50kWh であった場合、50kWh を差し引いてください。
5. 非化石証書については、電気事業者（電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者、同項第 9 号に規定する一般送配電事業者及び同法第 27 条の 19 第 1 項に規定する登録特定送配電事業者）から供給された電気の使用量を非化石電気とみなすことができますが、当該化石電気の使用量を超えてみなし使用量を評価することはできません。共同火力発電から電力を供給されている場合や、電気事業者を介さずに小売供給される場合には、非化石証書以外の証書等を使用して化石電気を非化石電気に置き換えることができます。当該電力が電気事業者を介して小売供給される場合には、非化石証書も含めて証書等を使用して化石電気を非化石電気に置き換えることができます。
  6. 原則として、前年度に無効化した証書等について報告することができますが、報告年度の 4 月 1 日～6 月 30 日までの間に無効化した国内認証排出削減量の非化石エネルギー相当分についても、当該報告年度の報告に用いることができます。ただし、その場合、翌年度の報告に含めることはできません。なお、非化石証書については、前年の 1 月 1 日～12 月 31 日の発電に係るものを報告することができます。

#### 複数の目標を設定する際のクレジット量の分配について

非化石エネルギー使用状況の算定に当たり、証書等の非化石エネルギー量を考慮する際、次の図の①～③の各表をまたぐ場合は重複して計上することが可能ですが、同表内で複数の指標を設定する場合は、その指標間で重複して計上することはできません。

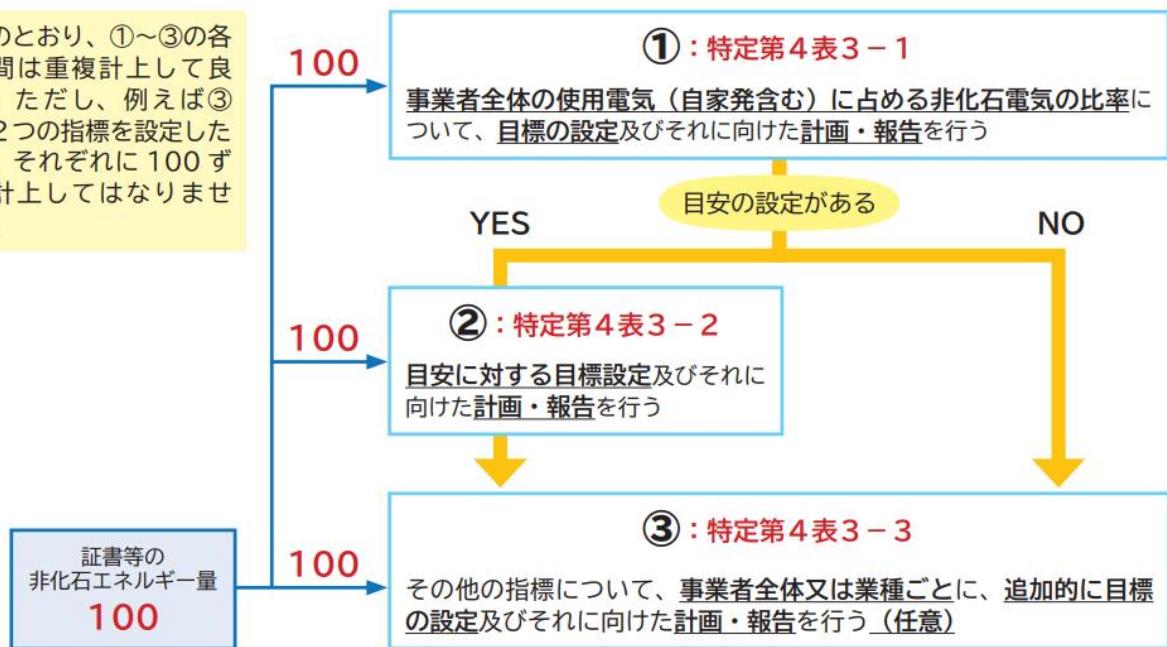
なお、複数の事業場や業種における非化石エネルギーのみなし使用量を計上する場合には、事業場や業種ごとのエネルギーの使用量によって、証書等によるのみなし使用量を按分して分配してください。例えば、目安が設定されている業種 A と目安が設定されていない業種 B を営む事業者が、全体のエネルギー使用量のうち業種 A で 6 割、業種 B で 4 割を占めていた場合、100 の非化石価値分の証書等した際にはそのうち 60 ( $100 \times 0.6$ ) を業種 A における非化石転換に使用することができます。

②において、定量目安が設定されている 5 業種 8 分野（鉄鋼業（高炉・電炉）、セメント製造業、製紙業（洋紙・板紙）、石油化学業（石油化学系基礎製品製造業・ソーダ工業）、自動車製造業）については、目安が熱（燃料）に関するものであれば事業者全体の熱使用量、目安が電気に関するものであれば事業者全体の電気の使用量のうち、目安の対象となる業種や工程での熱又は電気の使用量の割合に応じて証書等によるのみなし使用量を按分して分配してください。

③についても同様に、事業者全体のエネルギー使用量のうち、目標の対象となる工程等でのエネルギー使用量の割合に応じて証書等によるのみなし使用量を按分して分配してください。

なお、定量目安が設定されている 5 業種 8 分野においては、証書等により化石電気を非化石電気に置き換えることができるほかに、セメント製造業においては、証書等による熱の非化石価値を、焼成工程における化石燃料を使用した際の熱の非化石熱への置き換えに使用することができます。また、高炉による製鉄業、洋紙製造業、板紙製造業、石油化学系基礎製品製造業、ソーダ工業においては、証書等による熱又は電気の非化石価値を、石炭の削減量として使用することができます。

図のとおり、①～③の各表間は重複計上して良い。ただし、例えば③で2つの指標を設定した際、それぞれに100ずつ計上してはなりません。

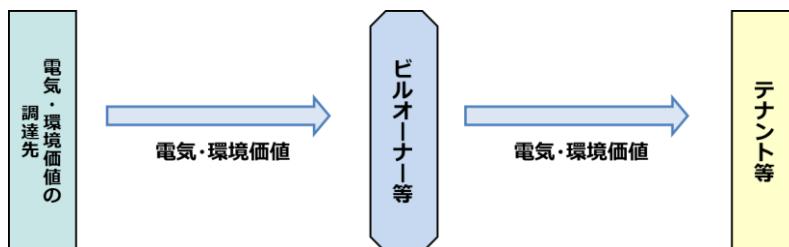


#### 複数の事業者が使用する電気を一体的に受け取っている場合の証書等の環境価値の分配方法等

ビルのオーナー・テナントのように、複数の事業者が使用する電気を特定の事業者（オーナー等）が一体的に調達し、その電気を末端の需要家（テナント等）が使用したり、オーナー等が使用する電気やテナントが使用する電気を非化石電気に置き換えるために、オーナー等が証書等を直接調達したりする場合があります。

このように、オーナー等が一体的に電気や証書等を調達する場合、環境価値は以下に分類されます。

- ① 環境価値を有する電気を購入することで得た環境価値：小売電気事業者から購入した電気に含まれている非化石価値
- ② 環境価値を有する電気を自ら作り出すことで得た環境価値：再エネ自家発電気に含まれている環境価値
- ③ 証書等を直接購入することで得た環境価値：非化石価値市場から直接調達した非化石証書等の環境価値

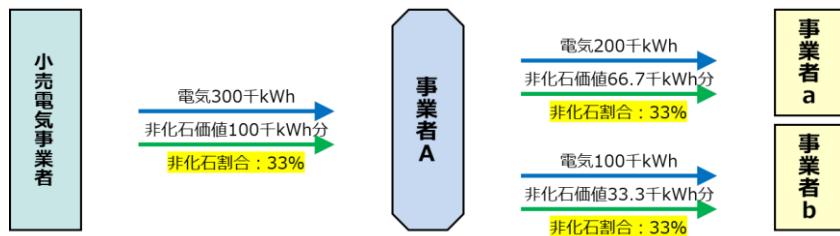


#### ■環境価値の配分方法等の基本的な考え方

- ① 環境価値を有する電気を購入することで得た環境価値

小売電気事業者等から調達している電気が有する環境価値は、電気と切り離して環境価値を供給することはできません。

例えば、オーナー等（事業者A）が小売電気事業者等が供給している環境価値を有する電気を一体的に調達し、当該電気をテナント等（事業者a及び事業者b）が使用している場合、テナント等が使用する電気の非化石割合は、オーナー等が調達する電気の非化石割合と同じとなります。（以下の図を参照）



## ② 環境価値を有する電気を自ら作り出すことで得た環境価値

再エネ自家発電気のように自らが作り出した環境価値を有する電気は、当該電気を発電した事業者がその供給先及び供給量を自由に設定することができます。

## ③ 証書等を直接購入することで得た環境価値

事業者が自ら調達している証書等の環境価値は、当該証書等を調達した事業者がその供給先及び供給量を自由に設定することができます。

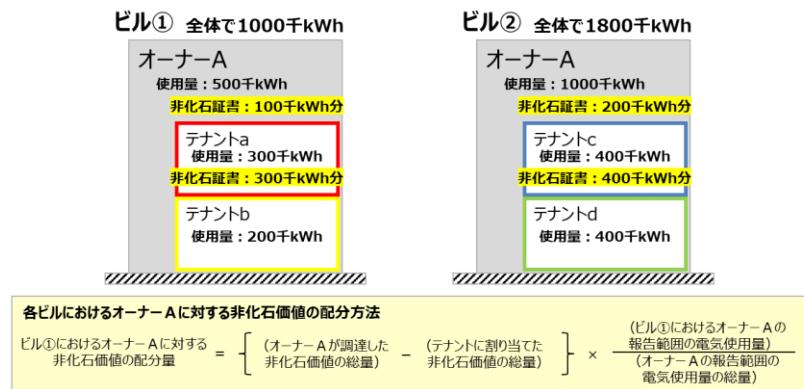
例えば、オーナー等が証書等を直接調達した場合、オーナー等が自らやテナント等にどれだけの量を配分するかをオーナー等が自由に設定することができます。

## ■複数の工場等を所有する事業者が直接調達する環境価値の分配について

例えば、ビルを複数所有しているオーナー等が証書等を直接調達した場合、オーナー等が自社で使用する証書等の環境価値の各ビルへの配分は、他事業者（テナント等）に配分した環境価値を除いた分の環境価値を、所有する各ビルでのオーナー等のエネルギー使用量に応じて均等に配分する。（以下の図を参照）

### 【例】

- オーナーAがビルを2棟所有しており、ビル①は1000 kWh、ビル②は1800 kWhの電気使用量
  - オーナーAの報告範囲の電気使用量1,500 kWh（ビル①で500 kWh、ビル②で1,000 kWh）
  - テナントaの報告範囲の電気使用量200 kWh
  - テナントbの報告範囲の電気使用量400 kWh
  - テナントcの報告範囲の電気使用量200 kWh
  - テナントdの報告範囲の電気使用量200 kWh
- オーナーAが100 kWhの非化石証書を調達。
- うち300 kWh分はテナントaのために、400 kWh分はテナントcのために調達したもので、残り300 kWh分の非化石証書はオーナーAが自身で使用。
- なお、ビル①及びビル②に供給されている電気はすべて系統電気かつ非化石割合0%とする。



## ■オーナーとテナントの報告範囲の重複部分における環境価値の配分について

定期報告では、ビルオーナーはテナントにエネルギー管理権原がある設備のエネルギー使用量を差し引いた値（共用部、空調、照明等のエネルギー使用量）を報告し、テナントはテナント専有部の付帯設備のエネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専有部の全てのエネルギー使用量（テナント専有部の空調、照明を含む）を報告する必要があります。そのため、オーナーとテナントで、エネルギー使用量を報告する範囲に被りが生じます。

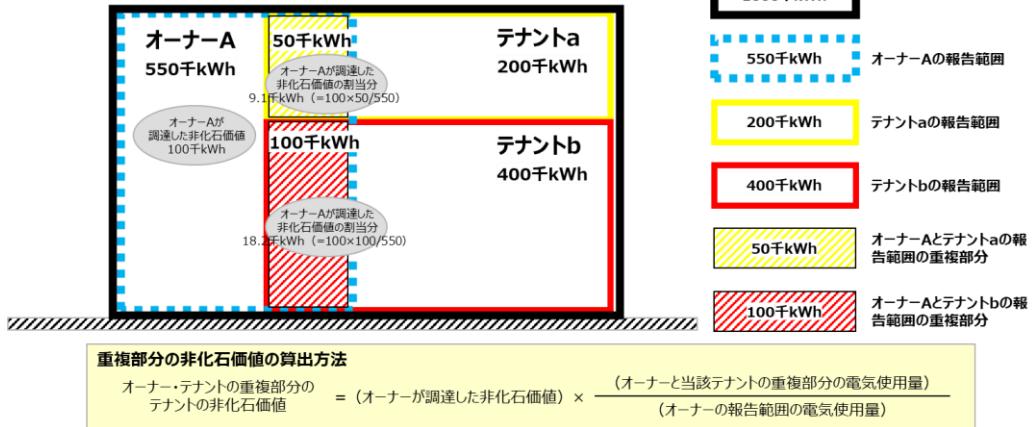
その際、オーナーが自身の使用のために調達した証書等の環境価値は、オーナーとテナントの報告範囲の重複部分については、オーナーとテナントの重複部分の電気使用量に応じた環境価値をテナントも報告することができます。（以下の図を参照）

なお、オーナーが自身の使用のために調達した証書等の環境価値は、特定のテナントに対して重複部分に対する環境価値を偏って割り当てることはできません。（以下の図のような建物があった場合に、オーナーと全テナントの報告範囲の重複部分に含まれる非化石価値は27.3 kWhであるが、テナント a のみに非化石価値 27.3 kWh を割り当て、テナント b には非化石価値を割り当てないということは不可。）

## 【例】

- 建物Aは建物全体で1000 kWhの電気使用量
  - オーナーAの報告範囲の電気使用量550 kWh
  - テナントaの報告範囲の電気使用量200 kWh (うち、50 kWh分をオーナーAと重複して報告)
  - テナントbの報告範囲の電気使用量400 kWh (うち、100 kWh分をオーナーAと重複して報告)
- オーナーAが100 kWhの非化石証書を調達
- なお、建物全体に供給されている電気はすべて系統電気かつ非化石割合0%とする。

### 建物A：全体で電気使用量1000 kWh



## その他留意事項

証書等による非化石エネルギーのみなし使用量を報告する際には、無効化、償却又は移転等した証書等の根拠となる資料（無効化通知等）を PDF 化し、EEGS によるオンライン提出（推奨）又は紙提出してください。

非化石証書については、6月の口座凍結後に、日本卸電力取引所から発行される非化石証書の口座残高証明書が利用可能です。仲介事業者より証書を購入した事業者については、日本卸電力取引所の口座残高証明書の代わりに、購入した仲介事業者が発行する、報告年度対象分の購入証書量の証明書が使用可能です。  
紙提出の場合には、定期報告書に同封してください。

### 生産数量等の記入単位について

以下の業種に属する事業者は、**特定-第3表**及び**指定-第4表**の生産数量等の欄について、下表に定める単位を参考にその数値を記入してください。(千や百万などを補助単位として使用することも可能)

業種名	生産数量等の記入単位
非鉄金属鉱業	t (トン)
塩製造業	t (トン) ……塩の生産量
たばこ製造業	億本………製品製造工場 t (トン) ……その他の工場
染色整理業	
綿・フス・麻織物機械染色業	m <sup>2</sup>
絹・人絹織物機械染色業	m <sup>2</sup>
毛織物機械染色整理業	m <sup>2</sup>
織物整理業	m <sup>2</sup>
綿状纖維・糸染色整理業	kg
ニット・レース染色整理業	kg
繊維雑品染色整理業	kg
合板製造業	m <sup>2</sup>
(注1) 繊維板・パーティクルボード製造業	m <sup>2</sup>
紙・パルプ製造業	t (トン)
化学工業	t (トン)
石油精製業	N m <sup>3</sup> (ノルマルm <sup>3</sup> )
(注2) サッシ業	圧縮ガス・液化ガス製造工場
窯業・土石製品製造業	kL
板ガラス加工業	t (トン)
板ガラス製造業	m <sup>2</sup>
ガラス製加工素材製造業	千換算箱
ガラス纖維・同製品製造業	t (トン)
セメント製造業	t (トン)
コンクリート製品製造業	t (トン)
その他のセメント製品製造業	枚………石綿スレート製造工場 m <sup>2</sup> ………軽量気泡コンクリート・祉製造工場
粘土がわら製造業	枚
陶磁器製タイル製造業	m <sup>2</sup>
耐火物製造業	t (トン)
炭素・黒鉛製品製造業	t (トン)
研磨材・同製品製造業	t (トン)
石綿製品製造業	t (トン)
石膏製品製造業	t (トン) ………プラスター製造工場 m <sup>2</sup> ………その他の工場
鉄鋼業(銑鉄鑄物製造業を含む。)	t (トン) (大規模製造所は、千 t )
非鉄金属製造業	t (トン)
一般機械器具製造業	生産金額 (円)
電気機械器具製造業	生産金額 (円)
輸送用機械器具製造業	
自動車・同付属品製造業	生産金額 (円)
鉄道車両製造業等	両又は個

造船業	(注3)	t (トン) 使用鋼材重量
電気業		キロワット時
ガス業		m <sup>3</sup>
熱供給業		G J

注1：当該工場等における製品を厚さ4mm換算による面積(m<sup>2</sup>)で記入する。

注2：当該工場等を構成する各装置の処理量を常圧蒸留設備蒸留装置を基準として換算した数値で記入する。

「生産数量」=「原油処理量×製油所コンプレキシティ・ファクター」

注3：製造したガスの量をm<sup>3</sup>(ガス事業者の当該発熱量)で記入する。

### 業務用ビルにおける生産数量等の記入単位について

以下の用途に属する業務用ビルを設置する事業者は、**特定-第3表**及び**指定-第4表**の生産数量等の欄について、下表に示す項目及び単位を参考にして記入してください。（千や百万などを補助単位として使用することも可能）

ビル用途	エネルギー使用量と関係をもつ項目	生産数量等の記入単位
事務所ビル	延床面積 空調面積 貸室面積 入居率 在室人数 就業時間 空調必要時間 売上高	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> % 人 時間 時間 円
商業ビル	延床面積 売場面積 部門別面積 従業員数 来客者数 営業時間 売上高	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 人 人 時間 円
ホテル	延床面積 部門別面積 宿泊ベッド数 従業員数 利用者人数（宴会・レストラン他） 宿泊客数 客室稼働率 営業時間 売上高	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 床 人 人 人 % 時間 円
病院	延床面積 部門別面積 入院ベッド数 従業員数 外来患者数 入院患者数 病室稼働率 利用時間 売上高	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 床 人 人 人 % 時間 円
データセンター	契約ラック数 サーバー室面積	台 m <sup>2</sup>

## 特定-第 7 表 2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク算出に関する事項(記入例)

(参考:記載例①)

設備の名称	○○火力発電所1号機
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	①石炭、②200,000t、③92%、④— ①木材チップ、②40,000t、③5%、④日本 ①パーム椰子殻、②10,000t、③3%、④マレーシア
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	590,000
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	0
設備に投入したエネルギー量(GJ)	5,600,000
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	0
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	460,000

(参考:記載例②)

設備の名称	××火力発電所 2 号機
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	①高炉ガス、②200,000 千m <sup>3</sup> 、③16.7%、④— ①コークス炉ガス、②100,000 千m <sup>3</sup> 、③51.8%、④— ①石炭、②50,000t、③31.5%、④—
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	543,600
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	0
設備に投入したエネルギー量(GJ)	4,077,000
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	2,792,000
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	0

## 特定-第9表6 新設した発電専用設備に関する事項（記入例）

(参考:記載例①)

設備の名称	○○火力発電所1号機
設備を設置した工場等の名称	○○発電所
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	平成 29 年 8 月 28 日
設備容量(kW)	100,000
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	①石炭、②200,000t、③92%、④— ①木材チップ、②40,000t、③5%、④日本 ① パーム椰子殻、②10,000t、③3%、④マレーシア
設計効率(発電端・HHV)(%)	37.9% (41.3%)
設備から得られる電気のエネルギー量(千 kWh)	590,000
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	0
設備に投入するエネルギー量(GJ)	5,600,000
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	0
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	460,000
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	平成 26 年 9 月 10 日に△△株式会社と主要機器の仕様指定を含む契約を締結。

## (参考:記載例②)

設備の名称	××火力発電所6号機
設備を設置した工場等の名称	××火力発電所
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	平成 29 年 4 月 10 日
設備容量(kW)	150,000
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	①LNG ②90,700t ③100% ④ -
設計効率(発電端・HHV)(%)	48.4%
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)	610,000
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	200,000
設備に投入するエネルギー量(GJ)	4,952,000
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	0
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	0
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	発電開始から最大出力状態まで、平均で毎分 15% の出力変化が可能。

## 特定-第9表7バイオマス混焼を行う発電設備に関する事項（記載例）

(参考:記載例①)

報告対象年度	平成 31 年度												
設備の名称	○○火力発電所3号機												
設備を設置した工場等の名称	○○火力発電所												
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日	平成 30 年 4 月 15 日												
設備容量(kW)	250,000												
設計効率(発電端・HHV)(%)	37.3% (45.3%)												
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、 ③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	①石炭、②556,600t、③82.3%、④— ①木材チップ、②287,000t、③11.6%、④日本 ①パーム椰子殻、②59,500t、③6.2%、④マレーシア												
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)	1,800,000												
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	0												
設備に投入したエネルギー量(GJ)	17,384,620												
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	0												
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	3,080,000												
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
	8.1	17.3	17.3	21.1	24.2	17.3	17.3	33.4	17.2	17.3	13.8	14.9	17.7
月別実績効率(発電端・HHV)(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
	44.5	30.1	46.6	42.3	49.2	60.1	45.1	46.4	45.0	45.1	47.6	42.6	45.3
発電専用設備の新設に当たつての措置の適用に関する配慮事項	平成 29 年 9 月 10 日に△△株式会社と主要機器の仕様指定を含む契約を締結。 配慮の対象となる新設基準の施行時点(平成 31 年 4 月 1 日)												

## (参考:記載例②)

報告対象年度	令和2年度												
設備の名称	○○火力発電所4号機												
設備を設置した工場等の名称	○○火力発電所												
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日	平成31年4月15日												
設備容量(kW)	130,000												
設計効率(発電端・HHV)(%)	33.4% (68.6%)												
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	①石炭、②198,800t、③38.2%、④— ①木材ペレット、②400,000 t、③40.4%、④カナダ ①廃プラスチック、②136,000 t、③21.3%、④—												
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	973,600												
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	0												
設備に投入したエネルギー量(GJ)	13,365,000												
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	2,856,000												
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	5,400,000												
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績 40.4 21.4
月別実績効率(発電端・HHV)(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績 68.6
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

## 中長期計画書の提出頻度の軽減について

省エネ取組の優良事業者について、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書（様式第8のⅢ）の提出頻度が軽減されます（直近過去2年度以上連続S評価の事業者で希望者のみ）。また非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書（様式第8のⅣ）については、直近に提出した者から計画の内容に変更がない限りは、5年を上限として提出が免除されます。

**※現在免除措置を受けている事業者も、2023年度は中長期計画書の提出が必須です。**

### 1. 基本的な流れ

#### ●エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画（様式第8のⅢ）

- (1) 様式第8のIの「中長期計画書の提出免除の希望」欄  希望する  をチェック（□を■とする）
- (2) 様式第8のIの「本計画の計画期間」欄に本計画の計画期間を記載
- (3) S評価を継続している限りにおいて、上限5年度間において中長期計画の提出を免除

#### ●非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画（様式第8のⅣ）

- (1) 様式第8のIの「計画内容に変更なし」欄にチェック（□を■とする）
- (2) 様式第8のIVは空欄として提出する（ただしエネルギーの使用の合理化に関する中長期計画についても免除されている年度においては、様式第8の提出も不要。）

例：合理化の計画期間が4年、非化石転換の計画に5年間変更がない場合

（ケース1）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
定期報告書の評価	S	S	S	S	S	S
計画書（合理化）	免除	提出 (免除申請)	免除	免除	提出 (免除申請)	免除
計画書（非化石転換）	－	提出	計画内容に変更がない限り (5年が上限)	提出不要	提出	提出

計画期間が  
4年の場合

提出後5年  
間計画内容  
に変更がな  
い場合

2023年度は  
全事業者提出必須

（ケース2）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
定期報告書の評価	S	S	S	A	S	S	S
計画書（合理化）	免除	提出 (免除申請)	免除	提出	提出	提出 (免除申請)	免除
計画書（非化石転換）	－	提出	計画内容に変更がない限り (5年が上限)	提出不要	提出	提出	提出

2023年度は  
全事業者提出必須

### 2. 注意事項

- (1) 中長期計画書の計画期間が5年未満の場合は、計画期間が上限となります。
- (2) S評価の要件を満たさなくなった場合、中長期計画書の提出頻度の軽減とはならず、中長期計画書の提出が必要です。（ケース2）
- (3) 中長期計画書の免除・提出の判断は、毎年度作成する定期報告書の記載内容をもとに事業者自ら判断することが必要です。（事業者クラス分け制度の説明参照）
- (4) 本計画の計画期間の最終年度には、中長期計画書の提出が必要です。

（ケース1の場合、計画期間は、2023年度～2026年度となりますので、次の提出年度は2026年度となります）
- (5) 直近過去2年度以上連続S評価の事業者であり、中長期計画提出免除の期間中であっても、中長期計画書を提出することは可能です。
- (6) 提出免除希望欄のチェックがないと、免除できないため注意してください。

## 改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について

平成 22 年 2 月 10 日  
資源エネルギー庁省エネルギー対策課

### 1. 問題意識

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の二酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。

こうした状況を踏まえ、大幅にエネルギー消費量が増加している業務部門における省エネルギー対策を強化するため、平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法) が改正されました (施行日は平成 22 年 4 月 1 日。平成 21 年度におけるエネルギー使用量の計測・記録が必要)。これまで一定規模以上の大規模な工場・事業場に対しエネルギー管理義務を課しておりましたが、今回の改正により事業所単位から事業者単位(企業単位)のエネルギー管理が義務づけられることとなり、地方公共団体においても企業と同様に、地方公共団体全体のエネルギー管理を行うこととなります。

しかし、地方公共団体が行っている事業の中には、地方公営企業法等といった法令に基づき首長以外の者が地方公共団体の資産管理等を行っている事業があり、首長自身ではエネルギー管理をまとめて実施することが困難な場合があるため、そういう場合を考慮し、省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲を以下のとおり定めることといたします。

### 2. 地方公共団体のエネルギー管理の範囲

地方公共団体において設置している全ての工場・事業場のエネルギー使用量を合算した値をもって省エネ法に規定する特定事業者の指定の可否を判断することになるが、地方公共団体において設置している一部の工場・事業場の資産管理等を各種法令に基づき首長以外の者が行っている場合には、当該地方公共団体とは独立した別事業者として捉えることとする。

具体例 :

(1) 地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者としてエネルギー管理を行う必要がある事業等  
**【地方公営企業】** 地方公営企業法第 33 条により、地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は地方公営企業の管理者が行うこととなっているため、地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、地方公営企業がエネルギー管理を行うこととする。(管理者が設置されていない場合には知事部局等が地方公営企業を含めてエネルギー管理を行うこととする。また、2 以上の事業に管理者 1 人を置いている場合において、資産の取得、管理及び処分が一体的になされている場合は、当該事業をまとめてエネルギー管理を行うこととする。)

**【警察組織】** 知事は都道府県警察の運営に関する指揮監督権を有しておらず、都道府県警察は、警視総監及び道府県警察本部長の統括の下、知事部局とは独立して運営されている。したがって、警察組織については、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、都道府県警察がエネルギー管理を行うこととする。

**【学校等】** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 号により、学校その他の教育機関の用に供する財産の管理を教育委員会が行うこととなっていることに鑑み、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、教育委員会が学校その他の教育機関の用に供する財産のエネルギー管理を行うこととする。

**【組合】** 地方自治法第 1 条の 3 において、特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合(一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合)、財産区及び地方開発事業団とされているが、地方自治法第 2 条第 1 項により地方公共団体は法人とするとされていることから、組合は、

地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者としてエネルギー管理を行うこととする。

**【収用委員会】** 土地収用法第51条の第1項及び第2項に基づき、都道府県知事の所轄の下に置かれ、独立してその職権を行っている。ここで言う「所轄」は、管理、統括、監督よりも弱い所属の関係を示すものであって、知事は収用委員会の運営に関する指揮監督権を有していないことから、収用委員会は、会長の統括の下、知事部局とは独立して運営されている。したがって、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、収用委員会がエネルギー管理を行うこととする。

## (2) 地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行う必要がある事業等

**【消防組織】** 消防組織法第7条により、消防は市町村長が管理することとされているとともに、地方自治法第149条第6号により、地方公共団体の財産の管理は地方公共団体の長が行うこととなっているため、地方公共団体における知事部局等が消防組織のエネルギー管理を行うこととする。

**【指定管理者】** 地方自治法第244条の2第3項において、普通地方公共団体は、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができることとされているが、資産について、取得及び処分等を、指定管理者が行うという法律上の規定はないため、当該公の施設を設置した地方公共団体における知事部局等が省エネ法上のエネルギー管理を行うこととする。

**【選挙管理委員会】** 地方自治法第181条第1項において、普通地方公共団体に選挙管理委員会を置くこととされているが、選挙管理委員会の資産について、取得、管理及び処分等を選挙管理委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

### 【人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会】

地方公務員法第7条第1項、第2項、第3項に基づき、各地方公共団体に人事委員会もしくは公平委員会が設置され、委員の選定は地方公共団体の権限によって行われる。人事委員会等の資産について、取得、管理及び処分等を人事委員会等が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

**【監査委員】** 地方自治法第195条第1項において、普通地方公共団体に監査委員を置くこととされているが、監査委員の資産について、取得、管理及び処分等を監査委員が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

**【海区漁業調整委員会】** 漁業法第82条の第1項及び第2項に基づき、海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に属している。したがって、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

**【内水面漁場管理委員会】** 漁業法第130条の第1項及び第2項に基づき、内水面漁場管理委員会は都道府県に置かれ、都道府県知事の監督に属する。したがって、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

**【農業委員会】** 農業委員会等に関する法律第3条の第1項及び第2項に基づき、農業委員会は市町村に置かれ、委員の選定は公職選挙法に基づいて行われる。農業委員会を複数設置、複数の場合の区域変更、農業委員会の廃止は市町村長の権限で行われる（農地面積が著しく小さい場合は農業委員会を置く必要が無い）。農業委員会の資産について、取得、管理及び処分等を農業委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

**【固定資産評価審査委員会】** 地方税法第423条の第1項、第2項及び第3項に基づき、固定資産評価審査委員会は市町村に置かれ、委員の選定は市町村長の権限で行われる。固定資産評価審査委員会の資産について、取得、管理及び処分等を固定資産評価審査委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

### (3) 特別区等

特別区については、地方自治法第二条において、法人格を有すると規定されているため、特別区がエネルギー管理を行うこととする。

また、政令指定都市における区は法人格を有しないため、区ではなく、市がエネルギー管理を行うこととする。

### (4) その他、事業形態による取扱い

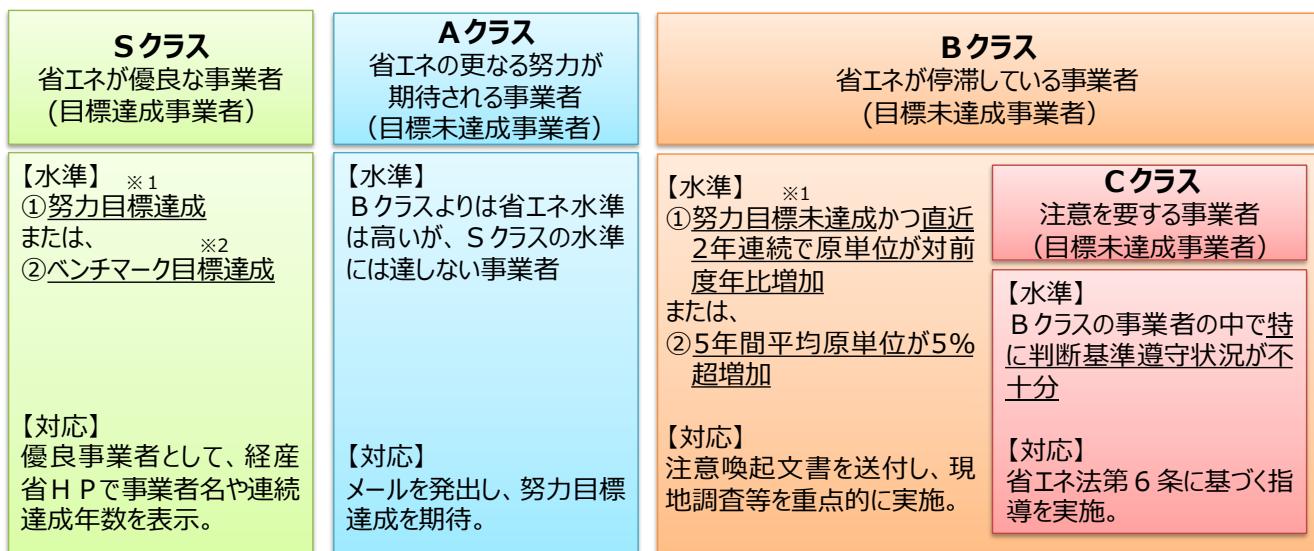
**【事務の委託】**他の普通地方公共団体等に事務を委託する場合において、委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関に適用される（地方自治法：252条の16）ことから、事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関が、自らの事業に加え、受託した事業のエネルギー管理を行うこととする。

**【PFI(Private Finance Initiative)】**官民事業契約により事業実施内容（所有権、維持管理方法等）が異なるため、事業ごとにみて、財産・施設等の設置・更新権限がある側がエネルギー管理を行うこととする。

## 事業者クラス分け評価制度（S A B C評価制度）について

### 1. 制度概要

- 提出された定期報告書の内容を確認し、事業者を以下の図に従って、SクラスからCクラスまでクラス分けしています。
- Sクラスには、優良事業者としてHPで公表し、Bクラスには、注意喚起文書を送付、立入検査等を実施するなどクラスに応じたメリハリのある対応を実施しています。



※1 努力目標：5年間平均エネルギー消費原単位を年1%以上低減すること。

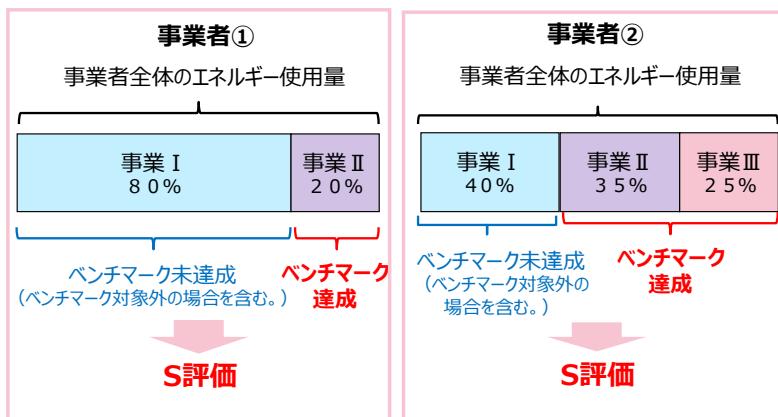
※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

令和2年度報告からは、各事業者が営む主要な事業においてベンチマーク目標を達成した場合に限ります。

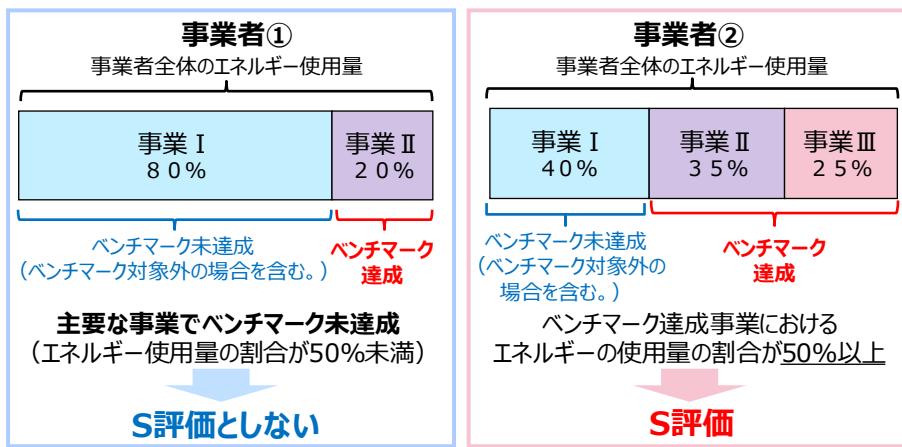
### 2. 事業者クラス分け制度の改正（令和2年度）

- Sクラス評価におけるベンチマーク目標達成の考え方を以下の通り変更しました。  
ベンチマーク目標を達成した事業が、事業者全体のエネルギー使用量の50%以上を占める場合に限り、ベンチマーク達成としてS評価とします。（下図参照）

ベンチマーク達成によるS評価を受けている事業者の例（改正前）



## ベンチマーク達成によるS評価を受けている事業者の例（改正後）



※「主要な事業」について、具体的には、ベンチマーク目標を達成した事業のエネルギー使用量（複数の事業でベンチマーク目標を達成している場合には達成した事業の合計のエネルギー使用量）が当該事業者全体のエネルギー使用量の50%以上を占める場合とする。

### 3. ベンチマーク達成による判定方法

(1)ベンチマーク目標を達成しているか否かを判定

定期報告書 特定-第6表「ベンチマーク指標の状況」にて報告した数値が判断基準別表第5 ベンチマーク指標及び目標すべき水準（ベンチマーク目標）を達成しているかどうか判定します。

(2)ベンチマーク目標達成事業におけるエネルギー使用割合を判定

(1)を達成かつ、以下の①②のいずれかを満たす場合に限り、ベンチマーク達成によるS評価とします。

① 定期報告書 特定-第6表で報告しているエネルギー使用量が事業者全体のエネルギー使用量の過半を超えていいるか。

$$\boxed{A_1} \div \boxed{B} \geq 0.5$$

⑤ 定期報告書 特定-第3表におけるベンチマーク対象事業（別添資料18に掲げる日本標準産業分類4桁の細分類）を含む事業分類のエネルギー使用量が事業者全体のエネルギー使用量の過半を超えていいるか。

$$\boxed{A_2} \div \boxed{B} \geq 0.5$$

※ 定期報告書 特定-第3表 にベンチマーク対象事業を含む事業分類が確認できない場合は、判定の対象外となります。

**A1** : ベンチマーク目標達成のエネルギー使用量（定期報告書 特定-第6表）

**A2** : ベンチマーク目標達成のエネルギー使用量（定期報告書 特定-第3表）

**B** : 特定事業者の全体のエネルギーの使用量（定期報告書 特定-第2表 or 第3表）

### 【定期報告書記入例】

特定-第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			
6A	石油化学系基礎製品製造業	2,000※A1						11.5 GJ/t		


特定-第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算							
	エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (Ⓐ-1)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) (Ⓑ)	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) (Ⓑ')	(Ⓒ-1) の構成割合 (%) (Ⓓ-1) = (Ⓒ-1) / (Ⓐ-1) - (Ⓑ-Ⓑ')	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (%) (Ⓔ-1) = (Ⓓ-1) × 100	エネルギーの使用に係る原単位 (Ⓕ-1) = (Ⓒ-1) / (Ⓔ-1)	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 (Ⓖ-1)	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) (Ⓗ-1) = (Ⓕ-1) / (Ⓖ-1) × 100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度 (%) (Ⓘ-1) = (Ⓓ-1) × (Ⓗ-1) / 100			
1	工場等に係る事業の名称 石油化学系基礎製品製造業	4,000 ※Ⓐ2	0	0	4,000 80.0 (名称: 生産量) (単位: t)	0.2000	0.2200	90.9	72.7	(①-1)		
	細分類番号 1 6 3 1											
2	工場等に係る事業の名称 その他の有機化學工業製品製造業	600	0	0	600 12.0 (名称: 生産量) (単位: t)	0.1000	0.08000	125.0	15.0	(②-1)		
	細分類番号 1 6 3 9											
3	工場等に係る事業の名称 主として管理事務を行う本社等	400	0	0	400 8.0 (名称: 延床面積×稼働時間) (単位: m² × h)	0.1333	0.1000	133.3	10.7	(③-1)		
	細分類番号 1 6 0 0											
事業者全体				(Ⓐ-1) (合計) 5,000 ※Ⓑ	① (合計) 0	② (合計) 0	(Ⓓ-1) (合計) 5,000 100%	⓪ (名称: ) (単位: )  /	(⓪-1)  /	(⓪-1)  /	(⓪-1) = (⓪-1) / (⓪-1) × 100  (⓪-1) = (①-1) + (②-1) + (③-1) +... 102.1	

## ○判定の仕方

### (1)ベンチマーク目標を達成（特定-第6表）

6A 石油化学系基礎製品製造業 ベンチマーク指標の状況 11.5GJ/t は、ベンチマークの目指すべき水準(11.9GJ/t 以下)を満たしているので達成

### (2)ベンチマーク目標達成事業におけるエネルギー使用割合を判定

①特定第6表で報告しているエネルギー使用量割合：未達成

$$2,000 \text{ (k1)} \div 5,000 \text{ (k1)} = 0.4$$

②特定第3表におけるベンチマーク対象事業(標準産業分類 1631)におけるエネルギー使用量割合：達成

$$4,000 \text{ (k1)} \div 5,000 \text{ (k1)} = 0.8 (\geq 0.5)$$

## 判定結果

主要な事業（6A 石油化学系基礎製品製造業）においてベンチマーク目標達成しているため、S評価となります。

ベンチマーク制度対象事業と日本標準産業分類の対比表

区分	事業	日本標準産業分類	
		分類コード	項目名
1 A	高炉による製鉄業	2211	高炉による製鉄業
1 B	電炉による普通鋼製造業	2221	製鋼・製鋼圧延業
1 C	電炉による特殊鋼製造業	2221 2253 2255	製鋼・製鋼圧延業 鑄鋼製造業 鍛鋼製造業
2	電力供給業	3311	発電所
3	セメント製造業	2121	セメント製造業
4 A	洋紙製造業	1421	洋紙製造業
4 B	板紙製造業	1422	板紙製造業
5	石油精製業	1711	石油精製業
6 A	石油化学系基礎製品製造業	1631	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
6 B	ソーダ工業	1621	ソーダ工業
7 A	通常コンビニエンスストア業	5631	コンビニエンスストア
7 B	小型コンビニエンスストア業	5631	コンビニエンスストア
8	ホテル業	7511	旅館、ホテル
9	百貨店業	5611	百貨店、総合スーパー
10	食料品スーパー業	5811	各種食料品小売業
11	ショッピングセンター業	6911	貸事務所業
12	貸事務所業	6911	貸事務所業
13	大学	8161	大学
14	パチンコホール業	8064	パチンコホール
15	国家公務	9711 9721 9731	立法機関 司法機関 行政機関
16	データセンター業	37xx 38xx 39xx 40xx	通信業 放送業 情報サービス業 インターネット付随サービス業
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	1623	圧縮ガス・液化ガス製造業

【参考1】様式第43について

様式第43（第104条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

①

殿

年 月 日

③

④

住 所

(ふりがな)  
法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第104条第1項の規定に基づき、同規則第5条の届出、第7条の申出、第8条第5項の申請、第12条の届出、第13条第3項の申請、第15条の届出、第16条の申出、第17条第6項の申請、第22条の届出、第23条第10項の申請、第33条の届出、第34条の申出、第35条第1項又は第2項の提出、第36条の報告、第40条の届出、第42条の申出、第44条第1項の申請、第47条の申請、第49条第1項の申請、第50条第2項の届出、第52条の報告、第57条の報告、第75条の届出、第77条の申出、第78条第1項又は第2項の提出、第79条の報告、第82条第1項の申請、第85条の申請、第87条第1項の申請、第88条第2項の届出又は第90条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

⑤

⑥

⑦

特定事業者番号	⑧	⑨	⑩	⑪
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	⑤			
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番	⑥			
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統 括貨客輸送事業者指定番号	⑦			
所 在 地	②			
事 業 所 名				
所 属 部 課				
氏 名				
電 話	③			
F A X				
メ ール ア ド レ ス				

- ①冒頭にある右上の欄の※印を付した「受理年月日」及び「処理年月日」欄は記入しないでください。
- ②左上の欄には「提出先」を記入してください。事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長としてください。
- ③「年月日」の欄には提出年月日を記入してください。
- ④「住所」の欄には主たる事務所（通常は本社）の所在地、「法人名」の欄には企業名、「代表者の役職名」の欄には企業代表者の役職名（代表取締役等）、「代表者の氏名」の欄には企業代表者氏名を記入してください。
- ⑤作成担当者は、エネルギー企画推進者又は定期報告書等の作成実務担当者としてください。
- ⑥「特定排出者番号」の欄には、温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」のホームページ上から、「特定排出者コード検索」により事業者ごとの番号を確認の上、9桁の番号を記入してください。  
＜温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度HP 特定排出者コード検索＞【関係URL参照】
- ⑦「特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）」欄には、経済産業局から通知された7桁の指定番号を記入してください。なお、特定事業者として指定されていない場合は空欄とします。
- ⑧「特定荷主番号」欄には、経済産業局から通知された指定番号を記入してください。なお、特定荷主として指定されていない場合は空欄とします。
- ⑨「特定輸送事業者指定番号」欄には国土交通省より通知された指定番号を記入してください。なお、特定輸送事業者として指定されていない場合は空欄とします。
- ⑩「所在地」欄には事業者の作成担当者が所属する事務所（本社、工場等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入してください。
- ⑪「事業所名」「所属部課」「氏名」「電話」「FAX」「メールアドレス」欄には担当者情報を記入してください。また、この欄に記載された担当者宛に、本様式を受け付けた窓口から、電子情報処理組織の使用のために必要な情報を記載した書類を郵送します。作成担当者が所属する事務所（本社、工場等）以外への郵送を希望する場合には、提出時に窓口へご連絡ください。
- ⑫省エネ法に係る諸手続のための権限について、事業者の代表者（代表取締役等）以外の者が、省エネ法に係る諸手続について、事業者を代表する者から委任を受けている場合は、委任状を添付（様式は任意。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。）し、「住所」欄には委任を受けた者が所属する工場等の所在地を記入し、「氏名」欄には企業名並びに代表者及び委任された者の役職名及び氏名を記入してください

## 【参考2】関係 URL

※以下の情報は、記入要領改訂当時のものになりますので、最新のものは、それぞれサイトの管理者にご確認下さい。

【経済産業省】	
<資源エネルギー庁 HP>	
・省エネルギーポータルサイト	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/</a>
・定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度(定期報告書作成支援ツール、マニュアル、Q A、貸事務所業省エネポテンシャルツール、ベンチマーク指標計算ツール、電子申請等)	<a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/</a> <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html</a>
・様式	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/index.html</a>
・中長期計画作成指針	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/index.html</a>
・工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準	
・工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準	
・グリーンエネルギー CO <sub>2</sub> 削減相当量認証制度	<a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/green_energy/recruitment.html">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/green_energy/recruitment.html</a>
・二国間オフセット・クレジット制度	<a href="http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/global.html">http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/global.html</a>
・一般廃棄物処理実態調査結果	<a href="https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html">https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html</a>
<北海道経済産業局 HP>	
<東北経済産業局 HP>	
<関東経済産業局 HP>	
<中部経済産業局 HP>	
<近畿経済産業局 HP>	
<中国経済産業局 HP>	
<四国経済産業局 HP>	
<九州経済産業局 HP>	

### 【環境省】

<「E E G S」(定期報告書提出先：推奨)>	<a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system</a>
<温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル>	<a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual</a>
<温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 HP 特定排出者コード検索>	<a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search</a>
<電気事業者別排出係数一覧>	<a href="http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc">http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc</a>
<(参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条の3における権利利益が害されるおそれ の有無の判断に係る審査基準について>	<a href="http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual/law21_3ki_jun">http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual/law21_3ki_jun</a>

### 【その他】

<日本標準産業分類（総務省）HP>	<a href="http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sango/H25index.htm">http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sango/H25index.htm</a>
<国内クレジット制度、オフセット・クレジット（J－VER）制度、J－クレジット制度>	<a href="https://japancredit.go.jp/">https://japancredit.go.jp/</a>



